

第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」（素案）概要版（資料 No. 2－1）

第1章 計画策定にあたって（P. 1～）

◎ 計画策定の趣旨・背景

（趣旨）

- 花巻市（以下「本市」という。）においては、「子どもが 親が 地域が育ち 子育てに喜びを感じる まちづくり」を基本理念とする花巻市子ども・子育て支援事業計画「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」を策定し、これまでに子ども・子育て支援に関する様々な取組を行ってきました。
- 第2期計画が令和6年度(2024)で最終年度を迎えることから、新たに第3期計画を策定し、今後5年間の本市の子ども・子育て支援について、各種事業を実施しようとするものです。

（背景）

- 急速な少子化が進行しており、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域のつながりの弱化などが懸念されています。また、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用の増加に対し、同一労働同一賃金や働き方改革が進められていますが、仕事と子育ての両立は依然難しい状況です。
- 日本では、令和5年(2023)に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。これにより、希望に応じて家族を持ち、安心して子育てできる社会の実現に向けた対策が始まりました。また、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、地域や職場での子育てしやすい環境の整備が進められることになりました。
- 令和6年(2024)3月に策定の「第2次花巻市まちづくり総合計画」では、重点施策推進プロジェクトに「子ども・子育て応援プロジェクト」を掲げ、子育て支援の一層の充実を図ろうとしています。

◎ 計画の位置付け

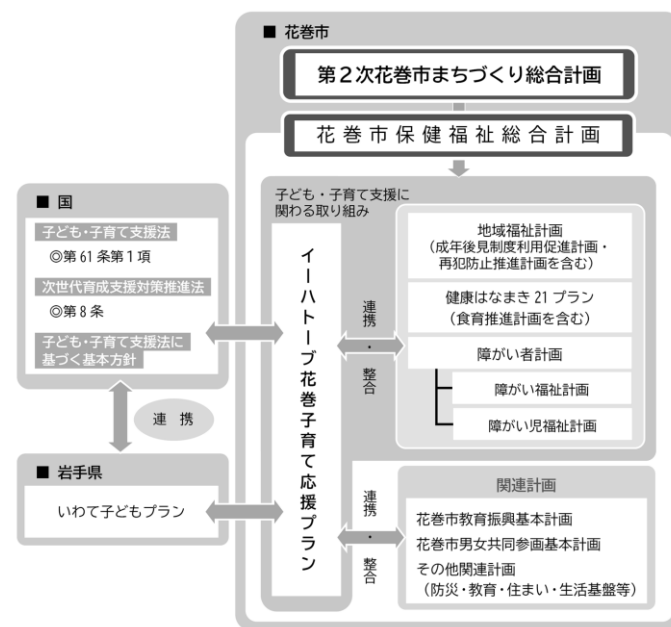
- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置づけ、花巻市の子どもと子育て家庭を対象に、市が今後進める施策の方向性・目標等を定めたものです。

◎ 計画期間

- 令和7年度(2025)から令和11年度(2029)までの5年間とします。

◎ SDGs との関係

- SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール（目標）と本市の子育て支援に関連する目標と関連付け、子どもをはじめ、子育て家庭を中心に、多様な主体が連携し、安心して子どもを産み、育てる環境の実現に向けて、その達成に貢献していきます。

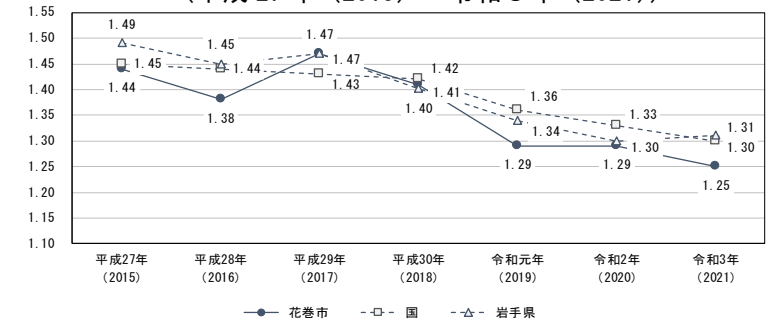


第2章 子ども・子育てを取り巻く現状①（P. 6～）

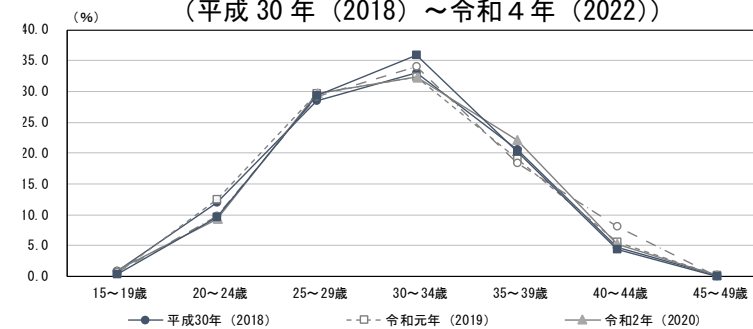
◎ 出生状況 ～ 合計特殊出生率は減少で推移、30～34歳の出生割合が増加～

- 岩手県人口動態統計による本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和3年(2021)では1.25となっています。（右図）

図表 合計特殊出生率
（平成27年（2015）～令和3年（2021））



図表 母親の年齢（5歳階級）別出生割合
（平成30年（2018）～令和4年（2022））

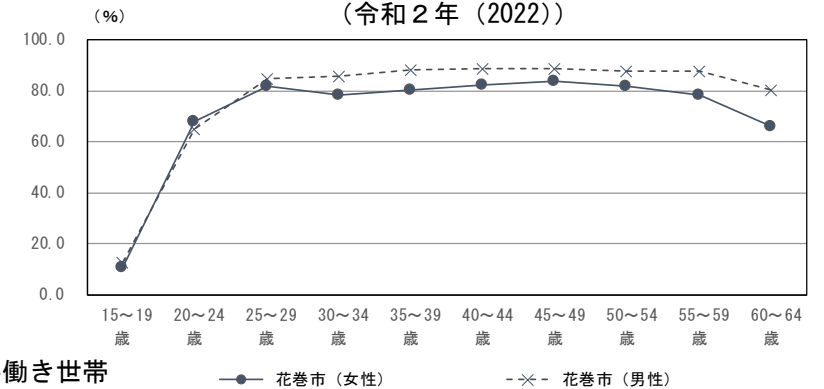


- 人口動態統計特殊報告による本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合は、平成30年(2018)と令和4年(2022)を比較すると、平成30年(2018)と令和4年(2022)を比較すると、20歳から24歳の割合が減少し、30歳から34歳の割合が増加しています。（左図）

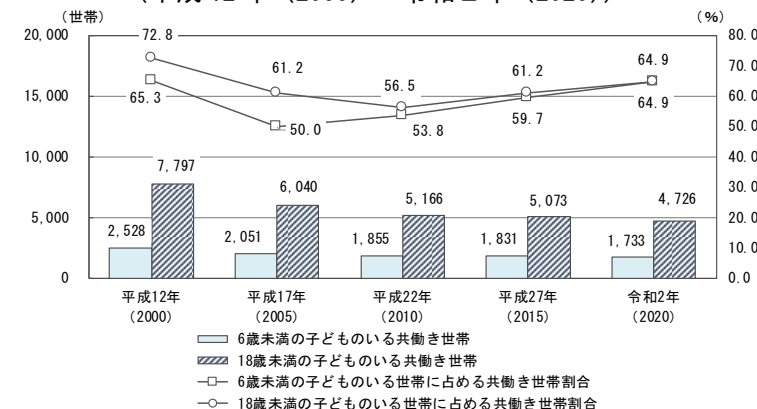
◎ 就労状況 ～ M字カーブは緩やかに、一方で共働き世帯は増加～

- 国勢調査による本市の令和2年(2020)の男女別・年齢別就業率をみると、男性は20～24歳から就業率が上昇し、55～59歳以降は下降しています。（右図）
- 女性の年齢別就業率は、一般に落ち込みが大きいと言われる30歳から39歳のM字カーブを描く線形が緩やかになっています。（右図）

図表 男女別・年齢別就業率
（令和2年（2022））



図表 6歳未満・18歳未満の子どものいる共働き世帯
（平成12年（2000）～令和2年（2020））



- 国勢調査による本市の令和2年(2020)の6歳未満・18歳未満の子どものいる世帯に占める共働き率はいずれも64.9%であり、平成17年(2005)以降、子育てをしながら働いている家庭の割合は増加しています。（左図）

◎ 保育園・認定こども園・幼稚園の状況

（１）地区別保育園の状況表（令和６年（2024）４月１日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	15	1	3	3	22
定員（人）	1,015	90	160	165	1,430
利用児童数（人）	984	51	148	55	1,238
利用率（％）	96.9	56.7	92.5	33.3	86.6

※特定地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）を含む。

（２）地区別認定こども園の状況表（令和６年（2024）４月１日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	10	0	1	1	12
定員（人）	710	0	165	75	950
利用児童数（人）	689	0	132	58	879
利用率（％）	97.0	0.0	80.0	77.0	92.5

（３）地区別幼稚園の状況表（令和６年（2024）４月１日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	6	0	0	0	6
定員（人）	770	0	0	0	770
利用児童数（人）	227	0	0	0	227
利用率（％）	29.5	0	0	0	29.5

（４）保育園等の待機児童の発生状況表

		令和２年度 （2020）	令和３年度 （2021）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）
4/1 現在	空き待ち	25	21	19	18	24
	うち待機	0	0	3	1	9
10/1 現在	空き待ち	41	24	42	37	56
	うち待機	24	16	20	28	30

◎ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

（１）学童クラブ（放課後児童健全育成事業）利用状況表（令和６年（2024）４月１日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	14	1	4	1	20
定員（人）	1,320	48	260	95	1,723
利用児童数（人）	1,033	32	160	99	1,324
利用率（％）	78.3	66.7	61.5	104.2	76.8

※定員（人）：面積上の受入可能数

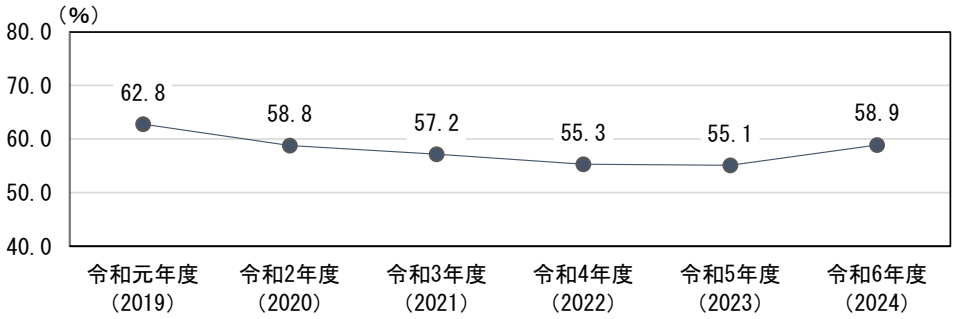
（２）学童クラブ（放課後児童健全育成事業）待機児童数の発生状況表（各年４月１日現在）

	令和２年度 （2020）	令和３年度 （2021）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）
待機児童数(全学童クラブ)	0	0	4	0	4

◎ 子育てのしやすさ

- まちづくりアンケートにおける「子育てしやすいまちだと感じる人の割合」は、令和５年度（2023）まで減少が続いていましたが、令和６年度（2024）には増加へと転じ、58.9%の方は本市を子育てしやすいまちと感じています。

図表 子育てしやすいまちだと思う割合
（令和元年度（2019）～令和６年度（2024））



※ 子育てしやすいまちだと思う割合の算出に当たっては、「子どもがいないのでわからない」、「無回答」を除外した数値を分母、「そう思う」、「どちらかというと思う」の合計を分子として割合を算出しています。

資料：花巻市まちづくり市民アンケート結果報告書（令和元年度～６年度）

◎ 第2期子ども・子育て支援事業の実施状況

- 第2期子ども・子育て支援事業計画は、7つの基本施策と109の事業により構成されています。
- 基本施策別の達成状況では、最終年度の令和６年度（2024）の目標達成見込が81事業、未達成が24事業、評価対象外が4事業となっており、5年間の総括を踏まえて、着実な目標達成に向け、今後も事業を実施していく必要があります。

図表 第2期子ども・子育て支援事業実施状況

基本施策	主要 事業数	R6 目標値 達成見込み 事業数	R6 目標値 未達成事業数	評価対象外 事業数
I 地域における子育ての支援	55	42	10	3
II 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	14	9	5	0
III 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	12	5	7	0
IV 子育てを支援する生活環境の整備	8	7	1	0
V 職業生活と家庭生活との両立の推進	2	2	0	0
VI 子どもの安全の確保	7	6	1	0
VII 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	11	10	0	1
合計	109	81	24	4

◎ 基本理念

「子どもが 親が 地域が 育ち
子育てに喜びを感じるまちづくり」

- 子どもたちは、私たちにとって不可欠な存在であり、未来そのものであり、子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも代えがたい大きな喜びとなります。子育てを通じて、子どもが、親が、地域が成長できるよう、社会全体で子育て家庭を見守り、支援していくことが大切です。
- 近年、結婚観や生活様式が変化し、晩婚や未婚の傾向がますます高まっています。また、子育て家庭では、保護者における仕事と家庭の両立による育児への負担、成長や発達に関する不安、そして孤立感が増加している一方で、子ども自身もいじめや不登校など様々な問題に直面しています。こうした課題の解決にあたっては、子どもが健やかに育つ環境を社会全体で包括的に推進することが不可欠です。
- こうした子どもの成長や子育てを取り巻く現在の状況を受け止め、これまでの基本理念を継承し、地域全体ですべての子どもの健やかな成長に喜びを感じるまちづくりを目指します。

◎ 基本目標

基本目標 1 子どもが健やかに育つ環境づくり

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。
- 子ども自らの「育つ力」を大切にし、自立心や社会性を養い、思いやる心を高めるとともに、自然とのふれあいの機会や多様な体験の場などの提供により、広くすべての子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

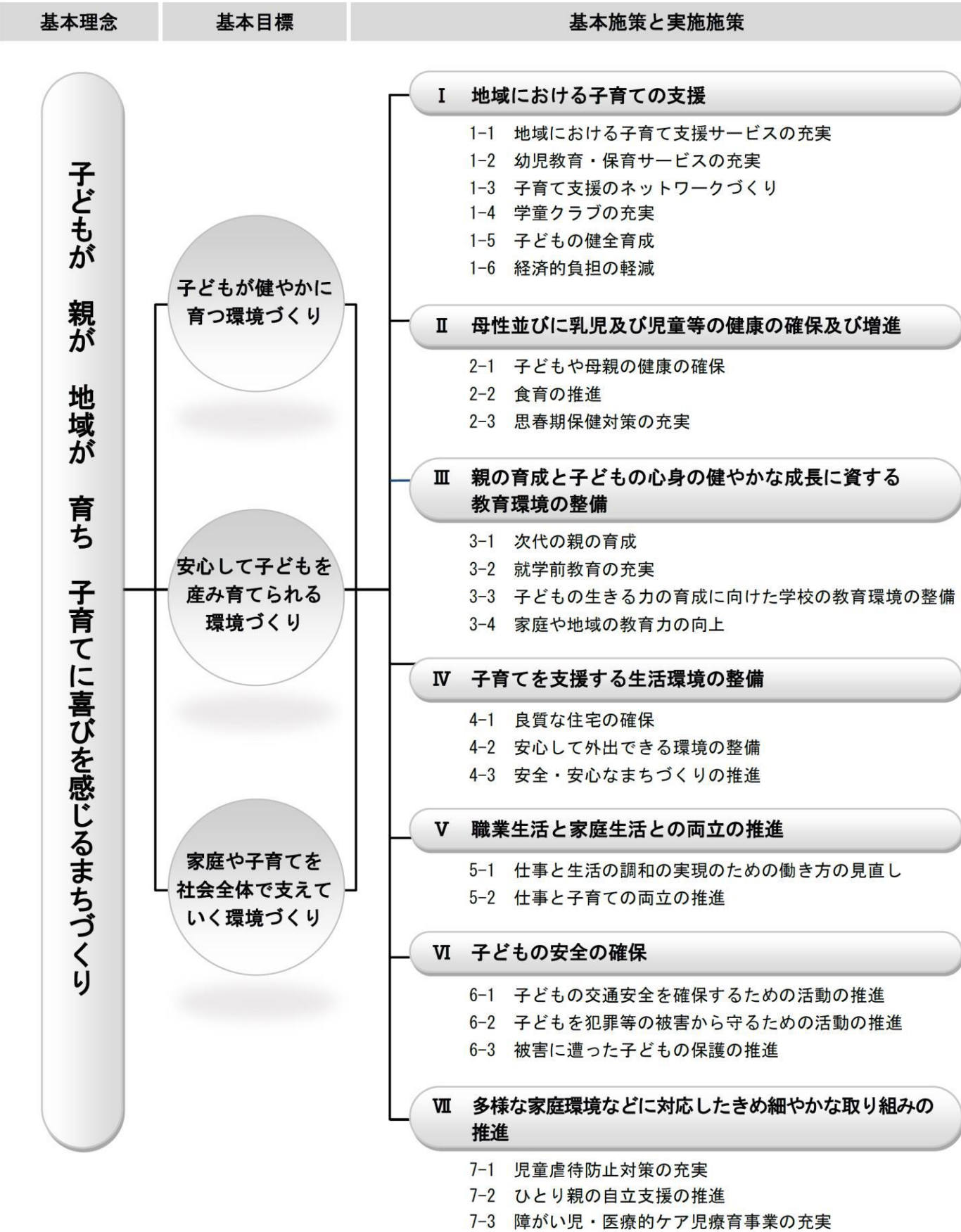
基本目標 2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 子育てに対する不安、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育ての喜びを味わい、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

基本目標 3 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

- 子育てサークルやボランティアなど様々な地域活動団体や地域住民と協働し、家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくりを推進します。

- 以下の施策体系の下、7つの基本施策にかかる23の実施施策を展開します。
- 23の実施施策においては、具体的な取り組みとして主要事業を掲載し、評価指標を設定します。



第4章 子ども・子育て支援施策の展開 施策別主要事業の体系

基本施策	実施施策	主要事業	担当課
1 地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実	1 利用者支援事業★(1)-① 2 子育て支援情報提供事業 3 こどもセンター運営事業★(9) 4 地域子育て支援センター事業★(9) 5 ファミリーサポートセンター事業★(12) 6 子育て短期支援事業★(6) 7 病児保育事業(体調不良児対応型)★(15) 8 病後児保育事業★(15) 9 実費徴収に係る補足給付を行う事業★(3) 10 多様な事業者の参入促進・能力活用事業★(4)	こども家庭センター こども課 こどもセンター こどもセンター こどもセンター こども家庭センター こども課 こども課 こども課 こども課
	2 幼児教育・保育サービスの充実	11 延長保育事業★(2) 12 一時預かり事業★(10) 13 障がい児保育事業 14 【新規】医療的ケア児保育支援事業 15 保育所保育環境充実事業 16 保育施設整備支援事業 17 保育力充実事業 18 【新規】乳児のための支援給付(こども誰でも通園制度)(R7) 乳児等通園支援事業 19 幼稚園における子育て支援活動事業 20 幼稚園教育環境充実事業 21 特定施設2歳児就園支援事業 22 預かり保育事業	こども課 こども課 こども課 就学前教育課 こども課 こども課 こども課 こども課 就学前教育課・こども課 こども課 こども課 こども課
	3 子育て支援のネットワークづくり	23 講演会・研修会開催事業 24 地域子育て支援情報ネットワーク事業	生涯学習課 こどもセンター
	4 学童クラブの充実	25 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)★(5) 26 【新規】学童クラブ施設整備事業	こども課 こども課
	5 子どもの健全育成	27 民生児童委員活動事業 28 スポーツ少年団本部支援事業 29 団体鑑賞事業 30 学校体育施設開放事業 31 少年センター事業 32 安全・安心まちづくり大会開催事業 33 国際姉妹都市等交流推進事業 34 地区振興センター等活動事業 35 教育を高める市民運動事業 36 学校地域協働連携事業 37 【新規】公園整備事業 38 【新規】(仮称)子育て支援複合施設整備調査検討事業	地域福祉課 スポーツ振興課 文化会館 学務管理課 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 国際交流室 生涯学習課 学校教育課 学校教育課 都市政策課 こども課
	6 経済的負担の軽減	39 保育料負担軽減事業 40 副食費負担軽減事業 41 【新規】在宅育児支援事業 42 児童手当支給事業 43 特別児童扶養手当支給事業 44 【新規】妊産婦交通費支援事業 45 【新規】周産期医療確保対策事業 46 【新規】不妊治療支援事業 47 妊産婦医療費助成事業 48 子ども医療費助成事業 49 ひとり親家庭医療費助成事業 50 養育医療費助成事業 51 重度心身障がい者医療費助成事業 52 【新規】出産・子育て応援事業★(1)-② 53 【新規】生活困窮者支援事業 54 【新規】こども食堂等運営支援事業 55 奨学金貸与事業 56 奨学金活用人材確保支援事業 57 はなまき夢応援奨学金事業 58 就学援助事業 59 【新規】学校給食費負担軽減事業	こども課 こども課 こども課 こども課 こども課 健康づくり課 健康づくり課 国保医療課 国保医療課 国保医療課 国保医療課 こども家庭センター 国保医療課 こども家庭センター 地域福祉課 地域福祉課 学務管理課 学務管理課 学務管理課 学務管理課 学務管理課 学務管理課

基本施策	実施施策	主要事業	担当課
2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康確保	60 母子保健事業(健康教育事業) 61 母子保健事業(健康相談事業) 62 健康診査事業★(13) 63 予防接種事業 64 子育て支援家庭訪問事業★(7)・(8)-① 65 特定妊婦支援事業★(8)-①) 66 認可外保育施設健康管理事業 67 【新規】産後ケア等事業★(17) (再掲 No. 52) 出産・子育て応援事業★(1)-②	こども家庭センター こども家庭センター こども家庭センター 健康づくり課 こども家庭センター こども家庭センター こども課 こども家庭センター こども家庭センター
	2 食育の推進	68 乳幼児に対する栄養相談事業 69 食育講座 70 保育園等における地産地消事業 71 学校給食における地産地消推進事業 72 学校給食センター整備事業 73 学校給食センター改修事業	こども家庭センター 健康づくり課 こども課 学務管理課 学務管理課 学務管理課
	3 思春期保健対策の充実	74 学校保健事業	学務管理課
3 親の育成と子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	75 赤ちゃんふれあい体験事業	こども家庭センター
	2 就学前教育の充実	76 保幼こ一体研修事業 77 幼児ことばの教室事業 78 発達支援事業 79 【新規】保育・教育アドバイザー派遣事業	就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課
	3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	80 キャリア学習支援事業 81 特別支援事業 82 【新規】小学校施設維持事業 83 【新規】中学校施設維持事業 84 【新規】義務教育学校整備事業	学校教育課 学校教育課 教育企画課 教育企画課 教育企画課
	4 家庭や地域の教育力の向上	85 ブックスタート及びブックスタートプラス事業 86 ふれあい出前講座事業 87 ニコニコガイド発行事業 88 ニコニコチャレンジ推進事業 89 ニコニコせんせい体験事業	花巻図書館 生涯学習課 就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課
4 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保	90 公営住宅整備事業 91 子育て世帯住宅取得奨励事業 92 【新規】若者世代等空き家取得奨励金(子育て加算) 93 【新規】地域優良賃貸住宅等支援事業	建築住宅課 定住推進課 定住推進課 建築住宅課
	2 安心して外出できる環境の整備	94 子育て応援の店の普及・拡大事業 95 移動式赤ちゃんの駅貸出事業	こども課 こども課
	3 安全・安心なまちづくりの推進	96 交通安全環境整備事業 97 地域安全活動推進事業 98 広報啓発活動事業	道路課 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	99 子育て支援制度の普及啓発事業 100 育児支援等各種情報提供事業	地域づくり課・商工労政課 地域づくり課・商工労政課
6 子どもの安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	101 子どもの交通事故防止対策事業 102 交通安全教育・啓発事業	市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター
	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	103 地域防犯活動推進事業 104 子ども110番の家等推進事業 (再掲 No. 31) 少年センター事業 105 学校安全確保事業	市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 学校教育課
	3 被害に遭った子どもの保護の推進	106 児童立ち直り支援活動事業	こども家庭センター
7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	1 児童虐待防止対策の充実	107 要保護児童対策地域協議会事業★(8)-② 108 家庭児童相談事業 109 【新規】子育て世帯訪問支援事業★(14) 110 【新規】児童育成支援拠点事業★(15) 111 【新規】親子関係形成支援事業★(16)	こども家庭センター こども家庭センター 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
	2 ひとり親の自立支援の推進	112 女性相談支援事業 113 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 114 ひとり親相談事業 115 児童扶養手当支給事業 116 母子家庭等自立支援給付金事業 117 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	こども家庭センター こども家庭センター こども家庭センター こども課 こども家庭センター こども家庭センター
	4 障がい児・医療的ケア児療育事業の充実	118 障がい児通所等給付事業 119 障がい児支援事業 (再掲 No. 76) 発達支援事業 (再掲 No. 79) 特別支援事業	障がい福祉課 障がい福祉課 就学前教育課 学校教育課

★印 : 地域子ども・子育て支援事業 ※()の番号は第5章第3節に掲載の事業番号に対応
【新規】: 第3期計画からの新規掲載事業 (R6 以前より実施中の事業で第2期計画に未掲載の事業を含む)

第4章 基本施策ごとの取組内容（P. 45～P. 72 ※第3期計画より追加掲載する事業のみを抜粋）

◎ 基本施策1 地域における子育ての支援

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
14	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置等に要する費用の一部を補助する。	（事業の継続）	1 施設	継続	47
18	乳児のための支援給付（こども誰でも通園制度）（R7）乳児等通園支援事業★	一定時間（月 10 時間）以内で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付を行う。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	47
26	学童クラブ施設整備事業	学童クラブ利用児童の増加等に伴う施設整備及び改修等を行う。	（事業の継続）	施設整備：2 施設 改修：2 施設	継続	50
37	公園整備事業	遊戯施設の修繕、更新撤去及び芝生の整備、樹木管理の他、公園等施設長寿命化計画を実施する。	公園事故及びトラブル（件）	0 件	0 件	52
38	（仮称）子育て支援複合施設整備調査検討事業	屋内遊戯施設、子育て支援複合施設の整備に関する調査検討を行う。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	52
41	在宅育児支援事業	保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子どもを養育する世帯に支援金を支給する。	（事業の継続）	1,000 月	継続	53
44	妊産婦交通費支援事業	妊産婦の産科医療機関への通院、入院又は近隣宿泊施設に待機宿泊する経費を補助する。	（事業の継続）	149 名 （R6. 10 月現在）	継続	53
45	周産期医療確保対策事業	・産科医師の就職支援（一時金）、保育料支援、家賃支援、奨学金返還支援及び交通費支援に関する補助金を交付する。 ・産科医師・助産師等の雇用に要した医師・助産師等紹介事業者への紹介手数料支援に関する補助金を交付する。 ・助産師等の就職支援（一時金）、保育料支援、家賃支援、奨学金返還支援に係る補助金を交付する。 ・助産師へ就職支援金の貸付を行う。	（事業の継続）	1 名 （R6. 12 月現在）	継続	54
46	不妊治療支援事業	不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、経済的負担を軽減する。	（事業の継続）	（助成済額） 3,028,180 円 （助成済額内訳） 生殖補助医療 31 件 2,617,440 円 ・一般不妊治療 6 件 410,740 円	継続	54
52	出産・子育て応援事業	妊娠届出時、妊娠8ヶ月前後、赤ちゃん訪問時にアンケート及び面談を実施し、赤ちゃん訪問の面談を実施後に交付金を交付する。	悩みや困りごとの相談先や利用できるサービスを知ることが出来た母の割合（%）	100%	100%	54
53	生活困窮者支援事業	生活困窮者に対し、一人一人の状況に応じた総合的な支援を行う。	（事業の継続）	継続	継続	54
54	こども食堂等運営支援事業	経済的な理由等により困窮している世帯のこども等を支援するこども食堂やフードパントリー等を継続的に運営するため、当該事業を実施する団体への運営支援を行う。	市内でこども食堂を継続実施している団体数	8 団体	8 団体	54
59	学校給食費負担軽減事業	食材料費の高騰に係る学校給食費の値上がり分を市が負担し、経済的負担を軽減する。	設定なし	1 食当たり単価 値上り額 小学校 30 円 中学校 30 円	設定なし	55

◎ 基本施策2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
67	産後ケア等事業★（17）	妊産婦が抱える妊娠・出産等に関する悩みの相談支援や、産後間もない母子に対する心身のケア等を行う。	産後ケア事業利用者の満足度	100.0%	100.0%	56
71	学校給食センター整備事業	学校給食センター整備に向けた調査等を行う。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	57

◎ 基本施策3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
79	保育・教育アドバイザー派遣事業	市内就学前施設からの派遣依頼を受け、保育・教育アドバイザーが施設を訪問し、保育・教育に対する助言や、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を目的に支援を行う。	（事業の継続）	継続	継続	60
82	小学校施設維持事業	小学校施設の維持管理及び長寿命化を行う。	（事業の継続）	維持修繕学校数 16 校	継続	61
83	中学校施設維持事業	中学校施設の維持管理及び長寿命化を行う。	（事業の継続）	維持修繕学校数 11 校	継続	61
84	義務教育学校整備事業	矢沢地区における義務教育学校を整備する。	（事業の継続）	継続	（令和10年度までに事業完了）	61

◎ 基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
91	若者世代等空き家取得奨励金（子育て加算）	若者世代（39 歳以下）または県外からの移住者の空き家取得に係る奨励金について、子育て世帯については加算する。	（事業の継続）	2 件	継続	63
93	地域優良賃貸住宅等支援事業	子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の家賃減額補助を行う。	（事業の継続）	36 件	継続	63

◎ 基本施策7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
109	子育て世帯訪問支援事業★（14）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	70
110	児童育成支援拠点事業★（15）	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対し、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談等の支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を評価し、個々の児童の状況に応じ包括的な支援を行う。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	70
111	親子関係形成支援事業★（16）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	70

◎ 統合・終了事業 (P. 73)

基本 施策 (※)	実施 施策 (※)	事業名	事業内容	統合・終了の別及び理由
I	1	保育園等園庭開放事業	保育園に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・子どもたちとの交流の機会を提供し、支援に努める。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、市事業としての目的を達したと判断し掲載終了。
1	1			
I	1	幼稚園開放事業	親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、子育て支援に努める。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、市事業としての目的を達したと判断し掲載終了。
1	1			
I	2	保育園等地域活動事業	地域住民との世代間交流を始めとする保育園等地域活動を、保育園等の実情に合わせて実施する。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、補助事業も終了したことから、市事業目的を達したと判断し掲載終了。
—	—			
I	3	障がい児の受け入れ支援事業	障がい児の受け入れ体制の確保を支援する。	【統合】施策 I-2 と I-3 の統合により、事業趣旨同一の No. 13（障がい児保育事業）と統合。
1	2			
I	3	世代間交流事業	老人ホームの訪問等によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、異年齢間の交流を促進する。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、市事業の目的を達したと判断し掲載終了。
—	—			
I	5	放課後子供教室推進事業	学校等の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全な居場所を設置し、様々な体験活動や地域住民との交流を行う。	【終了】令和2年度の実施校（内川目小学校、亀ヶ森小学校）の閉校後、他校での実施に係る要望や実施の動きがなく、掲載終了。
—	—			
I	7	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業を No. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
I	7	小学生医療費助成事業	小学生の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業を No. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
I	7	中学生医療費助成事業	中学生の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業を No. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
I	7	高校生等医療費助成事業	高校生等の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業を No. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
I	7	心身障がい児医療費助成事業	心身に障がいのある児童の保護者が安心して子育てできる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、No. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
II	1	こどものためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業	生後6か月から中学生を対象にインフルエンザ予防接種費用を補助し保護者の負担軽減を行う。	【統合】定期予防接種の実施事業と、インフルエンザ、おたふくかぜ等の予防接種に対する補助事業を No. 62（予防接種事業）に統合。
2	1			
IV	2	放射能公害対策事業	市民の不安を速やかに解消するため、空間放射線量の計測・公表と市民から持ち込まれる食品などに含まれる放射性物質の濃度を測定する。	【終了】持ち込みによる食品等の検査結果においては、基準値を超過したものはない状況が続いているため、本計画としての掲載終了。（取組自体は継続。）
—	—			
IV	4	ユニバーサルデザイン化推進事業	公共施設交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン化に努める。	【終了】公共施設や交通機関の整備においては、バリアフリー対策が行われることが通常であり、市の取り組みも周知活動のみとなっているため、本計画としての掲載終了。
—	—			

※基本施策及び実施施策の記号は上段が第2期計画、下段が第3期計画の番号を指す。

◎ 第2期・第3期の施策数及び事業数比較 (P. 74)

○基本施策及び実施施策

基本施策（７施策）	第２期計画実施施策（29 施策）	第３期計画実施施策（23 施策）
1 地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実	2 幼児教育・保育サービスの充実
	3 幼児教育における支援の充実	（統合：施策１－２へ）
3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	（統合：施策４－３へ）
	2 安全な生活環境の確保	（削除：主要事業の終了による）
4 子育てを支援する生活環境の整備	3 安全な道路交通環境の整備	（統合：施策４－３へ）
	4 安心して外出できる環境の整備	2 安心して外出できる環境の整備
	5 安全・安心なまちづくりの推進	3 安全・安心なまちづくりの推進
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	2 仕事と子育ての両立の推進	（統合：施策５－１へ）
7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	3 発達相談・支援の充実	（統合：施策３－２へ）

○統合・終了・新規掲載事業数の比較

第2期計画 109事業				第3期計画 119事業			
見直し事業数	基本 施策	実施 施策	事業名	見直し事業数	基本 施策	実施 施策	事業名
統合前(7)	I	2	障がい児保育事業	統合後(2)	1	2	障がい児保育事業
2事業	I	3	障がい児の受け入れ支援事業				
5事業	I	7	乳幼児医療費助成事業				子ども医療費助成事業
	I	7	小学生医療費助成事業	1事業	1	6	
	I	7	中学生医療費助成事業				
	I	7	高校生等医療費助成事業				
	I	7	心身障がい児医療費助成事業	1事業	2	1	予防接種事業
	II	1	予防接種事業				
	II	1	こどものためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業				
掲載終了	I	1	保育園等園庭開放事業	新規掲載 24事業	1	2	医療的ケア児保育支援事業
7事業	I	1	幼稚園開放事業		1	2	乳児のための支援給付(こども誰でも通園制度)(R7)乳児等通園支援事業★
	I	2	保育園等地域活動事業		1	5	学童クラブ施設整備事業
	I	3	世代間交流事業		1	5	公園整備事業
	I	5	放課後子供教室推進事業		1	5	(仮称)子育て支援複合施設整備調査検討事業
	IV	2	放射能公害対策事業		1	6	在宅育児支援事業
	IV	4	ユニバーサルデザイン化推進事業		1	6	妊産婦交通費支援事業
					1	6	周産期医療確保対策事業
					1	6	不妊治療支援事業
					1	6	出産・子育て応援事業
					1	6	生活困窮者支援事業
					1	6	こども食堂等運営支援事業
					1	6	学校給食費負担軽減事業
					2	1	産後ケア等事業
					2	2	学校給食センター整備事業
					3	2	保育・教育アドバイザー派遣事業
					3	3	小学校施設維持事業
					3	3	中学校施設維持事業
					3	3	義務教育学校整備事業
					4	1	若者世代等空き家取得奨励金(子育て加算)
					4	1	地域優良賃貸住宅等支援事業
					7	1	子育て世帯訪問支援事業
					7	1	児童育成支援拠点事業
					7	1	親子関係形成支援事業

◎ 教育・保育提供区域、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定及び事業の追加

- 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、教育・保育（子ども・子育て支援給付）及び延長保育事業は教育・保育提供施設において実施するため4地域とするほか、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は小学校区とし、その他の事業に関しては、全市域を提供区域とします。
- 令和6年度より創設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業や、令和7年度より法制化される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施・検討を進めるとともに、地域子ども・子育て支援事業に移管される産後ケア事業についても第3期計画に事業を追加掲載し、引き続き取り組みます。

図表 教育・保育提供区域の設定

事業名		提供区域		
		全市域	4地域	小学校区
教育・保育（子ども・子育て支援給付）			○	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	○		
	② 延長保育事業		○	
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	○		
	④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○		
	⑤ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）			○
	⑥ 子育て短期支援事業	○		
	⑦ 乳児家庭全戸訪問事業	○		
	⑧-1 養育支援訪問事業	○		
	⑧-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	○		
	⑨ 地域子育て支援拠点事業	○		
	⑩ 一時預かり事業	○		
	⑪ 病児保育事業	○		
	⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	○		
	⑬ 妊婦健康診査	○		

図表 第3期計画からの追加事業に係る教育・保育提供区域の設定

事業名		提供区域		
		全市域	4地域	小学校区
令和7年度以降 地域子ども・子育て支援事業	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	○		
	⑮ 児童育成支援拠点事業	○		
	⑯ 親子関係形成支援事業	○		
	⑰ 産後ケア事業	○		
令和8年度以降 乳児等のための支援給付	● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	○		

◎ 計画期間における児童数の推計

年齢	実績（各年度4月1日現在）					推計（各年度4月1日現在）				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
0歳	489	489	426	468	367	369	359	350	341	333
1歳	554	512	510	450	490	385	387	377	368	359
2歳	655	571	517	515	454	498	391	393	383	374
3歳	639	663	573	525	524	459	503	395	397	387
4歳	652	643	673	575	542	529	464	508	399	401
5歳	681	660	649	677	575	547	534	469	513	403
6歳	722	689	660	652	685	581	550	519	455	495
7歳	696	722	687	657	656	685	581	550	519	455
8歳	695	702	724	684	661	656	685	581	550	519
9歳	739	699	702	719	687	661	656	685	581	550
10歳	730	735	701	701	721	687	661	656	685	581
11歳	851	732	734	700	702	721	687	661	656	685
0～2歳	1,698	1,572	1,453	1,433	1,311	1,252	1,137	1,120	1,092	1,066
3～5歳	1,972	1,966	1,895	1,777	1,641	1,535	1,501	1,372	1,309	1,191

（推計手法について）

- 0～5歳については、令和2年（2020）～令和6年（2024）の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いたコーホート変化率法により推計を行っています。
- 6～11歳については、第2期計画までコーホート変化率法による推計を行っていましたが、より実態に近い推計値として、第3期計画では花巻市教育委員会が算出した、学区内の出生児童数に前年度の当該校への平均入学率を乗じた推計値を使用します。なお、児童数の合計には、特別支援学級在籍者を含みます。

◎ 教育・保育施設の充実（P. 78～）

- 教育・保育施設の充実に向けて各認定区分における計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「量の見込み」については、令和2年度～令和6年度の市内全体の児童数及び花巻・大迫・石鳥谷・東和地域での教育・保育施設の利用実績の推移をもとに算出します。
- 設定した「量の見込み」に対し、当該年度中にどのくらいの定員や施設数等を確保するか、という年度ごとの目標数値として「確保の方策」をまとめます。

【量の見込み】

- 計画期間における利用見込みは市全体で最大2,370人程度であり、計画最終年度となる令和11年度には1,933人程度に減少する見込みです。

【確保の方策】

- 令和6年度時点で開設されている教育・保育施設により、必要利用定員総数を確保します。

第5章 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保②（P. 89～P. 105）

◎ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた今後の方向性

（１）利用者支援事業

- ① こども家庭センター型
- 保健師等の専門職がすべての妊婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等に対しきめ細やかな支援を行う施設（こども家庭センター）を維持します。
- ② 妊婦等包括相談支援事業
- 面談実施に必要となる保健師等の専門職を確保し、すべての妊婦等を対象とした複数回の面談等を実施します。

（２）延長保育事業

- 花巻・大迫・石鳥谷・東和の各提供区域において、令和6年度時点で実施している保育園・認定こども園41施設により、必要利用数を確保します。

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 教育・保育施設等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等を対象となる児童に給付します。

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や必要性などを主な観点として、事業者と協議を行い、参入及び能力活用を支援します。

（５）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

- 各小学校区を基本に令和6年度時点で開設している学童クラブ20施設及び令和7年度から開設する2施設を合わせた22施設により、必要利用定員総数を確保します。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

- 令和6年度時点で実施している市内外の4施設により必要利用数を確保します。

（７）乳児家庭全戸訪問事業

- 保健師等の専門職による乳児のいる全ての家庭への家庭訪問を計画的に実施します。

（８）養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ① 養育支援訪問事業
- 養育支援が必要な家庭に助産師を派遣し、訪問援助等を行います。
- ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- こども家庭センターや「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進し、児童虐待の予防・早期発見や適切な保護など、子どもを守る取り組みを実施します。

（９）地域子育て支援拠点事業

- 令和6年度時点で開設している市内6か所のこどもセンター及び地域子育て拠点センターにより、必要利用数を確保します。

（10）一時預かり事業

- ① 幼稚園における預かり保育（幼稚園型）
- 令和6年度時点で実施している3か所及び令和7年度より実施新制度移行予定の1か所、計4か所の幼稚園により、必要利用数を確保します。

② 保育所等による一時預かり

- 令和6年度時点で実施している19施設により、必要利用数を確保します。

（11）病児保育事業

- 病後型は、令和6年度時点で実施している1施設により、必要利用数を確保します。
- 体調不良型は、令和6年度時点で実施している17施設により、必要利用数を確保します。

（12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 令和6年度時点の、援助を行うことを希望する人数を維持し、必要利用数を確保します。

（13）妊婦健診事業

- 妊娠・出産にあたり、支援を要する妊婦を早期に発見するとともに、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、切れ目なく支援につながる体制の確保に努めます。

（14）子育て世帯訪問支援事業【新規】

- 相談事業や訪問、健診等の様々な機会のほか、関係機関と連携して情報共有を図るなどして、対象者の把握に努め、事業実施の妥当性や必要性を含め、適切な支援について検討します。

（15）児童育成支援拠点事業【新規】

- 支援の必要な児童の把握に努め、居場所づくりを含む適切な支援について検討します。

（16）親子関係形成支援事業【新規】

- 妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談をはじめ、様々な教育・保育施設での状況等から、対象となる保護者や児童の把握に努め、事業実施の妥当性や必要性を含め、適切な支援について検討します。

（17）産後ケア事業【新規】

- 日帰り型については、令和6年度時点で実施している1施設により、必要利用数を確保します。
- 宿泊型については、事業実施についての検討を進めます。

◎ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

- 市内においても令和7年度より制度化に向けた調査等を実施し、令和8年度からの本格実施に向けて検討します。

第6章 計画の着実な推進に向けて（P. 106）

◎ 計画の推進体制

- 本計画の趣旨や制度を十分理解し、本計画を推進する当事者として、互いに協力した関係を構築していくために、「花巻市子ども・子育て会議」において子育てにかかる、各主体の取り組み状況や課題を共有し、施策・事業を計画的・総合的に推進します。

◎ 計画の進捗状況の点検・評価

- 子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などを含み、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「花巻市子ども・子育て会議」において、毎年度、子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検、評価し、必要に応じて改善を促します。
- 計画に定めた「利用見込み」や「確保方策」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合は、計画の中間年である3年目（令和9年度）を目途に必要な応じ、「花巻市子ども・子育て会議」を活用し、見直しを行います。

イーハトーブ花巻子育て応援プラン

第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和 年 月
岩手県 花巻市

(令和7年1月29日現在)

● ● 目 次 ● ●

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨・背景	1
第2節 計画の位置付け・計画期間	3
第3節 策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	6
第1節 花巻市の現状	6
第2節 教育・保育の状況	18
第3節 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）	27
第4節 第2期計画での取組状況	36
第3章 計画の基本理念・基本目標	40
第1節 基本理念	40
第2節 基本目標	41
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	42
第1節 施策体系	42
第2節 施策別主要事業の体系	43
第3節 基本施策ごとの取組内容	45
基本施策1 地域における子育ての支援	45
基本施策2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	56
基本施策3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ...	59
基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備	63
基本施策5 職業生活と家庭生活との両立の推進	66
基本施策6 子どもの安全の確保	67
基本施策7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	70
第5章 教育・保育施設及び地域子ども・子育て 支援事業の確保 （子ども・子育て支援事業計画）	75
第1節 教育・保育提供区域の設定	75
第2節 教育・保育の提供	77
第3節 地域子ども・子育て支援事業等の充実	89
第6章 計画の着実な推進に向けて	106
第1節 計画の推進体制	106
第2節 計画の進捗状況の点検・評価	106

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨・背景

1 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は昭和 42 年(1967)以降減少し続け、平成 17 年(2005)には 1.26 まで落ち込み、平成 27 年(2015)に 1.45 まで回復したものの、令和 4 年(2022)には再び 1.26 となり、出生数は過去最低となるなど、人口を維持するのに必要な水準である 2.07 を大きく下回り、少子化が加速しています。

急速な少子化の進行は、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域のつながりの希薄化など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。また、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用の割合の高まりなどに対し、同一労働同一賃金や働き方改革などの取組が行われていますが、仕事と子育てを両立させることは依然として難しい状況にあります。

こうした流れの中、国では若年人口が急激に減少する 2030 年までに、このような状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であるとして、令和 5 年(2023)に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足するなど、若い世代が希望に応じて家族を持ち、誰もが安心して子育てができる社会の実現に向けた少子化対策がはじまりました。また、次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長され、地域や職場における子育てしやすい環境の整備に向け、国は、引き続き地方公共団体及び事業主の取組支援の充実も図ることとしています。

花巻市(以下「本市」という。)では、平成 18 年の合併による新花巻市誕生以来、花巻市次世代育成支援行動計画「21 イーハートーブ花巻子育てプラン」を策定し、「子どもが 親が 地域が育ち 子育てに喜びを感じるまちづくり」を基本理念として、家庭や地域、事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、次世代育成支援対策のための取組を進めてきました。また、平成 27 年(2015)3 月にはこの計画を引き継ぐ計画としての位置付けを併せ持ちながら、子ども・子育て支援法に基づき 5 年を 1 期とする総合的な計画として、花巻市子ども・子育て支援事業計画「イーハートーブ花巻子育て応援プラン」を策定し、これまでに子ども・子育て支援に関する様々な取り組みを行ってきました。さらに、令和 6 年(2024)3 月に策定した「第 2 次花巻市まちづくり総合計画」では、市の最重要課題である人口減少に対する重点施策推進プロジェクトとして「子ども・子育て応援プロジェクト」を掲げ、子育て支援の一層の充実を図ることとしております。

このたび、第 2 期花巻市子ども・子育て支援事業計画が令和 6 年度(2024)で最終年度を迎えるため、新たに第 3 期花巻市子ども・子育て支援事業計画を策定し、今後 5 年間の本市の子ども・子育て支援について、各種事業を実施しようとするものです。

2 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

新たな計画策定に当たり、近年の子ども・子育てに関する法律、制度等の動向を次のとおり整理します。

図表 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

平成23年	●子ども・子育て関連3法成立
平成27年	●子ども・子育て新制度開始。第1期子ども・子育て支援事業計画スタート
令和元年	●幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施 ●子ども・子育て支援法が改正 ●子ども・子育て支援法に基づく基本指針 ^{※1} の改正・第2期子ども・子育て支援事業計画策定
令和3年	●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 ⇒「こどもまんなか社会 ^{※2} 」の実現を目指すことが趣旨
令和5年	●こども基本法施行 ⇒児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。 ●こども家庭庁創設 ⇒「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策 ^{※3} は、こども家庭庁に移管された。 ●こども大綱・こども未来戦略が閣議決定
令和6年	●子ども・子育て支援法等の改正案が成立 ⇒児童手当の拡充、こども誰でも通園制度の創設など子育て世代への支援を拡充するほか、財源確保のため公的医療保険に上乗せして徴収する新たな支援金制度を2026年度に創設 ●次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の改正 ⇒令和7年3月までの時限法が令和17年3月まで延長 ●基本指針の改正・第3期子ども・子育て支援事業計画策定

※1：子ども・子育て支援に関する施策を進めるための基本的な考え方を示したもので、自治体はこの指針をもとに計画を策定。

※2：常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策をわが国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※3：新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策（地域子ども・子育て支援事業などを含む）のこと（こども基本法第2条）。

第2節 計画の位置付け・計画期間

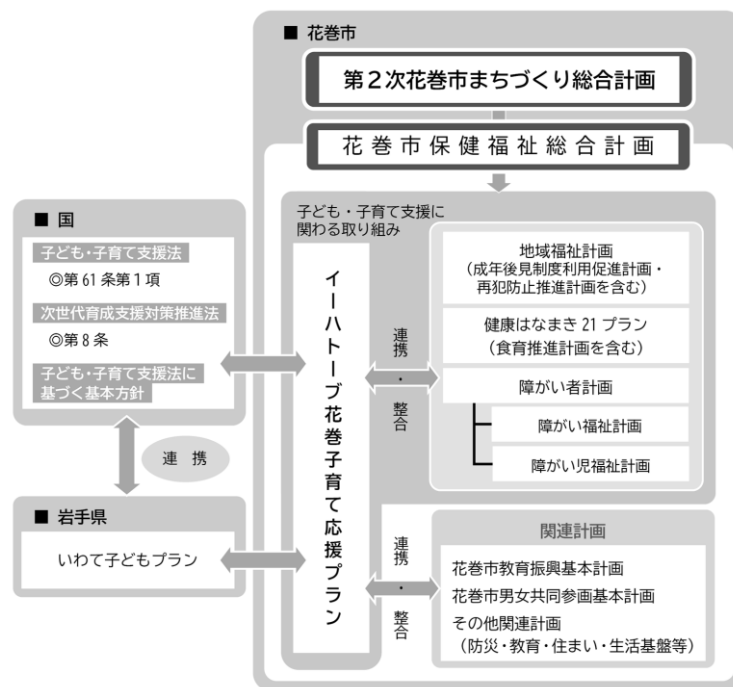
1 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、これまで進めてきた次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援対策行動計画」における取り組みについても包含するものとし、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画である「第2次花巻市まちづくり総合計画」や関連計画と整合性を持ったものとして定めます。

図表 計画の位置付け



【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 計画期間

本計画は、令和7年度（2025）から令和11年度（2029）までの5年間とします。

なお、計画期間中における法制度の変更や社会状況の変化、市事業の実施状況に応じ、所要の見直しを行うこととします。

図表 計画期間



3 SDGsとの関係

上位計画である「花巻市まちづくり総合計画」では、世界の国々で目指す国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール（目標）と本市の子育て支援に関連する目標と関連付け、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

本計画における各施策・事業の推進にあたっては、子どもをはじめ、子育て家庭を中心に、多様な主体が連携して安心して子どもを産み、育てる環境の実現に向けてSDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

なお、本計画と関わりのあるSDGsのゴール（目標）は次のとおりです。



第3節 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

1 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「花巻市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

2 アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	有効票数	回収率
調査対象	就学前児童	2,831 票	2,388 票	2,355 票	84.8%
	小学生	2,320 票	2,107 票	2,090 票	90.1%
調査期間	令和6年2～3月				
調査方法	就学前児童：施設・郵送での配付・回収、Web フォームによる回答 小学生：学校配付・回収、Web フォームによる回答				

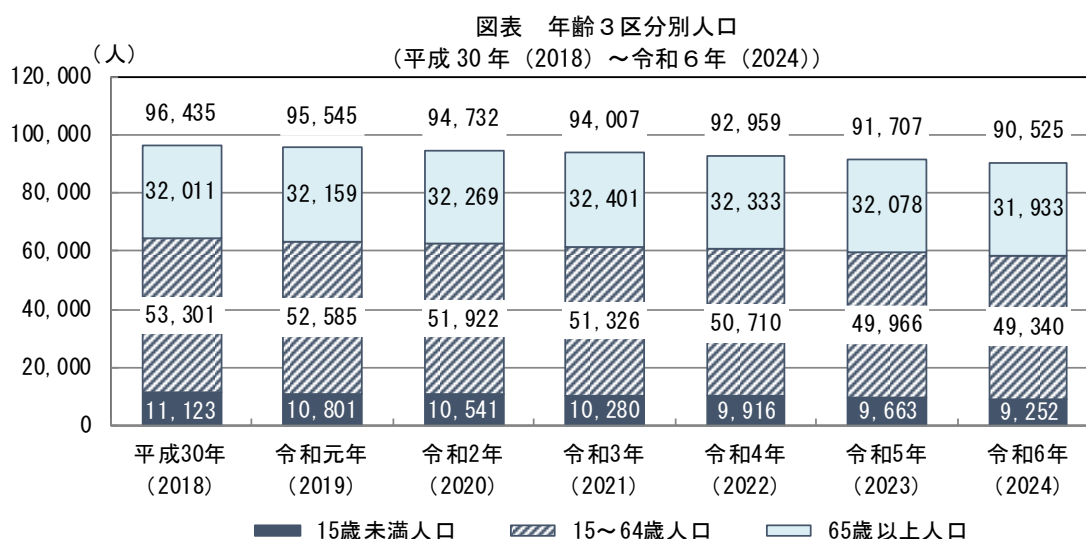
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状

第 1 節 花巻市の現状

1 人口

(1) 年齢 3 区分別人口

本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向であり、令和 6 年（2024）では 90,525 人となっています。また、年齢 3 区分別人口構成の推移をみると、15 歳未満人口は令和 6 年（2024）では 9,252 人であり、総人口の 1 割（10.2%）となっています。



(単位：人・%)

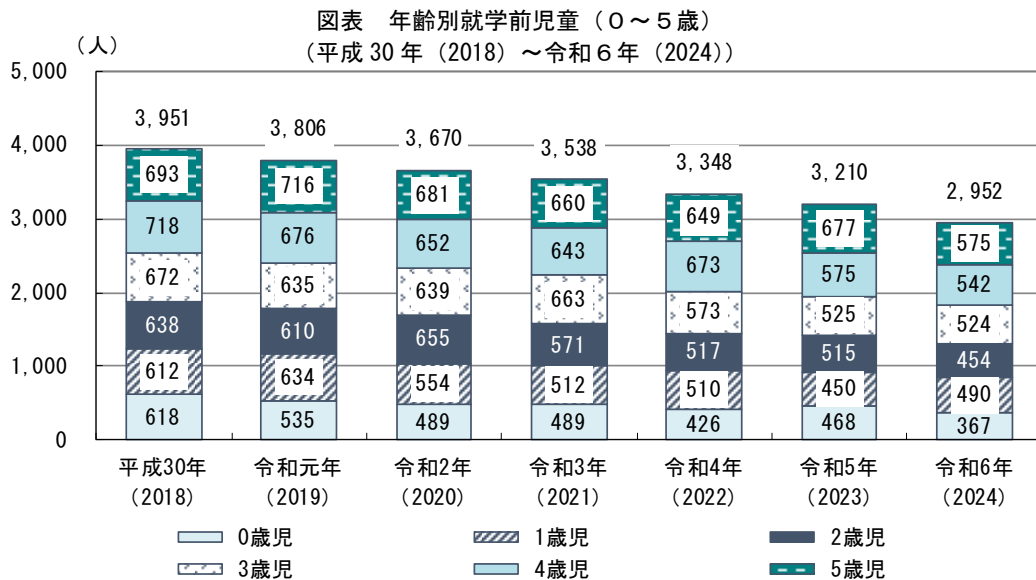
区 分	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
総人口	96,435	95,545	94,732	94,007	92,959	91,707	90,525
15 歳未満	11,123	10,801	10,541	10,280	9,916	9,663	9,252
15~64 歳	53,301	52,585	51,922	51,326	50,710	49,966	49,340
65 歳以上	32,011	32,159	32,269	32,401	32,333	32,078	31,933
(構成比)							
15 歳未満	11.5	11.3	11.1	10.9	10.7	10.5	10.2
15~64 歳	55.3	55.0	54.8	54.6	54.6	54.5	54.5
65 歳以上	33.2	33.7	34.1	34.5	34.8	35.0	35.3

資料：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）

(2) 年齢別就学前児童（0～5歳）

本市の0歳から5歳の子ども人口は年々減少しており、令和6年（2024）では2,952人となっています。

また、特に0歳児の減少が著しく、令和6年（2024）には400人を下回りました。

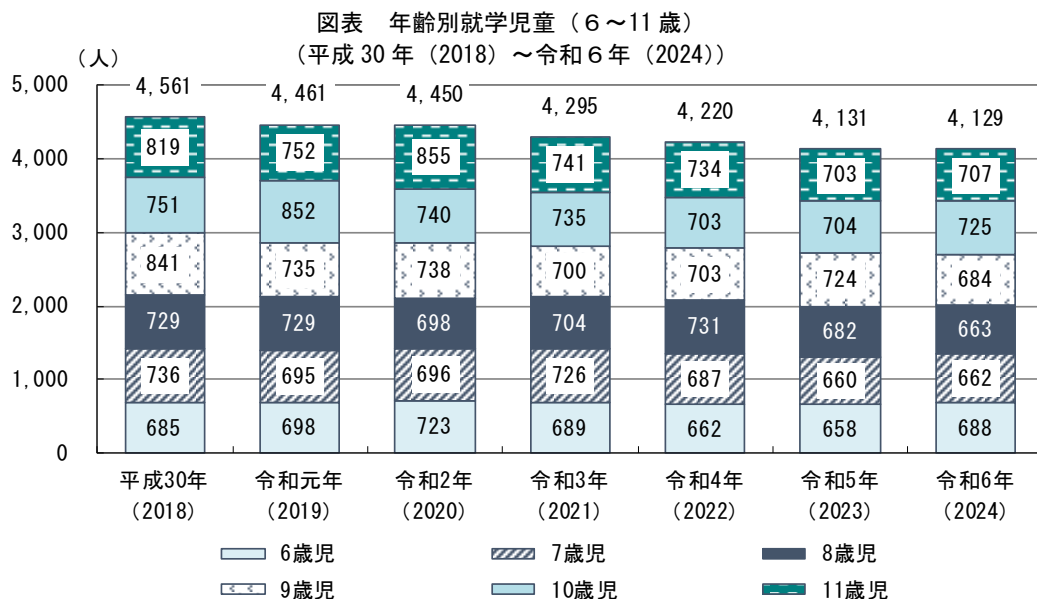


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 年齢別就学児童（6～11歳）

本市の6歳から11歳の子ども人口についても年々減少しており、令和6年（2024）では4,129人となっています。

年齢別では各年で増減がみられますが、令和6年（2024）には初めて6～9歳児が700人を下回りました。



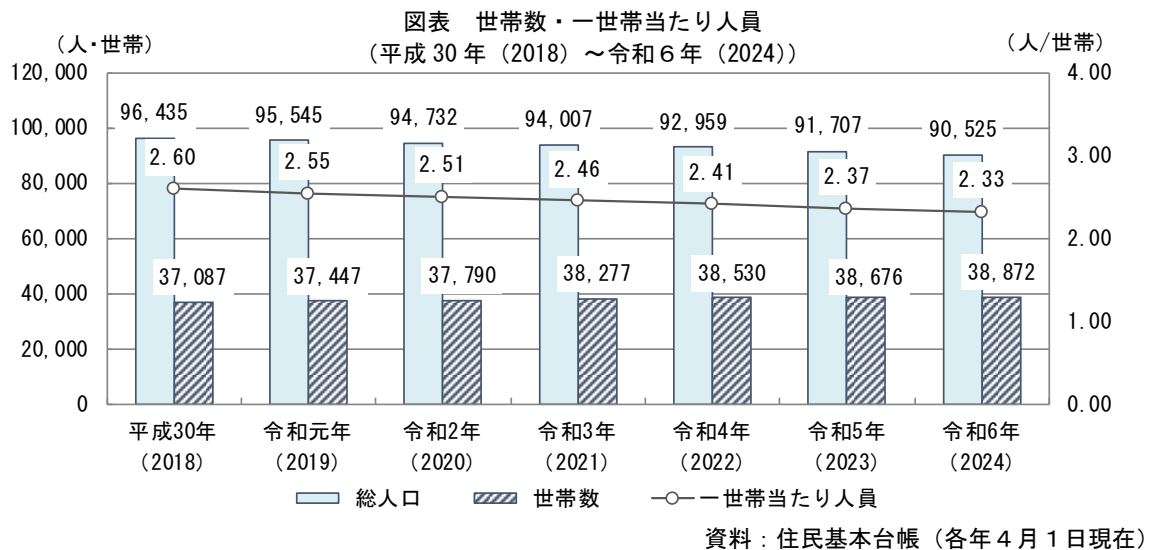
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 世帯

(1) 世帯数・一世帯当たり人員

本市の世帯数は、総人口が年々減少する一方で増加が続いており、令和6年(2024)では38,872世帯となっています。

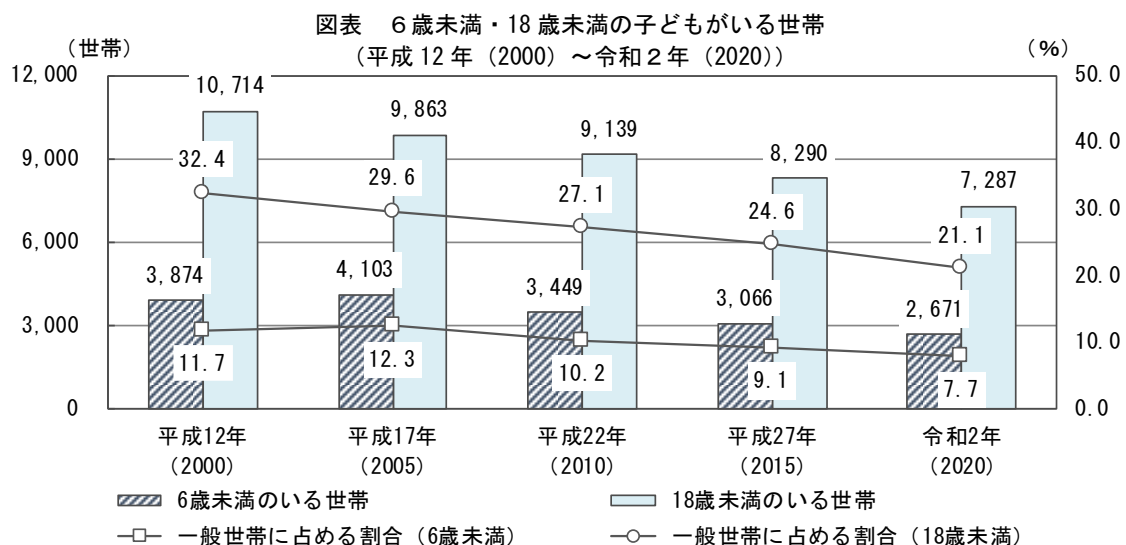
一世帯当たりの人員は、令和6年(2024)では2.33人/世帯となるなど、単身世帯や夫婦のみの世帯といった3人未満の世帯が多くなっています。



(2) 6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯

本市の6歳未満の子どもがいる世帯及び当該割合は減少傾向にあり、令和2年(2020)では2,671世帯、一般世帯数の約1割(7.7%)となっています。

また、18歳未満の子どもがいる世帯及び当該割合についても減少傾向にあり、令和2年(2020)では7,287世帯、一般世帯数の約2割(21.1%)となっています。

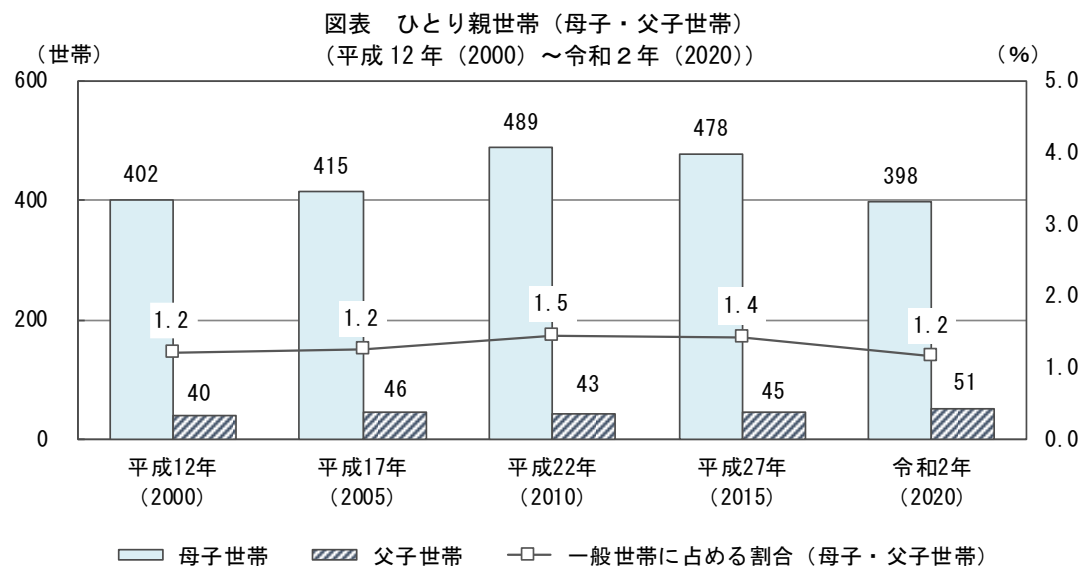


(3) ひとり親世帯（母子・父子世帯）

本市の母子世帯は、平成 22 年（2010）までは増加傾向にありましたが、平成 27 年（2015）に減少に転じ、令和 2 年（2020）では 398 世帯となっています。

また、父子世帯は令和 2 年（2020）では 51 世帯となっています。

なお、一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、1.2～1.5%程度で推移しています。



資料：国勢調査

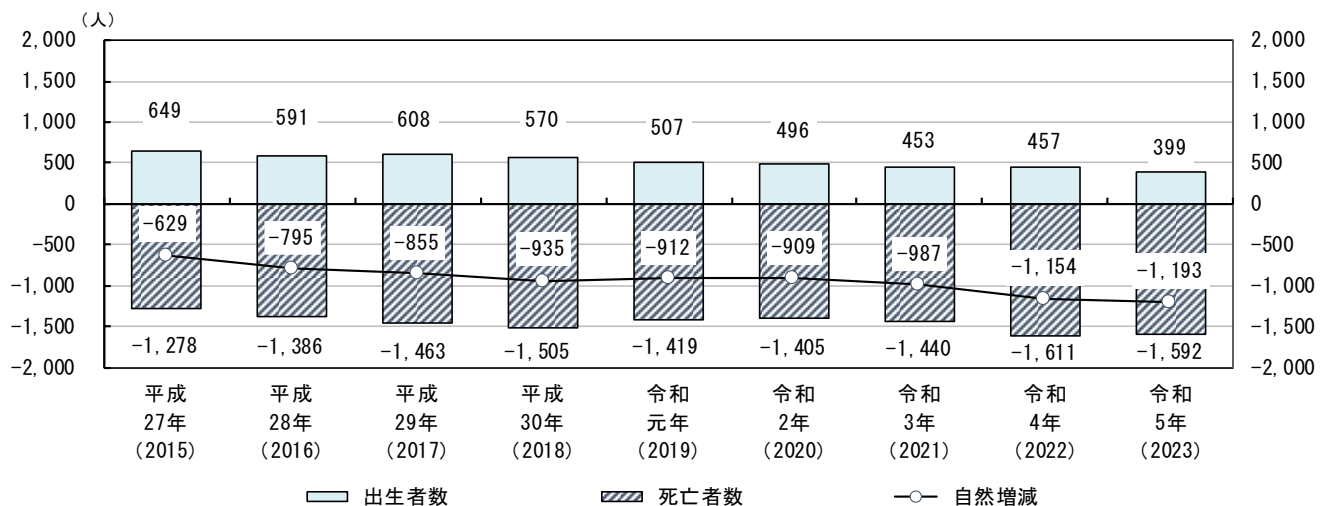
3 人口動態

(1) 自然動態・社会動態

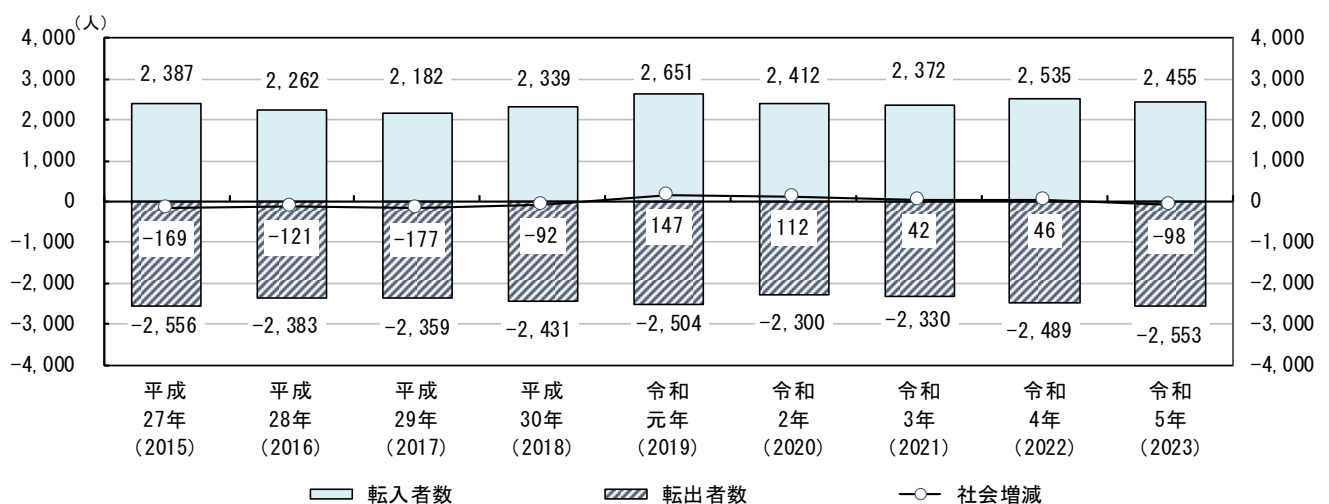
本市の自然動態（出生者・死亡者数）は一貫して死亡者数が出生者数を上回っており、平成27年（2015）以降、年平均で約930人減少しています。

また、社会動態（転入者・転出者数）は、平成27年（2015）から平成30年（2018）は転出者数が転入者数を上回り、年平均で約140人の転出超過が続いていましたが、令和元年（2019）から令和4年（2022）は転入者数が転出者数を上回る状況が続きました。しかしながら、令和5年（2023）は98人の転出超過となっています。

図表 自然動態（出生者・死亡者数）
（平成27年（2015）～令和5年（2023））



図表 社会動態（転入者・転出者数）
（平成27年（2015）～令和5年（2023））

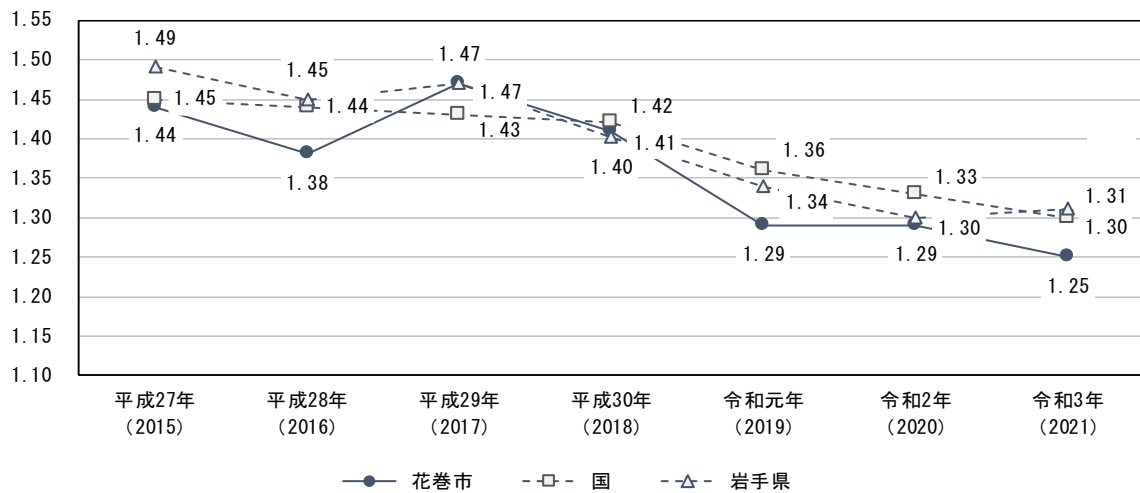


資料：総務省、住民基本台帳に基づく人口動態

(2) 合計特殊出生率*

岩手県環境保健研究センターが算出した本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら推移し、令和3年(2021)には1.25となっており、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

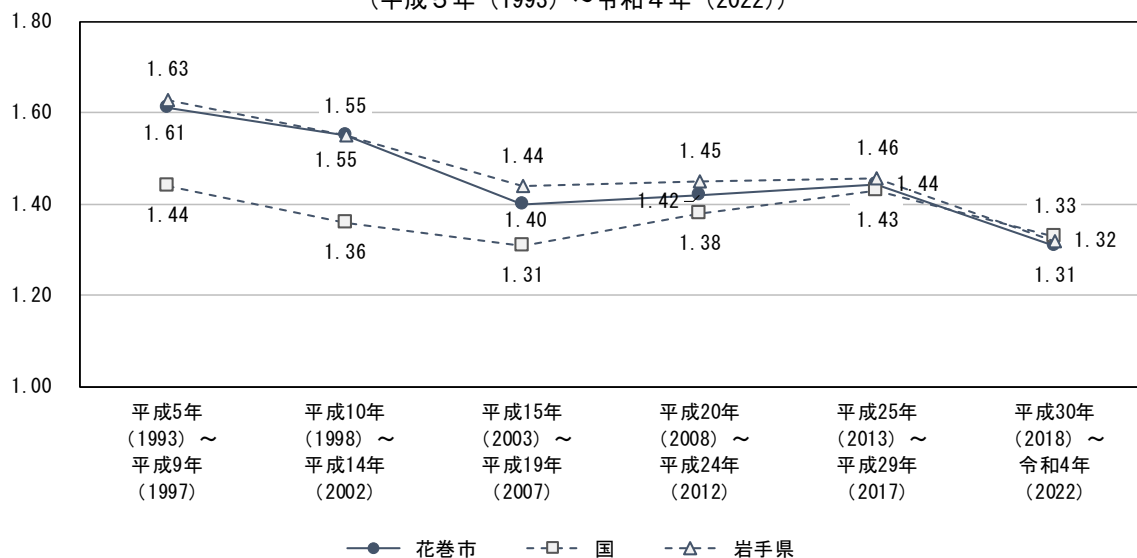
図表 合計特殊出生率
(平成27年(2015)～令和3年(2021))



資料：岩手県環境保健研究センター

なお、5年間の平均値としている厚生労働省の人口動態統計特殊報告の数値をみると、本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移し、平成30年(2018)～令和4年(2022)では1.31となっています。

図表 合計特殊出生率
(平成5年(1993)～令和4年(2022))



資料：厚生労働省, 人口動態統計特殊報告

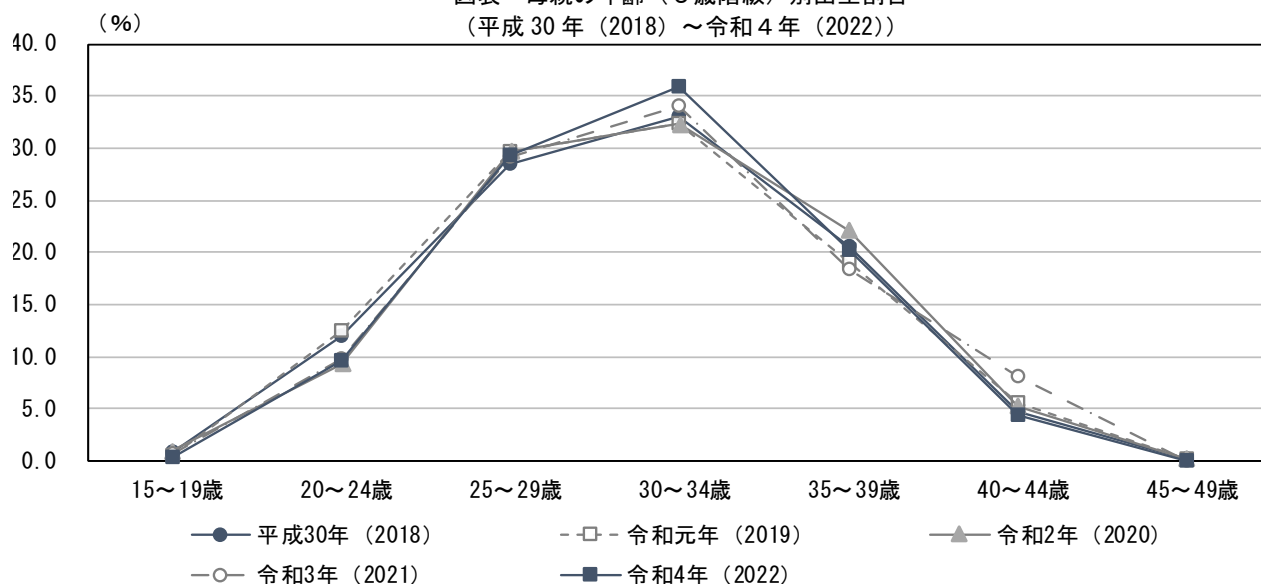
* 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。(厚生労働省, 「合計特殊出生率について」)

(3) 母親の年齢（5歳階級）別出生割合

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、全体的な傾向としては各年ともに30歳から34歳の割合が高くなっています。

平成30年（2018）と令和4年（2022）を比較すると、20歳から24歳の割合が2.3ポイント減少し、30歳から34歳の割合が2.8ポイント増加となっています。

図表 母親の年齢（5歳階級）別出生割合
（平成30年（2018）～令和4年（2022））



（単位：人・％）

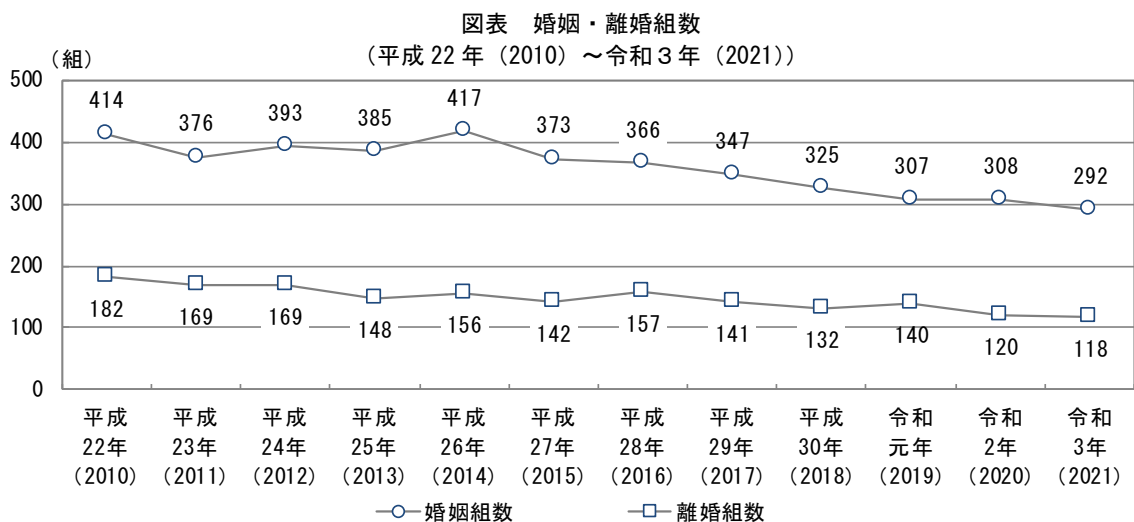
区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
出生者数					
15～19歳	10	6	10	6	4
20～24歳	136	124	92	90	88
25～29歳	322	294	292	268	266
30～34歳	374	322	318	312	326
35～39歳	232	190	218	168	184
40～44歳	54	56	52	74	40
45～49歳	2	2	2	0	0
割合					
15～19歳	0.9	0.6	1.0	0.7	0.4
20～24歳	12.0	12.5	9.3	9.8	9.7
25～29歳	28.5	29.6	29.7	29.2	29.3
30～34歳	33.1	32.4	32.3	34.0	35.9
35～39歳	20.5	19.1	22.2	18.3	20.3
40～44歳	4.8	5.6	5.3	8.1	4.4
45～49歳	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0

資料：厚生労働省、人口動態統計特殊報告

(4) 婚姻・離婚組数

本市の婚姻組数の推移をみると、平成 26 年（2014）の 417 組をピークに概ね減少傾向で推移し、平成 22 年（2010）以降の年平均組数は 358.6 組、令和 3 年（2021）には 292 組となっています。

一方、離婚組数は、各年で増減はあるものの婚姻組数の減少に比例し、減少傾向で推移しており、平成 22 年（2010）以降の年平均組数は 147.8 組、令和 3 年（2021）には 118 組となっています。

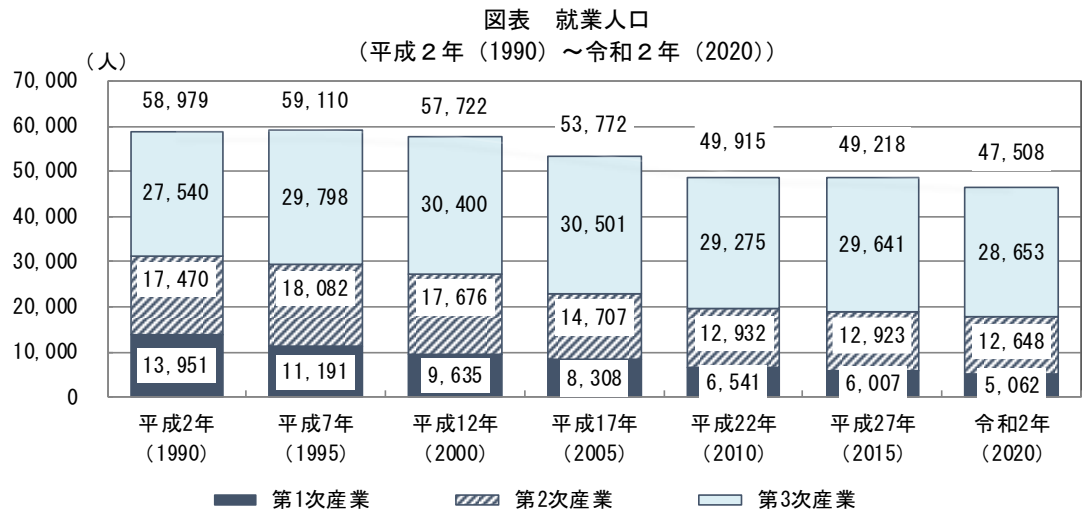


資料：厚生労働省, 人口動態統計

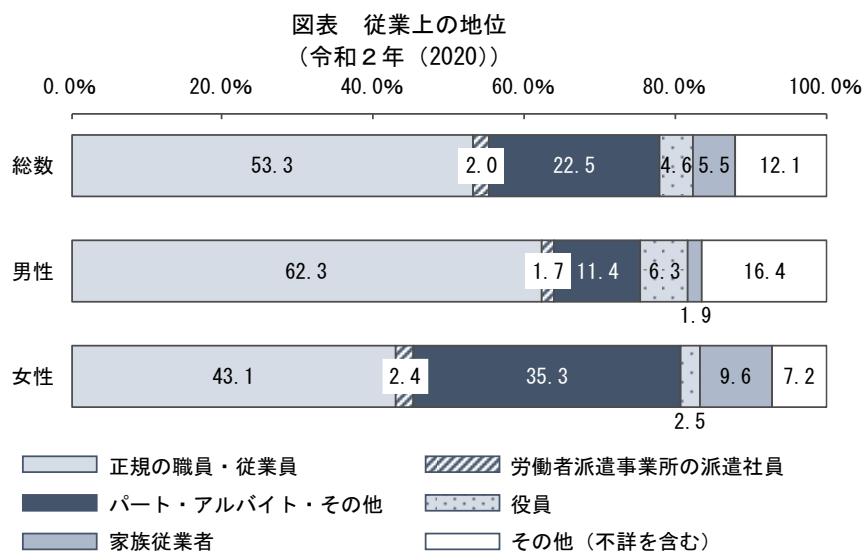
4 就業状況

(1) 産業構造・従業上の地位

就業者数からみる本市の産業構造は、第3次産業中心の産業構造を形成し、就業者は平成12年（2000）より就業者数の減少が継続しています。



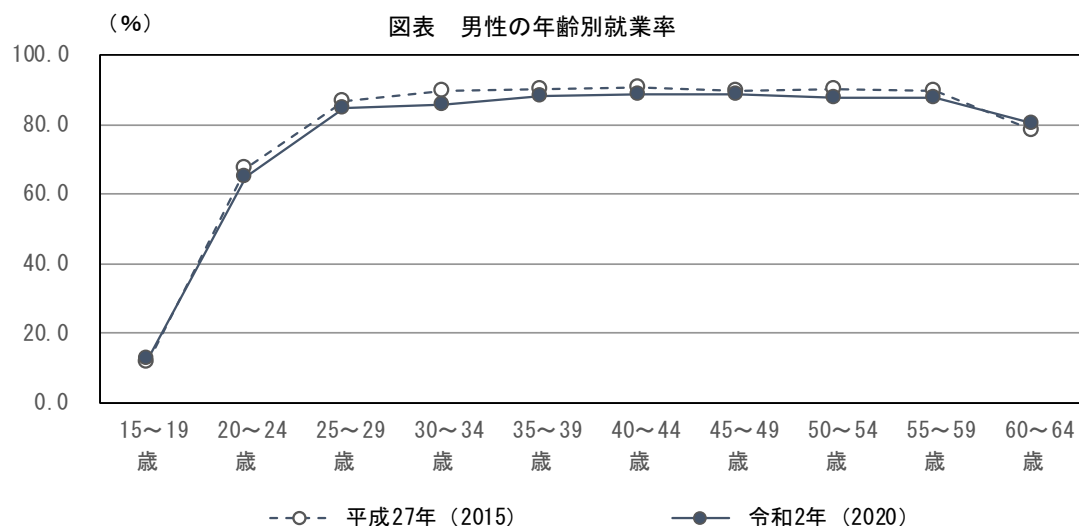
また、本市の従業上の地位を男女で比較すると、女性は「パート・アルバイト・その他」、「家族従業者」の割合が男性よりも高くなっています。



(2) 男女別・年齢別就業率

① 男性の年齢別就業率

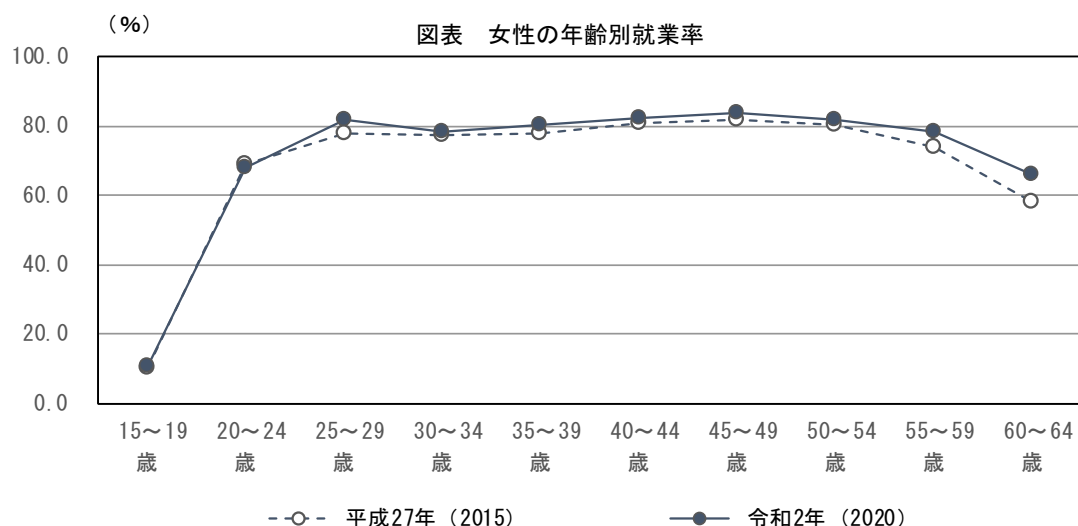
本市の男性の年齢別就業率をみると、男性は20～24歳から就業率が上昇し、55～59歳以降は下降しています。年齢別就業率は令和2年(2020)の就業率が、平成27年(2015)を下回ったものの、線形に大きな差異はみられません。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

本市の女性の年齢別就業率は、一般的に落ち込みが大きいと言われる30歳から39歳の就業率をみると平成27年(2015)に比べて令和2年(2020)では落ち込みが少なく、M字カーブを描く線形が緩やかになっています。



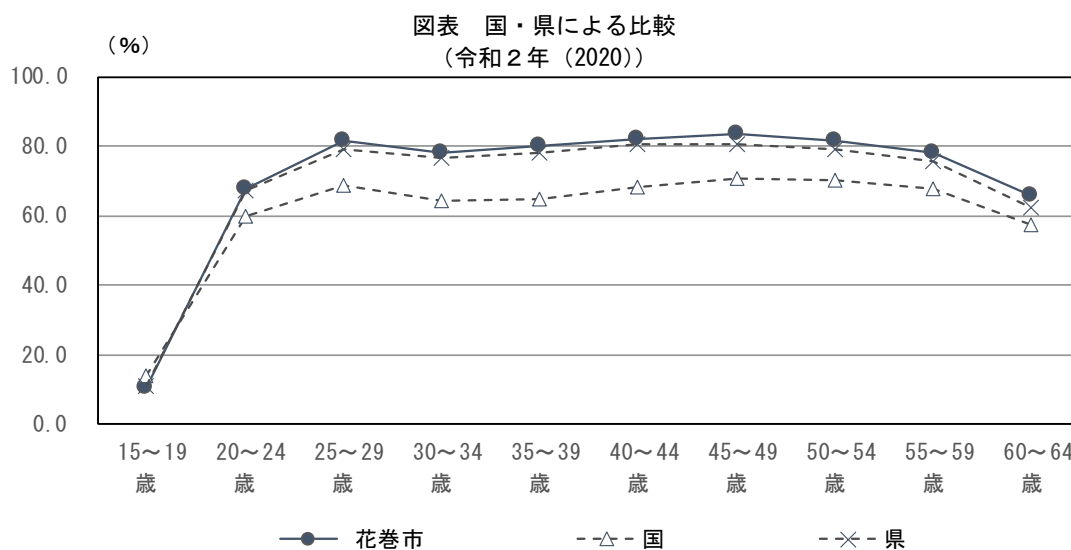
資料：国勢調査

(3) 女性の年齢別就業率（国・県、既婚・未婚による比較）

前項の年齢別就業率について、M字カーブを描く女性の年齢別就業率を国・県及び既婚・未婚の状況で比較します。

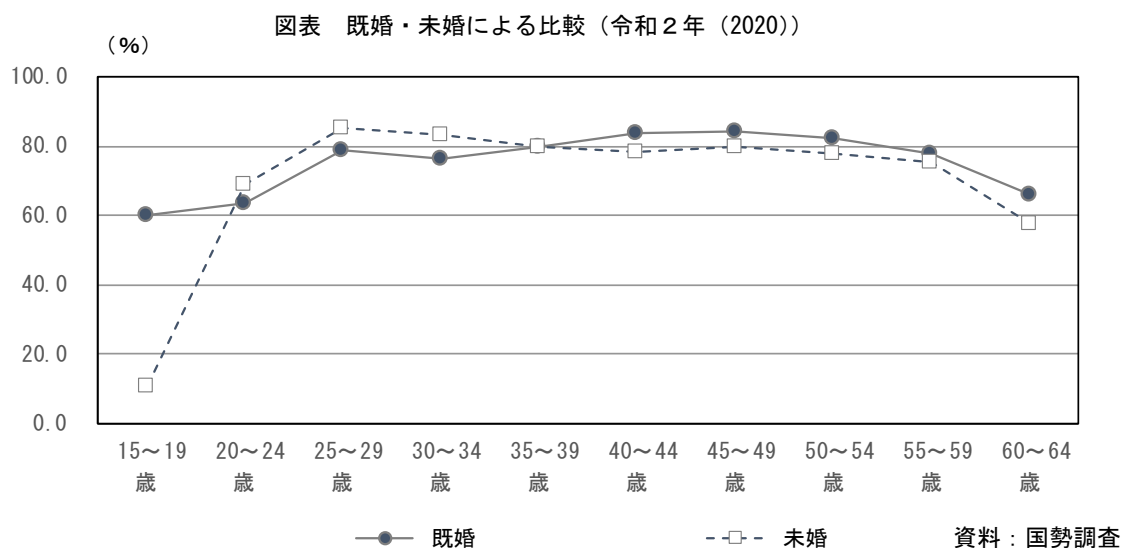
① 国・県による比較

本市の令和2年（2020）の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年齢層ともに概ね全国・県より高い値となっています。



② 既婚・未婚による比較

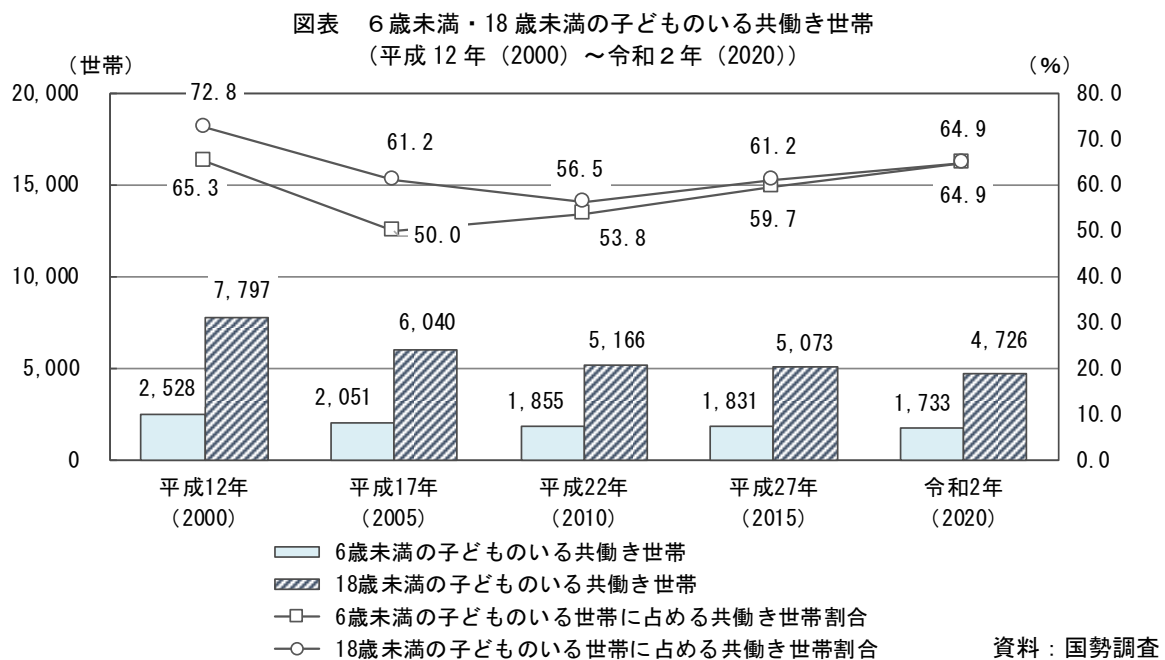
本市の令和2年（2020）の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳から34歳にかけて既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっているほか、40歳以上では既婚者の就業率が高くなっています。



(4) 6歳未満・18歳未満の子どものいる共働き世帯

本市の6歳未満・18歳未満の子どものいる共働き世帯は年々減少しており、令和2年（2020）では、6歳未満の子どものいる世帯は1,733世帯、18歳未満の子どものいる共働き世帯は4,726世帯となっています。

6歳未満の子どものいる世帯に占める共働き世帯の割合は、平成17年（2005）時点で50.0%となっており、18歳未満の子どものいる世帯に占める共働き世帯の割合よりも低くなっています。しかし令和2年（2020）には、6歳未満・18歳未満の子どものいる世帯に占める共働き世帯の割合はいずれも64.9%となっており、子育てをしながら働いている家庭の割合は増加しています。



第 2 節 教育・保育の状況

1 保育園・認定こども園・幼稚園等の状況

(1) 保育園

令和 6 年度（2024）時点で運営されている市内の保育園は、公立保育園が 8 か所、私立保育園が 14 か所となっており、第 2 期計画期間中に新規は 2 か所、特定地域型保育事業から保育園となった施設は 1 か所、閉園した施設は 2 か所、認定こども園となった施設は 8 か所となっています。

■ 地区別保育園の状況表（令和 6 年（2024）4 月 1 日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	15	1	3	3	22
定員（人）	1,015	90	160	165	1,430
利用児童数（人）	984	51	148	55	1,238
利用率（％）	96.9	56.7	92.5	33.3	86.6

■ 保育園別利用児童数の推移

（単位：人）

施設名		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 6 年度 定員	利用率 (%)
公立	西公園保育園	93	100	100	100	103	110	93.6
	宮野目保育園	91	88	92	91	90	90	100.0
	湯口保育園	43	41	39	37	35	60	58.3
	太田保育園	30	34	29	28	32	45	71.1
	大迫保育園	60	64	66	57	51	90	56.7
	亀ヶ森保育園	9	14	11	13	閉園	—	—
	小山田保育園	18	19	18	14	11	60	18.3
	上瀬保育園	32	25	22	19	15	60	25.0
	成島保育園	39	38	29	30	29	45	64.4
私立	若葉保育園	91	93	91	95	87	90	96.7
	めぐみ保育園	58	56	58	54	63	60	105.0
	松園保育園	65	62	62	61	53	60	88.3
	花巻太陽の子保育園 (分園含)	111	100	97	100	97	110	88.2
	おひさま保育園	65	70	66	68	65	60	108.3
	日居城野保育園	84	84	80	85	83	80	103.8
	湯本保育園	50	48	50	48	45	45	100.0
	笹間保育園	42	49	42	51	48	45	106.7
	みどりの保育園	50	78	84	79	70	50	140.0
	わこのいえ保育園	38	44	52	58	56	50	95.0

資料：花巻市（各年 4 月 1 日現在）

施設名		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 6年度 定員	利用率 (%)
私立	こどものくに保育園	—	地域型	50	56	57	60	95.0
	八幡保育園	62	64	64	56	57	60	95.0
	八重畑保育園	56	57	54	45	43	50	86.0
	新堀保育園	68	61	56	47	48	50	96.0
	花巻保育園	27	13	閉園	—	—	—	—
	島保育園	78	こども園移行	—	—	—	—	—
	二枚橋保育園	68	こども園移行	—	—	—	—	—
	第二若葉保育園	67	こども園移行	—	—	—	—	—
	ぴっころ保育園	70	70	こども園移行	—	—	—	—
	南城保育園	63	59	63	59	こども園移行	—	—
	石鳥谷保育園	76	81	81	81	こども園移行	—	—
	石鳥谷善隣館保育園	74	69	69	69	こども園移行	—	—
	土沢保育園	74	こども園移行	—	—	—	—	—
計		1,852	1,674	1,525	1,501	1,238	1,430	86.6

資料：花巻市（各年4月1日現在）

（２）認定こども園

令和6年度（2024）時点で運営されている市内の認定こども園は、すべてが私立で12か所となっており、第2期計画期間中に保育園から認定こども園に移行した施設は8か所となっています。

■ 地区別認定こども園の状況表（令和6年（2024）4月1日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	10	0	1	1	12
定員（人）	710	0	165	75	950
利用児童数（人）	689	0	132	58	879
利用率（%）	97.0	0.0	80.0	77.3	92.5

■ 認定こども園別利用児童数の推移

（単位：人）

施設名		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 6年度 定員	利用率 (%)
私立	滕乃こども園	65	66	66	66	63	70	90.0
	たかきこども園	64	54	41	40	37	45	82.2
	みなみこども園	78	81	76	72	68	85	80.0
	やさわこども園	73	77	75	69	66	75	88.0
	にじいろこども園	73	83	85	88	90	75	120.0
	島こども園	—	94	82	80	80	75	106.7
	にまいばしこども園	—	66	79	75	79	75	105.3
	第二若葉保育園	—	71	65	80	76	75	108.6

資料：花巻市（各年4月1日現在）

施設名		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 6 年度 定員	利用率 (%)
私立	びっころこども園	—	—	67	73	72	75	96.0
	南城こども園	—	—	—	—	58	65	89.2
	いしどりやこども園	—	—	—	—	132	165	80.0
	つちざわこども園	—	74	70	68	58	75	77.3
計		353	666	706	711	879	950	92.5

資料：花巻市（各年 4 月 1 日現在）

（３）幼稚園

令和 6 年度（2024）時点で運営されている市内の幼稚園は、公立幼稚園が 1 か所、私立幼稚園が 5 か所となっています。

■ 地区別幼稚園の状況表（令和 6 年（2024）4 月 1 日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	6	0	0	0	6
定員（人）	770	0	0	0	770
利用児童数（人）	227	0	0	0	227
利用率（%）	29.5	0	0	0	29.5

■ 幼稚園別利用児童数の推移

（単位：人）

施設名		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 6 年度 定員	利用率 (%)
公立	花巻幼稚園	57	47	41	27	16	140	11.4
	土沢幼稚園	16	10	7	4	閉園	—	—
私立	大谷幼稚園	219	186	153	125	92	320	28.8
	湯口大谷幼稚園	47	40	33	29	19	160	11.9
	ゆもと幼稚園	63	43	45	40	33	45	73.3
	中央みのり幼稚園	66	60	54	38	25	45	55.6
	花巻ささま幼稚園	65	64	59	45	42	60	70.0
計		533	450	392	308	227	770	29.5

資料：花巻市（各年 4 月 1 日現在）

（４）特定地域型保育事業

令和６年度（２０２４）時点で運営されている市内の特定地域型保育施設は、小規模保育事業が６か所、事業所内保育事業は１か所となっており、第２期計画策定期間中に新規３か所、事業所内保育事業から保育園に移行した施設は１か所、閉園した施設は２か所となっています。

■ 保育園別利用児童数の推移

（単位：人）

施設名		令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)	令和 ６年度 (2024)	令和 ６年度 定員	利用率 (%)
小規模保育事業								
公立	はなまきポラン保育園	8	0	0	閉園	—	—	—
私立	わこの家	11	12	4	14	15	12	125.0
	ピュア・チャイルド園	11	6	6	9	9	12	75.0
	ひよこ保育園	19	15	15	20	20	19	105.3
	ぎんどろ保育園	15	13	11	9	7	12	58.3
	つくし保育園	10	11	12	10	8	12	66.7
	よつば保育園	—	11	9	8	7	12	58.3
計		74	68	57	70	68	79	83.5
事業所内保育事業								
私立	みつば保育園	7	7	6	4	7	12	58.3
	こどものくに保育園	21	34	保育園移行	—	—	—	—
計		7	7	6	4	7	12	58.3
家庭的保育事業								
私立	青空保育園	—	3	3	1	閉園	—	—
計		—	3	3	1	—	—	—

資料：花巻市（各年４月１日現在）

（５）企業主導型保育施設・認可外保育施設

令和６年度（２０２４）時点で運営されている市内の企業主導型保育施設は２か所、認可外保育施設は１か所となっています。

■ 企業主導型保育施設・認可外保育施設別児童数の推移

（単位：人）

施設名		令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)	令和 ６年度 (2024)	令和 ６年度 定員	利用率 (%)
企業主導型保育施設								
	くくる保育園	14	12	9	8	9	16	56.3
	ママこども保育園	14	19	10	13	16	33	48.5
計		28	31	19	21	25	49	51.0
認可外保育施設								
	たんぽぽえん	36	31	24	21	23	36	63.9
計		36	31	24	21	23	36	63.9

資料：花巻市（各年４月１日現在）

（６）保育園等の待機児童の発生状況

保育園等の待機児童は、令和６年(2024)４月１日現在では９人、１０月１日現在では３０人となり、令和２年度(2020)以降では最も多くなっていますが、いずれの年度においても年度途中で待機児童が増加する傾向にあります。

また、１０月１日現在の年齢別待機児童数を見ると、０歳児の待機児童数が令和４年度以降は増加が続き、令和６年度には２７人となり、待機児童数の９０％を占めています。

■ 空き待ち児童数及び待機児童数

(単位：人)

		令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
4/1 現在	空き待ち	25	21	19	18	24
	うち待機	0	0	3	1	9
10/1 現在	空き待ち	41	24	42	37	56
	うち待機	24	16	20	28	30

■ 年齢別待機児童数（各年１０月１日現在）

(単位：人)

	令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
０歳児	14	13	17	28	27
１歳児	9	3	2	0	3
２歳児	1	0	0	0	0
３歳児	0	0	0	0	0
４歳児	0	0	1	0	0
５歳児	0	0	0	0	0
合計	24	16	20	28	30

資料：花巻市（各年１０月１日現在）

2 小・中学校の状況

市内には令和6年度（2024）時点で小学校が16校、中学校が11校あります。

児童・生徒数ともに減少が続いており、令和6年度（2024）の小学校児童数は4,112人、中学校生徒数は2,140人となっています。

■ 小学校別児童数の推移

（単位：人）

学校名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
花巻小学校	286	269	266	269	260
若葉小学校	659	669	678	669	675
桜台小学校	589	589	569	558	564
南城小学校	458	452	425	429	436
湯口小学校	203	185	180	166	158
湯本小学校	189	167	174	173	168
矢沢小学校	386	367	365	370	372
宮野目小学校	356	348	336	337	340
太田小学校	97	93	94	84	78
笹間第一小学校	124	108	102	112	114
笹間第二小学校	12	12	11	閉校	閉校
大迫小学校	91	114	115	103	111
内川目小学校	14	閉校	閉校	閉校	閉校
亀ヶ森小学校	15	閉校	閉校	閉校	閉校
石鳥谷小学校	288	261	272	251	267
新堀小学校	80	78	74	70	66
八幡小学校	128	129	124	126	124
八重畑小学校	89	80	81	83	79
東和小学校	369	358	342	313	300

資料：学校基本調査（各年5月1日）

■ 学年別小学生児童数の推移

（単位：人）

学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学1年生	714	678	651	643	672
小学2年生	677	697	667	638	642
小学3年生	674	677	690	657	638
小学4年生	712	673	677	679	651
小学5年生	709	699	669	676	676
小学6年生	818	709	696	666	673
特別支援学級	129	146	158	154	160
児童数合計	4,433	4,279	4,208	4,113	4,112

資料：学校基本調査（各年5月1日）

■ 中学校別生徒数の推移

(単位：人)

学校名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
花巻中学校	516	528	495	495	483
花巻北中学校	309	305	311	291	286
南城中学校	213	215	229	238	214
湯口中学校	101	108	95	95	85
湯本中学校	124	125	120	107	95
矢沢中学校	199	196	187	190	175
宮野目中学校	177	177	170	179	164
西南中学校	138	142	137	131	117
大迫中学校	77	67	56	50	51
石鳥谷中学校	321	351	314	312	285
東和中学校	199	185	186	195	185

資料：学校基本調査（各年5月1日）

■ 学年別中学生生徒数の推移

(単位：人)

学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
中学1年生	719	801	689	700	659
中学2年生	782	723	805	691	700
中学3年生	797	786	723	802	694
特別支援学級	76	89	83	90	87
生徒数合計	2,374	2,399	2,300	2,283	2,140

資料：学校基本調査（各年5月1日）

3 学童クラブの状況

市内の学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、令和6年度（2024）時点で20か所あります。

利用者数は令和2年度（2020）の1,154人から毎年増加し、令和6年度（2024）時点で1,324人となっており、全小学校の児童4,112人のうち32.2%が利用しています。

また、学童クラブの定員数全体に対する利用者数の割合は76.8%となっています。

■ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）利用者数の推移

（単位：人）

施設名	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 6年度 定員	対定員 利用率 (%)
銀河学童クラブ	76	76	71	80	76	75	101.3
花巻学童クラブ	99	110	統合	—	—	—	—
ひまわり学童クラブ	62	60	統合	—	—	—	—
わかば学童クラブ	—	—	179	190	172	199	86.4
桜台学童クラブ	100	103	113	98	100	146	68.5
南城学童クラブ	75	78	63	85	90	99	90.9
湯口学童クラブ	73	60	59	55	53	76	69.7
湯本学童クラブ	60	62	59	66	63	69	91.3
矢沢学童クラブ	119	111	85	92	104	142	73.2
宮野日学童クラブ	62	78	92	92	83	95	87.3
太田学童クラブ	58	52	49	51	53	65	81.5
笹間学童クラブ	42	38	43	39	41	86	47.7
早池峰学童クラブ	19	20	24	28	32	48	66.7
石鳥谷学童クラブ	50	34	31	26	52	59	88.1
新堀学童クラブ	27	32	32	34	28	64	43.8
八幡学童クラブ	41	38	28	44	42	68	61.8
八重畑学童クラブ	43	37	40	42	38	69	55.1
東和学童クラブ	75	77	96	92	99	95	104.2
わこの家学童クラブ	17	25	29	31	31	37	83.8
花南わんぱく学童クラブ	56	74	82	90	90	107	84.4
放課後児童クラブ COCO. R SAKURADAI	—	—	—	36	44	43	102.3
ニチイキッズ銀河わかば 学童クラブ	—	—	—	—	33	81	40.7
計	1,154	1,165	1,175	1,271	1,324	1,723	76.8

※定員：面積上の受入可能数

※花巻学童クラブとひまわり学童クラブは、令和4年度よりわかば学童クラブへ統合

※対定員利用率：令和6年度利用者数÷令和6年度定員

資料：花巻市（各年4月1日現在）

■ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）待機児童数の推移

（単位：人）

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
待機児童数 (全学童クラブ)	0	0	4	0	4

資料：花巻市（各年 4 月 1 日現在）

第3節 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）

アンケート調査結果のみかた

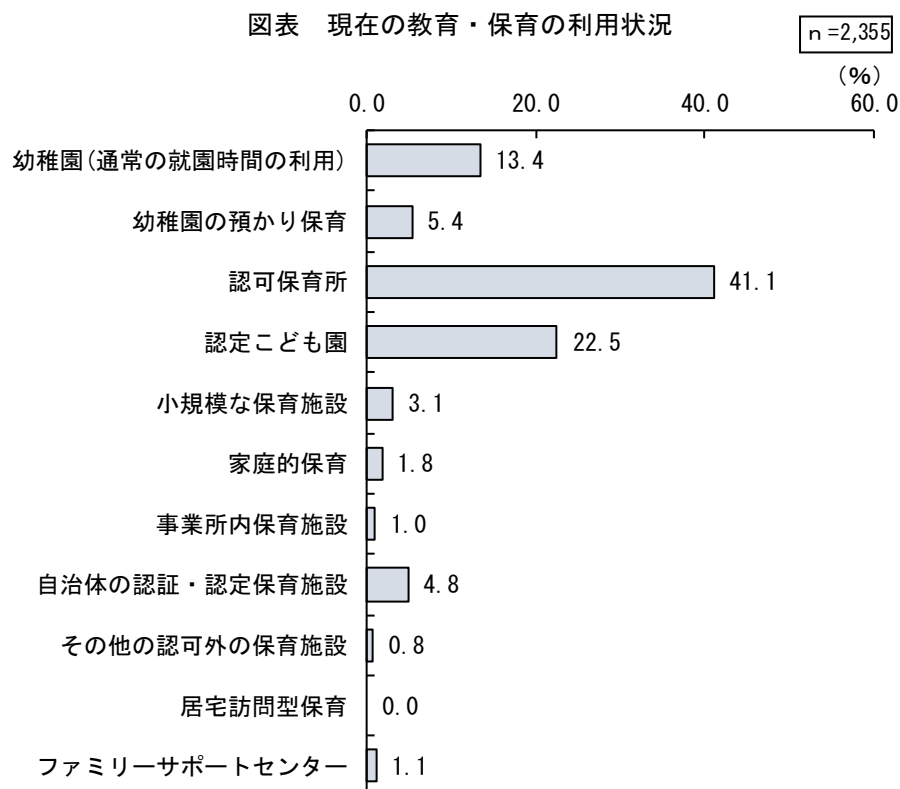
- 図表に示す「n」は当該設問の回答者数を示しています。
- 図表の構成比（百分率）は、回答者数を100%として算出しており、小数点第2位以下を四捨五入して表記しており、比率の合計が100.0%とならない場合があります。また、複数回答の設問では各比率の合計が100.0%を超える場合があります。

1 教育・保育の利用状況（就学前児童）

（1）教育・保育の利用状況

◎ 回答のあった就学前児童の教育・保育事業は、「認可保育所」、「認定こども園」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の順で利用が多くなっています。

就学前児童の教育・保育施設を現在利用しているサービスとしては、「認可保育所」（41.1%）、「認定こども園」（22.5%）、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（13.4%）の順に多くなっています。

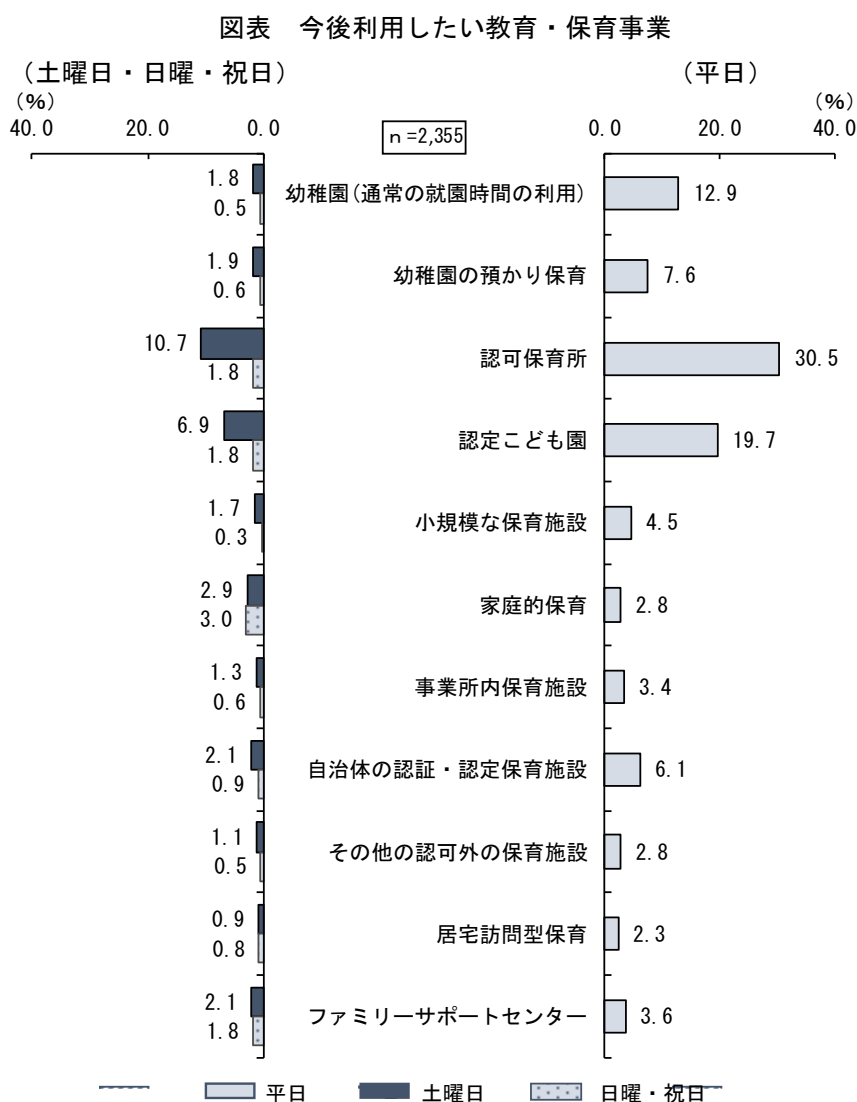


(2) 今後利用したい教育・保育事業

◎ 回答のあった就学前児童の今後利用したい教育・保育事業は、平日・土曜日は「認可保育所」、日曜・祝日は「家庭的保育」の順になっています。

就学前児童の今後利用したい教育・保育事業について、平日は「認可保育所」が30.5%と最も多く、次いで「認定こども園」(19.7%)、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」(12.9%)となっています。

また、土曜日は「認可保育所」が10.7%、日曜・祝日は「家庭的保育」が3.0%とそれぞれ最も多くなっています。



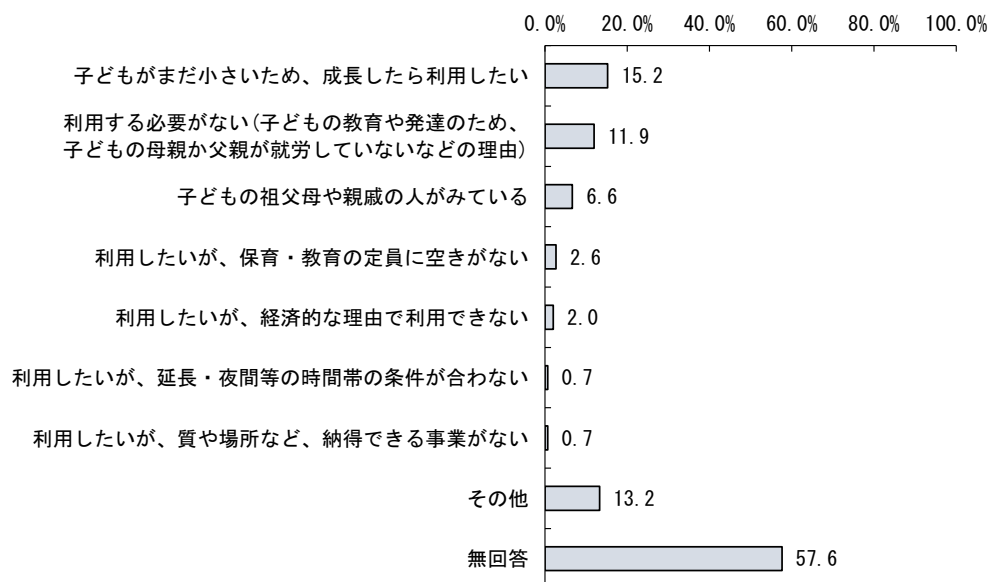
(3) 利用していない・利用したくない理由

◎ 教育・保育施設を利用していない・今後も利用しないと考える方の理由として、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が最も多くなっています。

教育・保育施設等を利用していない・利用したくないと回答した方 (n=151) の利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」(15.2%) が最も多く、次いで「利用する必要がある(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由)」(11.9%)、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」(6.6%) となっています。

図表 利用していない・利用したくない理由

n=151



2 地域の子育て支援事業について（就学前児童）

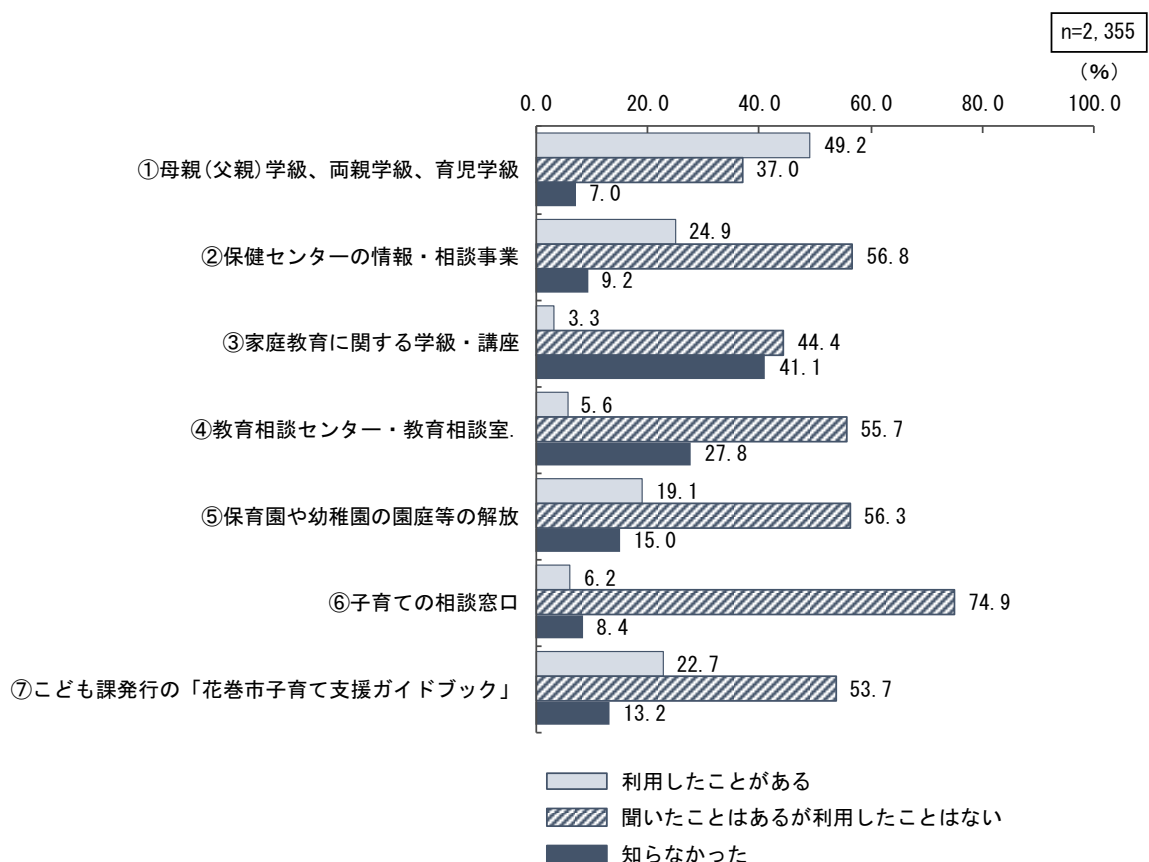
- ◎ 就学前児童のいる家庭の5割近くが、子育て支援事業のうち、①母親(父親)学級、両親学級、育児学級を「利用したことがある」と回答しています。
- ◎ また、「聞いたことがあるが利用したことはない」では⑥子育ての相談窓口、「知らなかった」では③家庭教育に関する学級・講座がそれぞれ最も高くなっています。

本市が実施する子育て支援事業の利用状況として、「利用したことがある」と回答した項目は、①母親(父親)学級、両親学級、育児学級が49.2%と最も多く、次いで②保健センターの情報・相談事業が24.9%、⑦こども課発行の「花巻市子育て支援ガイドブック」が22.7%となっています。

一方で「聞いたことはあるが利用したことはない」と回答した項目については、⑥子育ての相談窓口の74.9%が最も多く、次いで②保健センターの情報・相談事業が56.8%、⑤保育園や幼稚園の園庭等の開放が56.3%となっています。

また「知らなかった」と回答した項目については、③家庭教育に関する学級・講座が41.1%と最も多くなっています。

図表 地域の子育て支援事業の利用状況



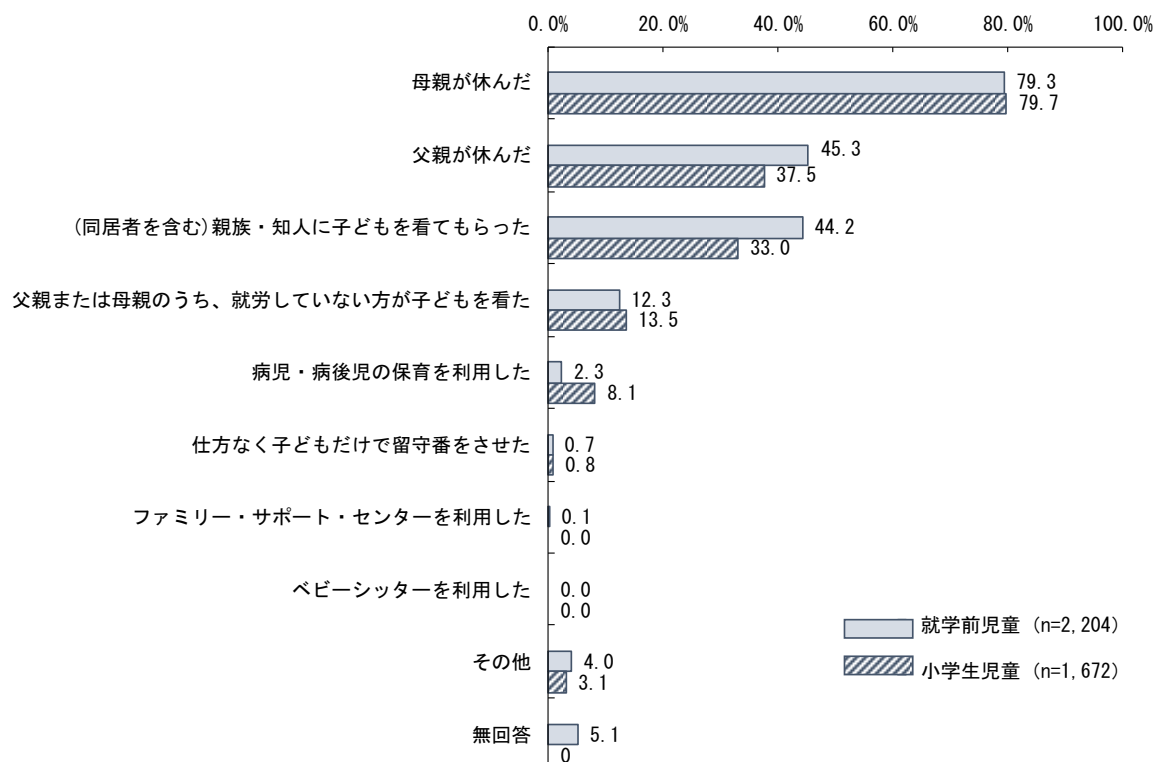
3 子どもの病気やけがの際の対応について（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 子どもが病気やけがの際に、就学前児童、小学生児童のいる家庭の8割が「母親が休んだ」と回答しています。
- ◎ また病児・病後児保育を利用したいと思わない理由については、就学前児童、小学生児童のいる家庭ともに「親が休んで見る」が最も高くなっています。

子どもが病気やけがの際の対応としては、就学前児童のいる家庭では「母親が休んだ」（79.3%）が最も多く、次いで「父親が休んだ」（45.3%）、「（同居者を含む）親族・知人に子どもを看てもらった」（44.2%）となっています。

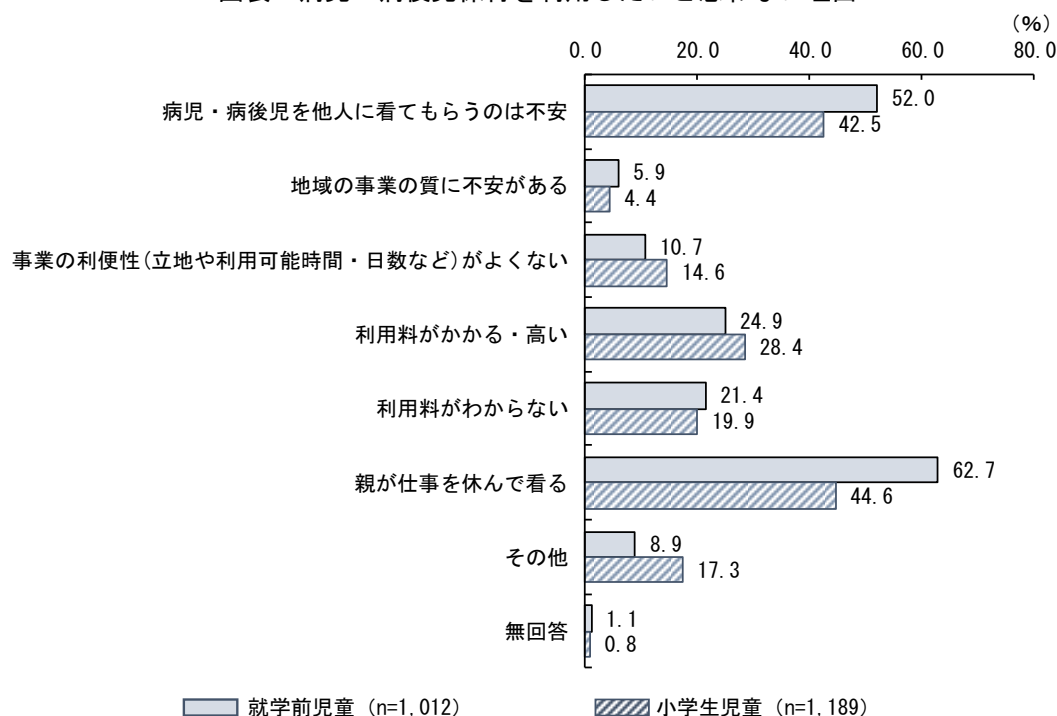
また、小学生児童のいる家庭においても「母親が休んだ」（79.7%）が最も多く、次いで「父親が休んだ」（37.5%）、「（同居者を含む）親族・知人に子どもを看てもらった」（33.0%）となっています。

図表 子どもの病気やけがの際の対応について



また、病児・病後児保育を利用したいと思わない理由については、就学前児童、小学生児童のいる家庭ともに「親が仕事を休んで見る」が最も多く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」、「利用料がかかる・高い」となっています。

図表 病児・病後児保育を利用したいと思わない理由

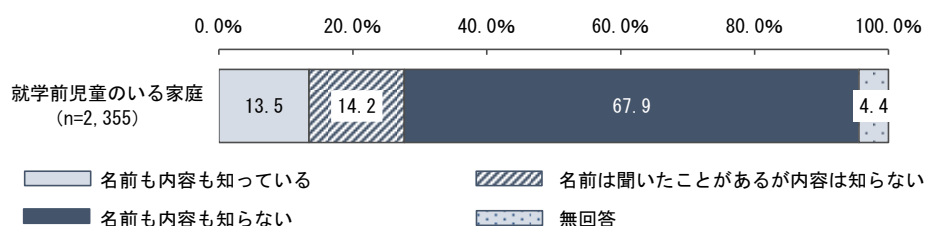


4 こども誰でも通園制度について（就学前児童）

- ◎ こども誰でも通園制度の認知度について、「名前も内容も知っている」と回答した割合は1割となっており、7割近くは「名前も内容も知らない」と回答しています。
- ◎ また制度の利用意向については、「利用したい」と回答した割合が5割となっています。

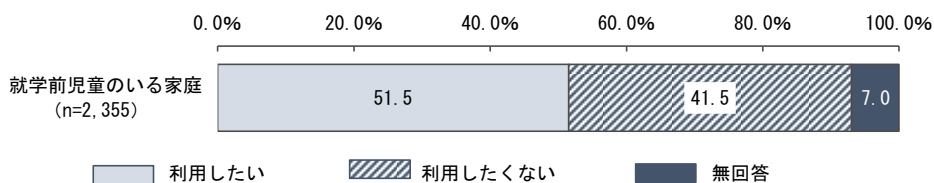
こども誰でも通園制度の認知度について、「名前も内容も知っている」が13.5%、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が14.2%、「名前も内容も知らない」が67.9%となっています。

図表 こども誰でも通園制度の認知度



また、こども誰でも通園制度の利用意向については、就学前児童のいる家庭において、「利用したい」が51.5%、「利用したくない」が41.5%となっています。

図表 こども誰でも通園制度の利用意向



5 放課後の過ごし方について（就学前児童・小学生児童）

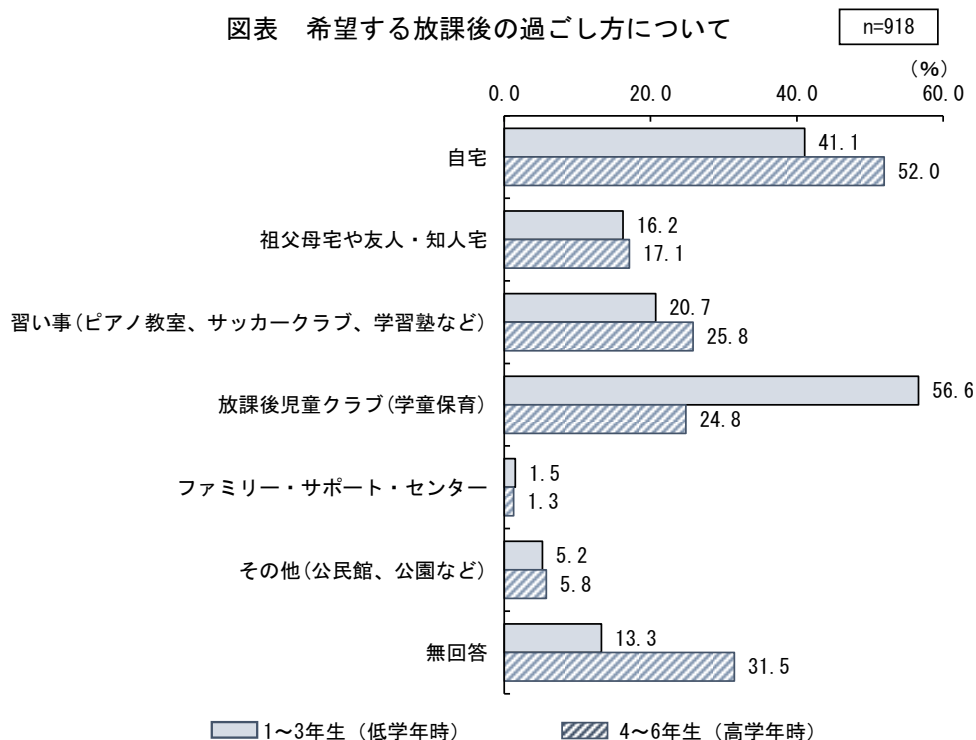
（1）就学前児童の希望する放課後の過ごし方

◎ 就学前児童のいる家庭が小学校入学後に希望する、児童の放課後の過ごし方について、1～3年生（低学年時）では「放課後児童クラブ（学童保育）」が5割、4～6年生（高学年時）では「自宅」が5割となっています。

希望する放課後の過ごし方について、就学前児童のいる家庭では1～3年生（低学年時）に「放課後児童クラブ（学童保育）」（56.6%）、「自宅」（41.1%）、「習い事」（20.7%）が上位となっています。

また4～6年生（高学年時）では「自宅」（52.0%）、「習い事」（25.8%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（24.8%）が上位となっています。

図表 希望する放課後の過ごし方について



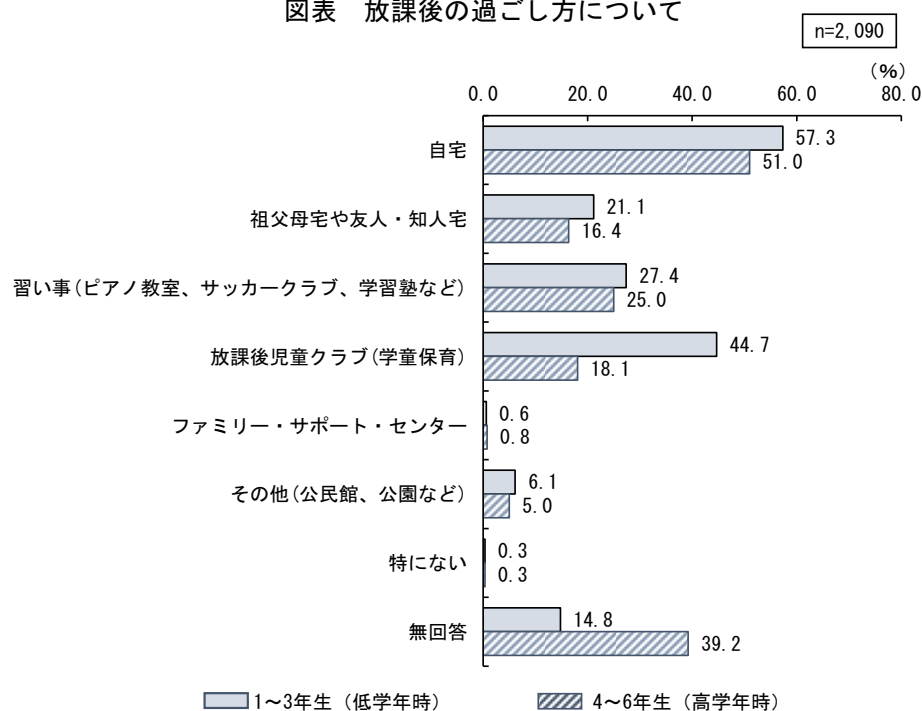
(2) 小学生児童の過ごし方

◎ 小学生児童のいる家庭の放課後の過ごし方について、1～3年生（低学年時）、4～6年生（高学年時）ともに「自宅」が5割以上となっています。

放課後の過ごし方について、小学生児童のいる家庭では1～3年生（低学年時）では「自宅」（57.3%）が最も多く、ついで「放課後児童クラブ（学童保育）」（44.7%）、「習い事」（27.4%）となっています。

また4～6年生（高学年時）では「自宅」（51.0%）が最も多く、次いで「習い事」（25.0%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（18.1%）となっています。

図表 放課後の過ごし方について



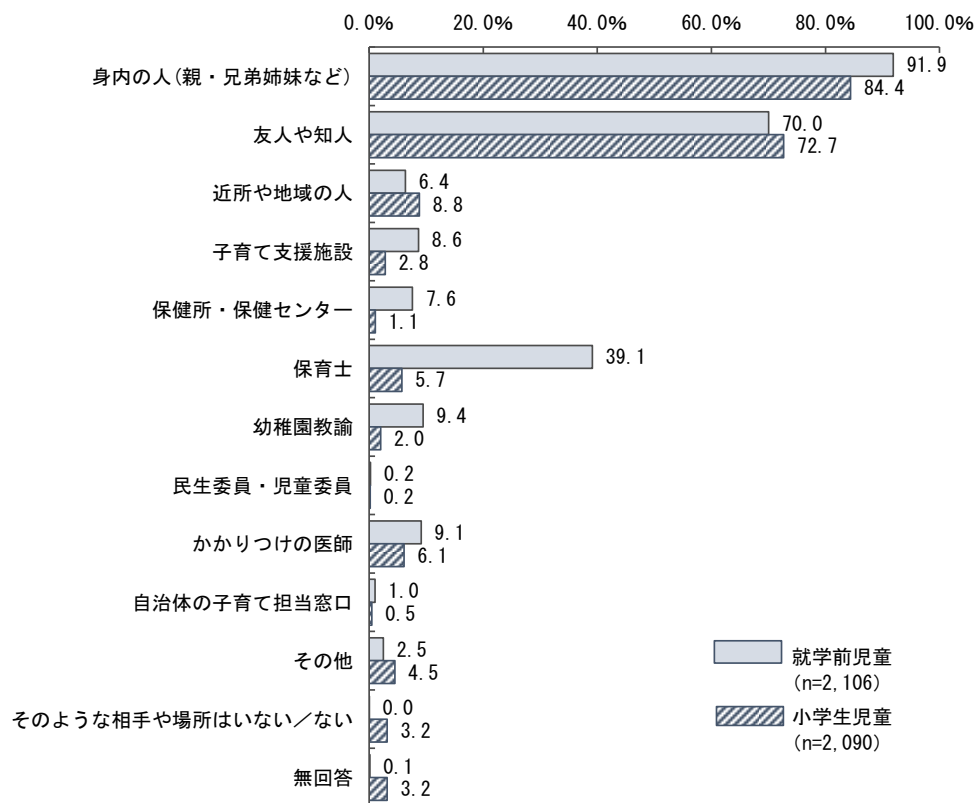
6 子育ての相談相手について（就学前児童・小学生児童）

◎ 子育ての相談相手について、就学前児童のいる家庭では9割、小学生児童のいる家庭では8割が「身内の人」と回答しています。

子育ての相談相手について、就学前児童のいる家庭では「身内の人」が91.9%と最も多く、次いで「友人や知人」(70.0%)、「保育士」(39.1%)となっています。

また小学生児童のいる家庭では「身内の人」が84.4%と最も多く、次いで「友人や知人」(72.7%)、「近所や地域の人」(8.8%)となっています。

図表 子育ての相談相手について



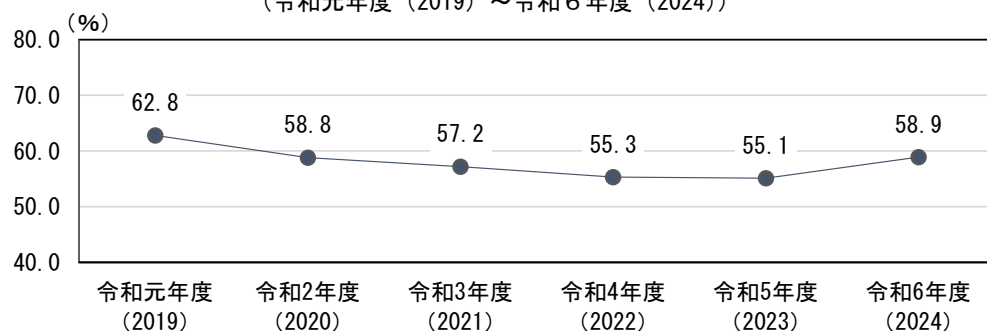
第4節 第2期計画での取組状況

第2期子ども・子育て支援事業計画で掲げた基本施策別の達成状況及び目標未達成事業の状況の実施状況は、次のとおりです。

1 子育てのしやすさ

毎年度市で行っている、まちづくり市民アンケートにおける「子育てしやすいまちだと感じる人の割合」は、令和5年度（2023）まで減少が続いていましたが、令和6年度（2024）には増加へと転じ、58.9%の方は本市を子育てしやすいまちと感じています。

図表 子育てしやすいまちだと思う割合
(令和元年度（2019）～令和6年度（2024）)

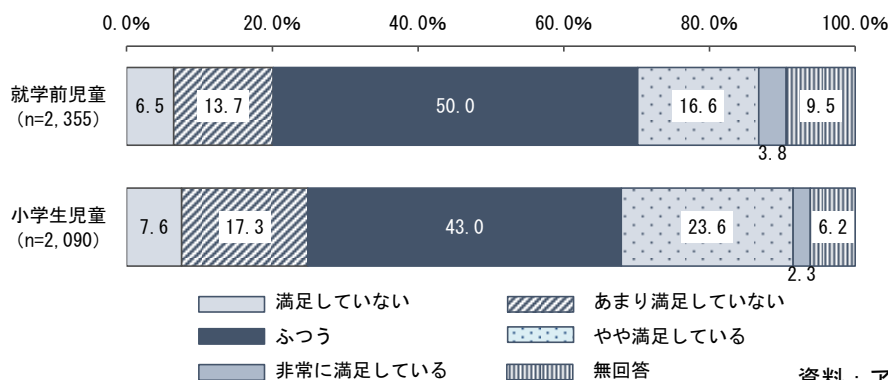


※ 子育てしやすいまちだと思う割合の算出に当たっては、回答選択肢の「子どもがいないのでわからない」、「無回答」を集計から除いて算出しています。

資料：花巻市まちづくり市民アンケート結果報告書（令和元年度～6年度）

参考までに、本計画の策定にあたり実施したアンケート調査における、子育て環境に「非常に満足している」、「やや満足している」を合わせた“満足している”割合は、就学前児童のいる家庭で2割（20.4%）、小学生児童のいる家庭で2割台半ば（25.9%）となっています。また、「ふつう」と感じている割合は、就学前児童のいる家庭で50.0%、小学生児童のいる家庭で43.0%を占めています。

図表 子育て環境の満足度



2 第2期子ども・子育て支援事業実施状況

(1) 基本施策別の達成状況

第2期子ども・子育て支援事業計画は、7基本施策109事業で構成しています。

基本施策別の達成状況では、最終年度の令和6年度(2024)の目標値を達成する見込の事業が81事業、未達成となる見込の事業が24事業、評価対象外としたものが4事業となっています。

5年間の総括をふまえて、着実な目標達成に向けて事業を実施する必要があります。

図表 基本施策別の達成状況

基本施策	主要 事業数	R6 目標値 達成事業数	R6 目標値 未達成事業数	評価対象外 事業数
I 地域における子育ての支援	55	42	10	3
II 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保 及び増進	14	9	5	0
III 親の育成と子どもの心身の健やかな成長 に資する教育環境の整備	12	5	7	0
IV 子育てを支援する生活環境の整備	8	7	1	0
V 職業生活と家庭生活との両立の推進	2	2	0	0
VI 子どもの安全の確保	7	6	1	0
VII 多様な家庭環境などに対応したきめ細や かな取り組みの推進	11	10	0	1
合計	109	81	24	4

資料：花巻市

(2) 目標未達成事業の状況

NO	事業名	指標	令和6年度 実績見込	令和6年度 目標値	総括 (目標値を下回っている理由) ※最終案で記載
2	子育て支援情報提供事業	ガイドブック 配布数	2,200 部	2,300 部	
5	ファミリーサポート センター事業	①講習会の満足度 ②利用希望者が利用 できた割合	①95.0% ②97.4%	①95.0% ②100.0%	
14	一時保育事業	実施保育園等の数	公立保育園 8 園中 2 園	公立保育園 10 園中 3 園	

NO	事業名	指標	令和6年度 実績見込	令和6年度 目標値	総括 (目標値を下回っている理由) ※最終案で記載
19	保育力充実事業	待機児童数 (10/1 現在)	30 人	0 人	
27	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	学童クラブの 待機児童数	4 人	0 人	
29	民生児童委員活動事業	民生相談員相談支 援件数	1,764 件	2,500 件	
30	スポーツ少年団本部支 援事業	スポ少本部の登録 団数及び団員数	55 団体 1,117 名	71 団体 1,507 名	
35	国際姉妹都市等交流推 進事業	派遣人数のうち中 高生派遣人数	28 人	38 人	
53	奨学金活用人材確保支 援事業	補助金を 交付した人数 (保育士及び 奨学生)	ふるさと保育士 4 名 ふるさと奨学生 16 名	ふるさと保育士 8 名 ふるさと奨学生 11 名	
54	はなまき夢応援奨学金 事業	貸与する要自立支 援者の人数	貸与する 要自立支援者 39 名 (新規 20、継続 19) 返還免除となった 要自立支援者 10 名 (新規 3、継続 7)	貸与する 要自立支援者 5 名 返還免除となっ た要自立支援者 11 名	
56	健康教育事業	年間延べ 参加者数及び 受講率	パパママ教室 68 人 育児学級 96.8%	パパママ教室 180 人 育児学級 98.0%	
57	健康相談事業	年間延べ 相談者数	妊婦随時 496 人 乳幼児等 276 人	妊婦随時 590 人 乳幼児等 500 人	
62	こどものためのインフ ルエンザ予防接種費用 軽減事業	接種率	70%	77%	
64	乳幼児に対する栄養相 談事業	離乳食教室の受講 率	92%	100%	

N0	事業名	指標	令和6年度 実績見込	令和6年度 目標値	総括 (目標値を下回っている理由) ※最終案で記載
65	「食べて花まる」健康講座事業（食育講座）	食事に気をつけている市民の割合	47.0% (R6.4月現在)	62.4%	
72	幼児ことばの教室事業	指導終了幼児の割合	85%	90%	
74	キャリア学習支援事業	自分が住んでいる地域には良いところがあると思うと答えた児童・生徒の割合	小学校 94.0% 中学校 90.0%	小学校 96.0% 中学校 88.0%	
75	特別支援事業	不登校児出現率	小学校 1.19% 中学校 3.55%	小学校 0.25% 中学校 2.40%	
77	ブックスタート及びブックスタートプラス事業	18歳以下の人口に対する一人当たり貸出冊数	6.4冊	8.5冊	
78	ふれあい出前講座事業	生涯学習講師新規登録者数	10人 (全体)	14人 (全体)	
79	ニコニコガイド発行事業	ニコニコガイド発行部数	3,300部	4,300部	
80	ニコニコせんせい体験事業	参加人数	500人	1,100人	
85	交通安全環境整備事業	歩道整備延長	0.4km	8.0km	
93	交通安全教育・啓発事業	子どもを対象とした交通安全教室の開催回数	187回	190回	

第 3 章 計画の基本理念・基本目標

第 1 節 基本理念

「子どもが 親が 地域が 育ち
子育てに喜びを感じるまちづくり」

子どもたちは、私たちにとって不可欠な存在であり、未来そのものであり、子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも代えがたい大きな喜びとなります。子育てを通じて、子どもが、親が、地域が成長できるよう、社会全体で子育て家庭を見守り、支援していくことが大切です。

近年、結婚観や生活様式が変化し、晩婚や未婚の傾向がますます高まっています。また、子育て家庭では、保護者における仕事と家庭の両立による育児への負担、成長や発達に関する不安、そして孤立感が増加している一方で、子ども自身もいじめや不登校など様々な問題に直面しています。こうした課題の解決にあたっては、子どもが健やかに育つ環境を社会全体で包括的に推進することが不可欠です。

こうした子どもの成長や子育てを取り巻く現在の状況を受け止め、これまでの基本理念を継承しながら、地域全体ですべての子どもの健やかな成長に喜びを感じるまちづくりを目指します。



第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援施策を展開します。

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもは、いかなる差別もなく、生命と権利を尊重され、笑顔で幸せに成長する権利があることから、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す必要があります。

そのため、子ども自らの「育つ力」を大切にし、子どもの自立心や社会性を養い、思いやる心を高めるとともに、自然とのふれあいの機会や多様な体験の場などの提供により、広くすべての子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

核家族化の進行により、子育てを学ぶ機会や近隣とのつながりが希薄化し、子育てへの不安や孤立化が進み、産後うつや児童虐待につながるなどの問題が生じています。

また、社会環境の変化や価値観の多様化などに伴い、子育て支援に対する親のニーズが多様化しています。

そのため、子育てに対する不安、孤立感を和らげることを通じて、親が安心感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育ての喜びを味わい、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

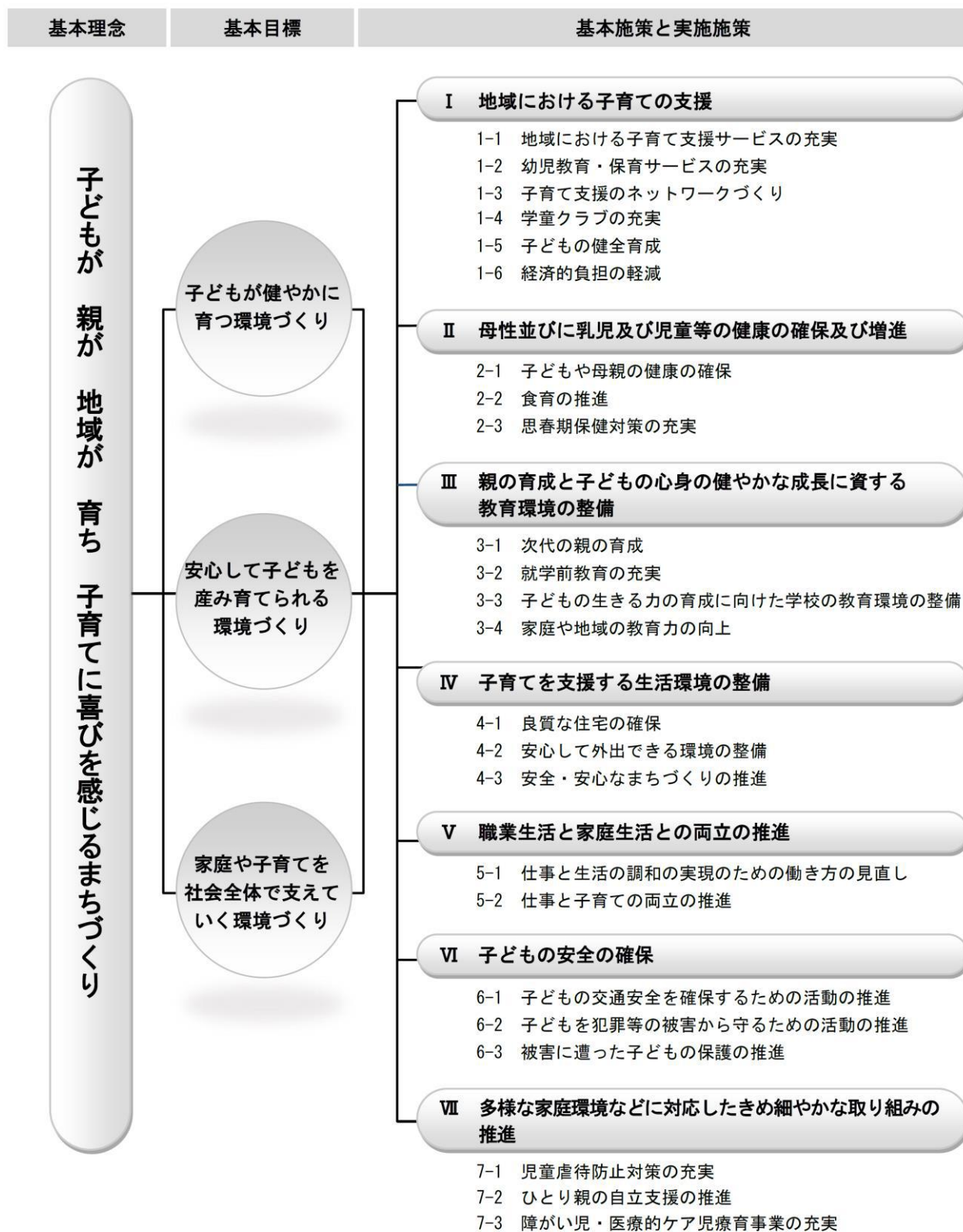
基本目標3 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

家庭における養育機能の低下や子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題としても捉える必要があります。

そのため、子育てサークルやボランティアなど様々な地域活動団体や地域住民と協働し、家庭や子育てを地域や社会全体で支えていく環境づくりを推進します。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

第1節 施策体系



★印 ……：地域子ども・子育て支援事業
 ※（ ）の番号は第5章第3節に掲載の事業番号に対応
 【新規】：第3期計画からの新規掲載事業（R6以前より実施中の事業で第2期計画に未掲載の事業を含む）

第2節 施策別主要事業の体系

基本施策	実施施策	主要事業	担当部・課
1 地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実	1 利用者支援事業★(1)～① 2 子育て支援情報提供事業 3 こどもセンター運営事業★(9) 4 地域子育て支援センター事業★(9) 5 ファミリーサポートセンター事業★(12) 6 子育て短期支援事業★(6) 7 病児保育事業(体調不良児対応型)★(15) 8 病後児保育事業★(15) 9 実費徴収に係る補足給付を行う事業★(3) 10 多様な事業者の参入促進・能力活用事業★(4)	こども家庭センター こども課 こどもセンター こどもセンター こどもセンター こども家庭センター こども課 こども課 こども課
	2 幼児教育・保育サービスの充実	11 延長保育事業★(2) 12 一時預かり事業★(10) 13 障がい児保育事業 14 【新規】医療的ケア児保育支援事業 15 保育所保育環境充実事業 16 保育施設整備支援事業 17 保育力充実事業 18 【新規】乳児のための支援給付(こども誰でも通園制度)(R7) 乳児等通園支援事業 19 幼稚園における子育て支援活動事業 20 幼稚園教育環境充実事業 21 特定施設2歳児就園支援事業 22 預かり保育事業	こども課 こども課 こども課 こども課 こども課 こども課 こども課 こども課 就学前教育課・こども課 こども課 こども課 こども課
	3 子育て支援のネットワークづくり	23 講演会・研修会開催事業 24 地域子育て支援情報ネットワーク事業	生涯学習課 こどもセンター
	4 学童クラブの充実	25 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)★(5) 26 【新規】学童クラブ施設整備事業	こども課 こども課
	5 子どもの健全育成	27 民生児童委員活動事業 28 スポーツ少年団本部支援事業 29 団体鑑賞事業 30 学校体育施設開放事業 31 少年センター事業 32 安全・安心まちづくり大会開催事業 33 国際姉妹都市等交流推進事業 34 地区振興センター等活動事業 35 教育を高める市民運動事業 36 学校地域協働連携事業 37 【新規】公園整備事業 38 【新規】(仮称)子育て支援複合施設整備調査検討事業	地域福祉課 スポーツ振興課 文化会館 学務管理課 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 国際交流室 生涯学習課 学校教育課 学校教育課 都市政策課 こども課
	6 経済的負担の軽減	39 保育料負担軽減事業 40 副食費負担軽減事業 41 【新規】在宅育児支援事業 42 児童手当支給事業 43 特別児童扶養手当支給事業 44 【新規】妊産婦交通費支援事業 45 【新規】周産期医療確保対策事業 46 【新規】不妊治療支援事業 47 妊産婦医療費助成事業 48 子ども医療費助成事業 49 ひとり親家庭医療費助成事業 50 養育医療費助成事業 51 重度心身障がい者医療費助成事業 52 【新規】出産・子育て応援事業★(1)～② 53 【新規】生活困窮者支援事業 54 【新規】こども食堂等運営支援事業 55 奨学金貸与事業 56 奨学金活用人材確保支援事業 57 はなまき夢応援奨学金事業 58 就学援助事業 59 【新規】学校給食費負担軽減事業	こども課 こども課 こども課 こども課 こども課 健康づくり課 健康づくり課 国保医療課 国保医療課 国保医療課 国保医療課 こども家庭センター 国保医療課 こども家庭センター 地域福祉課 地域福祉課 学務管理課 学務管理課 学務管理課 学務管理課 学務管理課

基本施策	実施施策	主要事業	担当部・課
2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康確保	60 母子保健事業（健康教育事業） 61 母子保健事業（健康相談事業） 62 健康診査事業★(13) 63 予防接種事業 64 子育て支援家庭訪問事業★(7)・(8)-① 65 特定妊婦支援事業★(8-①) 66 認可外保育施設健康管理事業 67 【新規】産後ケア等事業★(17) (再掲 No. 52) 出産・子育て応援事業★(1)-②	こども家庭センター こども家庭センター こども家庭センター 健康づくり課 こども家庭センター こども家庭センター こども課 こども家庭センター こども家庭センター
	2 食育の推進	68 乳幼児に対する栄養相談事業 69 食育講座 70 保育園等における地産地消事業 71 学校給食における地産地消推進事業 72 学校給食センター整備事業 73 学校給食センター改修事業	こども家庭センター 健康づくり課 こども課 学務管理課 学務管理課 学務管理課
	3 思春期保健対策の充実	74 学校保健事業	学務管理課
3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	75 赤ちゃんふれあい体験事業	こども家庭センター
	2 就学前教育の充実	76 保幼こー一体研修事業 77 幼児ことばの教室事業 78 発達支援事業 79 【新規】保育・教育アドバイザー派遣事業	就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課
	3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境整備	80 キャリア学習支援事業 81 特別支援事業 82 【新規】小学校施設維持事業 83 【新規】中学校施設維持事業 84 【新規】義務教育学校整備事業	学校教育課 学校教育課 教育企画課 教育企画課 教育企画課
	4 家庭や地域の教育力向上	85 ブックスタート及びブックスタートプラス事業 86 ふれあい出前講座事業 87 ニコニコガイド発行事業 88 ニコニコチャレンジ推進事業 89 ニコニコせんせい体験事業	花巻図書館 生涯学習課 就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課
4 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保	90 公営住宅整備事業 91 子育て世帯住宅取得奨励事業 92 【新規】若者世代等空き家取得奨励金（子育て加算） 93 【新規】地域優良賃貸住宅等支援事業	建築住宅課 定住推進課 定住推進課 建築住宅課
	2 安心して外出できる環境の整備	94 子育て応援の店の普及・拡大事業 95 移動式赤ちゃんの駅貸出事業	こども課 こども課
	3 安全・安心なまちづくりの推進	96 交通安全環境整備事業 97 地域安全活動推進事業 98 広報啓発活動事業	道路課 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	99 子育て支援制度の普及啓発事業 100 育児支援等各種情報提供事業	地域づくり課・商工労政課 地域づくり課・商工労政課
6 子どもの安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	101 子どもの交通事故防止対策事業 102 交通安全教育・啓発事業	市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター
	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	103 地域防犯活動推進事業 104 子ども 110 番の家等推進事業 (再掲 No. 31) 少年センター事業 105 学校安全確保事業	市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 学校教育課
	3 被害に遭った子どもの保護の推進	106 児童立ち直り支援活動事業	こども家庭センター
7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	1 児童虐待防止対策の充実	107 要保護児童対策地域協議会事業★(8)-② 108 家庭児童相談事業 109 【新規】子育て世帯訪問支援事業★(14) 110 【新規】児童育成支援拠点事業★(15) 111 【新規】親子関係形成支援事業★(16)	こども家庭センター こども家庭センター 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
	2 ひとり親の自立支援の推進	112 女性相談支援事業 113 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 114 ひとり親相談事業 115 児童扶養手当支給事業 116 母子家庭等自立支援給付金事業 117 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	こども家庭センター こども家庭センター こども家庭センター こども課 こども家庭センター こども家庭センター
	3 障がい児・医療的ケア児童事業の充実	118 障がい児通所等給付事業 119 障がい児支援事業 (再掲 No. 14) 医療的ケア児保育支援事業 (再掲 No. 76) 発達支援事業 (再掲 No. 79) 特別支援事業	障がい福祉課 障がい福祉課 こども課 就学前教育課 学校教育課

第3節 基本施策ごとの取組内容

基本施策 1 地域における子育ての支援

1-1 地域における子育て支援サービスの充実

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等の利用者支援に努めます。
- 子育て支援に関する総合的な情報提供を行うホームページや携帯サイトにより、わかりやすい情報の提供に努めます。
- 子育て支援の総合相談機能を持つ「こども家庭センター」の適切な運営に努めます。
- こどもセンター、地域子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うなど、子育ての不安感や負担感の軽減に努めます。
- 子育てをお手伝いして欲しい方（おねがい会員）と、子育てをお手伝いしてくださる方（あずかり会員）からなる「ファミリー・サポート・センター」の会員登録数の拡大を図り、地域の子育て援助活動の充実に努めます。
- 保護者の疾病、夜間就労等により、家庭における養育が困難となった児童の児童福祉施設等での短期入所生活援助や夜間養護等の利用促進に努めます。
- 児童が病気の回復期で、集団保育が困難である期間など児童を一時的に預かる「病後児保育」を実施し、保護者の支援に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
1	利用者支援事業★ (1)-①	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行う。	(事業の継続)	継続	継続
2	子育て支援情報提供事業	子育て支援に関する施設や事業等の情報を一覧にしたガイドブックを作成し、配布する。	(事業の継続)	継続	継続
3	こどもセンター運営事業★ (13)	未就学児とその保護者が遊び等を通じて交流できる場を提供し、育児不安などの相談対応、子育て講座の開催等の支援を実施するほか、地域の子育て支援活動団体等との情報交換や連携を図る。	子育てに関する講座の満足度	95%	95%

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
4	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）★(13)	未就学児とその保護者が遊び等を通じて交流できる場を提供し、育児不安などの相談対応、子育て講座の開催等の支援を実施する。	子育てに関する講座の満足度	95%	95%
5	ファミリーサポートセンター事業★(12)	子育て家庭の負担の軽減を図るため、有償ボランティアによる児童の預かりや送迎等、会員相互の援助活動を推進する。	①講習会の満足度 ②利用希望者が利用できた割合	①95.0% ②97.4%	① 95.0% ②100.0%
6	子育て短期支援事業★(6)	家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭での児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育する。	利用希望者が事業を利用できた割合	100%	100%
7	病児保育事業（体調不良児対応型）★(15)	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を実施する事業。	実施保育園等の数	公立保育園 2園 私立保育園及び 私立認定こども 園及び私立地域 型保育事業所 34園中15園	公立保育園 2園 私立保育園及び 私立認定こども 園及び私立地域 型保育事業所 34園中15園
8	病後児保育事業★(15)	児童等が病気回復期で、集団保育困難な期間、児童を保育園、病院等の専用スペースで一時的に預かる。	（事業の継続）	継続	継続
9	実費徴収に係る補足給付を行う事業★(3)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき費用等を助成する。	（事業の継続）	継続	継続
10	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業★(4)	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した施設設置や運営を促進する。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）

1-2 幼児教育・保育サービスの充実

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 保護者の保育ニーズに適切に対応するため、保育施設及び地域型保育事業所に従事する保育士の確保を図り、保育体制の拡充に努めます。
- 働く形態の多様化に対応するため、乳児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育等の充実及び拡充に努めるとともに、特定保育、夜間保育及び休日保育は需要の動向を見極めながら実施の必要性について検討します。
- 老朽化した保育施設・設備等の計画的な整備充実に努めます。
- 地域ごとの保育需要の偏在や中長期的な児童数の減少も踏まえながら、公立保育園の再編等について検討し、柔軟な保育サービスの体制づくりに努めます。
- 私立幼稚園における預かり保育等の充実と、公立幼稚園施設の計画的な維持管理に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
11	延長保育事業★(2)	保育認定時間を越える保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。	実施保育園等の数	公立保育園 8園 私立保育園及び私立認定こども園及び私立地域型保育事業所 全34園	公立保育園 全園 私立保育園及び私立認定こども園及び私立地域型保育事業所 全園
12	一時預かり事業★(10)	保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育事業の拡充を図る。	実施保育園等の数	公立保育園 8園中2園 私立保育園及び私立認定こども園及び私立地域型保育事業所 34園中18園	公立保育園 8園中2園 私立保育園及び私立認定こども園及び私立地域型保育事業所 34園中18園
13	障がい児保育事業	健常児とともに集団保育が可能な障がい児の保育の拡充を図る。	(事業の継続)	継続	継続
14	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置等に要する費用の一部を補助する。	(事業の継続)	1施設	継続
15	保育所保育環境充実事業	安心安全な保育環境を保つため、公立保育園の施設整備及び計画的な維持管理を行う。	(事業の継続)	継続	継続
16	保育施設整備支援事業	私立保育園等の施設整備等の充実に対して、助成を行う。	(事業の継続)	3施設	継続
17	保育力充実事業	待機児童解消のため保育士等の確保策として、私立保育園等へ勤務する保育士等の保育料補助、家賃補助、奨学金返済支援補助、再就職支援貸付を行う。	待機児童数 (10/1 現在)	30人	0人

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
18	乳児のための支援給付 (こども誰でも通園制度)(R7)乳児等通園支援事業★	一定時間(月10時間)以内で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付を行う。	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)
19	幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を行う。	実施幼稚園数	私立幼稚園5園 公立幼稚園1園	私立幼稚園5園 公立幼稚園1園
20	幼稚園教育環境充実事業	安心安全な幼児教育環境を保つため、公立幼稚園の施設整備及び計画的な維持管理を行う。	(事業の継続)	継続	継続
21	特定施設2歳児就園支援事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てを支援するため、私立幼稚園が当該幼稚園に在園する2歳児の保育料及び入園料の減免を行う事業の経費を補助する。	(事業の継続)	私立幼稚園5園	継続
22	預かり保育事業	希望する園児を対象に幼稚園等で預かり保育を行う。	(事業の継続)	私立幼稚園及び私立認定こども園全園 公立幼稚園1園(全園)	継続

1-3 子育て支援のネットワークづくり

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等の開催により、子育てに対する地域の意識啓発等を推進します。
- 子育てサークル等の活動交流の場づくりを進めるとともに、ネットワークの形成を促進し、子育て中の母親等の子育てに対する不安の軽減が図られるよう努めます。
- 地域の団体と協働して、伝統文化や習慣・行事を実施するなど、体験の場を提供し、親子の育ちを継続的に支援します。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
23	講演会・研修会開催事業	講演会・研修会などの開催により、子育てに関する学習のひとつとして、各種講座を開設する。	市民講座等の開催事業において、子育てに関する事業の開催回数	5回	4回
24	地域子育て支援情報ネットワーク事業	地域の子育て支援活動団体等と情報交換や連携を図る。	交流会の満足度	90%	90%

1-4 学童クラブの充実

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 保護者が就労等により昼間不在となる家庭の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して実施する学童クラブ（放課後児童健全育成事業）について、ニーズに応じた適切な支援体制の拡充に努めるとともに、国が放課後児童クラブの受け皿整備等の推進など、放課後児童対策の一層の強化を図るため取りまとめた「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、学校や地域と連携した活動を推進します。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
25	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) ★(5)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後等に遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図る。	学童クラブの待機児童数（4/1現在）	4人（全体）	0人（全体）
26	学童クラブ施設整備事業	学童クラブ利用児童の増加等に伴う施設整備及び改修等を行う。	（事業の継続）	施設整備：2施設 改修：2施設	継続

1-5 子どもの健全育成

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 異年齢児、他地域等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の子どもたちの継続的なスポーツ・交流活動等の支援を推進するとともに、優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充に努めます。
- 子どもが安全に遊べる空間として、体育館や運動場等の学校施設の開放を継続するほか、地域の拠点公園の芝生化や遊具の修繕などを行い、適切な維持管理に努めます。
- 屋内遊戯施設を含む子育て支援複合施設の整備について検討を進めます。
- 花巻市少年センターの街頭補導活動や「安心・安全なまちづくり大会」等の開催を通じて、警察、学校、地域、関係機関・団体等との連携を図りながら、少年非行の防止及び青少年の健全育成に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
27	民生児童委員活動事業	民生委員児童委員、主任児童委員による子どもや家庭への相談、援助活動の推進を図る。	民生委員児童委員充足率	99%	100%
28	スポーツ少年団本部支援事業	スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団本部の活動を奨励する。	スポ少本部の登録団数及び団員数	52 団体 999 名	52 団体 999 名
29	団体鑑賞事業	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図る。	(事業の継続)	(事業の継続)	継続
30	学校体育施設開放事業	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行う。	(事業の継続)	継続 (参考：利用実績) 小学校 16 校、中学校 11 校開放日月 平均：20 日間/校	継続
31	少年センター事業	少年補導委員の街頭指導活動により、少年非行の未然防止に努める。	非行少年補導数	0 人	0 人
32	安全・安心まちづくり大会開催事業	「安全・安心まちづくり大会」の開催を通じ、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図る。	(事業の継続)	県暴力団追放 県民大会開催のため中止	継続
33	国際姉妹都市等交流推進事業	国際姉妹・友好都市等への青少年の海外派遣研修などの国際交流活動を推進する。	青少年(中高生)派遣人数	28 人	28 人
34	地区振興センター等活動事業	各生涯学習施設、振興センターが中心となって、三世代交流事業やそれぞれの地域に即した事業(行事)を開催する。	(事業の継続)	継続	継続
35	教育を高める市民運動事業	家庭学習の充実及び読書活動の推進など、子どもの教育課題解決のための自主的・実践的な教育振興運動を実施する。	(事業の継続)	継続	継続

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
36	学校地域協働連携事業	学校と地域の連携や小中連携により地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを推進する。	学校生活が楽しい（充実している）と答えた児童（生徒）の割合	小学校 91.7% （R5 実績） 中学校 94.2% （R5 実績）	小学校 94.0% 中学校 93.0%
37	公園整備事業	遊戯施設の修繕、更新撤去及び芝生の整備、樹木管理を行う。公園等施設長寿命化計画の実施。	公園事故及びトラブル（件）	0 件 （参考：整備実績） 愛宕公園芝生等整備工事 愛宕公園遊具更新工事 高田南公園外1公園施設更新業務委託	0 件
38	（仮称）子育て支援複合施設整備調査検討事業	屋内遊戯施設、子育て支援複合施設の整備に関する調査検討を行う。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）

1-6 経済的負担の軽減

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 子育て支援を推進するため、3歳未満児の給食に係る副食材料費及び物価高騰により値上がりしている学校給食の食材料費負担の軽減を図ります。
- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給します。
- ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給します。
- 子ども・妊産婦・重度心身障がい者及びひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成事業を継続します。
- 経済的な理由で修学が困難な高校生及び大学生等へ奨学金を貸与し、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大及び保護者の負担軽減に努めます。
- 諸事情により生活が困窮する世帯（要保護及び準要保護世帯）の小中学生の教育費に対し、就学援助費を支給します。
- こども食堂やフードパントリーの運営に対し、補助金交付等の必要な支援を行います。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
39	保育料負担軽減事業	保育所の保育料について、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を図る。	(事業の継続)	国基準に対する 軽減率 69.14%	継続
40	副食費負担軽減事業	子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、保育園、認定こども園、幼稚園等を利用する子どもの副食費を補助する。	(事業の継続)	(給付見込額) 34,664千円 (R6.10現在)	継続
41	在宅育児支援事業	保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子どもを養育する世帯に支援金を支給。	(事業の継続)	1,000月	継続
42	児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給する。	(事業の継続)	(支給対象児童数) 8,169人	継続
43	特別児童扶養手当支給事業	20歳未満の精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給する。	(事業の継続)	継続	継続
44	妊産婦交通費支援事業	妊産婦の産科医療機関への通院、入院又は近隣宿泊施設に待機宿泊する経費を補助する。	(事業の継続)	188名 (R6.12月現在)	継続

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
45	周産期医療確保対策事業	・産科医師の就職支援（一時金）、 保育料支援、家賃支援、奨学金返還 支援及び交通費支援に関する補助 金を交付する。 ・産科医師・助産師等の雇用に要し た医師・助産師等紹介事業者への 紹介手数料支援に関する補助金を 交付する。 ・助産師等の就職支援（一時金）、 保育料支援、家賃支援、奨学金返還 支援に関する補助金を交付する。 ・助産師へ就職支援金の貸付を行 う。	（事業の継続）	1名 (R6.12月現在)	継続
46	不妊治療支援事業	不妊治療を受けやすい環境づくり を推進するため、経済的負担を軽 減する。	（事業の継続）	(助成済額) 3,028,180円 (助成済額内訳) 生殖補助医療 31件 2,617,440円 ・一般不妊治療 6件 410,740円	継続
47	妊産婦医療費助成事業	妊産婦の健康づくりを推進するた め、経済的負担を軽減する。	（事業の継続）	(受給者数) 224人 (給付額) 9,654千円	継続
48	子ども医療費助成事業	高校生等以下の子どもの保護者が 安心して子育てができる環境づく りを推進するため、経済的負担を 軽減する。	（事業の継続）	(受給者数) 10,749人 (給付額) 135,044千円	継続
49	ひとり親家庭医療費助成 事業	ひとり親家庭の保護者が安心して 子育てができる環境づくりを推進 するため、経済的負担を軽減する。	（事業の継続）	(受給者数) 1,501人 (給付額) 21,018千円	継続
50	養育医療費助成事業	養育に必要な医療給付を行う。	（事業の継続）	継続	継続
51	重度心身障がい者医療費 助成事業	重度心身障がい者の自立した生活 を推進するため、経済的負担を軽 減する。	（事業の継続）	(受給者数) 1,878人 (給付額) 103,085千円	継続
52	出産・子育て応援事業 ★(1)-②	妊娠届出時、妊娠8か月 前後、赤 ちゃん訪問時にアンケート及び面 談を実施し、赤ちゃん訪問の面談 を実施後に交付金を交付する。	悩みや困りごとの相 談先や利用できるサ ービスを知ることが できた母の割合(%)	100%	100%
53	生活困窮者支援事業	生活困窮者に対し、一人一人の状 況に応じた総合的な支援を行う。	（事業の継続）	継続	継続
54	こども食堂等運営支援事 業	経済的な理由等により困窮してい る世帯のこども等を支援するこど も食堂等を継続的に運営するた め、当該事業を実施している団体 への運営支援を行う	市内でこども食堂を 継続実施している団 体数	8団体	8団体
55	奨学金貸与事業	高校生及び大学生へ奨学金を貸与 し、学ぶ機会の拡充に努める。	（事業の継続）	新規 大学生 49名 高校生 2名 継続 大学生 73名 高校生 6名	継続
56	奨学金活用人材確保支援 事業	市奨学金の返還者に対して、返還 金の一部を補助することにより、 奨学金制度を活用した人材確保を 行う。	補助金交付した人数 (保育士及び奨学生)	ふるさと保育士 4名 ふるさと奨学生 16名	ふるさと保育士 12名 ふるさと奨学生 45名

NO	事業名	事業内容	指標	令和 6 年度 実績見込	令和 11 年度 目標値
57	はなまき夢応援奨学金事業	修学に向けた支援が必要な人で、かつ卒業後に市内に居住する意思を持つ人に、返還免除型の奨学金を貸与する。	- 貸与した要自立支援者の人数 - 返還免除となった要自立支援者の人数	貸与した要自立支援者 39 名 (新規 20、継続 19) 返還免除となった要自立支援者 10 名 (新規 3、継続 7)	貸与した要自立支援者 80 名 (新規 20、継続 60) 返還免除となった要自立支援者 25 名 (新規 3、継続 22)
58	就学援助事業	経済的理由により児童生徒を就学させることが困難な保護者や特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して、必要な経費を支給することで経済的な負担を軽減する。	(事業の継続)	要保護 小 14 名、中 6 名 準要保護 小 367 名、中 181 名 特別支援 小 120 名、中 67 名 被災認定者なし	継続
59	学校給食費負担軽減事業	食材料費の高騰に係る学校給食費の値上がり分を市が負担し、経済的負担を軽減する。	設定なし	1 食当たり単価 値上り額 小学校 30 円 中学校 30 円	設定なし

基本施策 2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

2-1 子どもや母親の健康の確保

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 妊娠初期から出産、乳児期及び幼児期の健康教育、健康相談、健康診査、療育指導など切れ目のない保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携のもと、きめ細かな母子保健の充実に努めます。
- 伝染性疾患の予防のため、子どもの予防接種の積極的な推進に努めます。
- 産前・産後ケアの充実を図るため、事業者と連携しサービスの拡充に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
60	母子保健事業 (健康教育事業)	妊娠中の生活や出産・育児の知識を普及するパパママ教室や、子どもの育児・栄養・遊び・事故防止等について指導する育児学級を行う。	年間延べ参加者数及び受講率	パパママ教室 68人 育児学級 96.8%	パパママ教室 144人 育児学級 98.0%
61	母子保健事業 (健康相談事業)	妊婦に対し、妊娠中の健康や生活について相談指導する。また、乳幼児期の子どもを持つ母親等の育児不安に対応し、育児・栄養等の相談指導を行う。	年間延べ相談者数	妊婦 随時 496人 乳幼児等 随時 276人	妊婦 随時 800人 乳幼児等 随時 400人
62	健康診査事業★(13)	妊産婦・乳児の医療機関委託健診や、乳幼児の集団健診により、疾病の早期発見と保健指導を行う。	3歳児健診における受診の割合	98.6%	100.0%
63	予防接種事業	定期予防接種を実施する他、インフルエンザ、おたふくかぜ、帯状疱疹等の予防接種費用を補助する。	(事業の継続)	継続	継続
64	子育て支援家庭訪問事業★(7),(8)-①	すべての子どもが健やかに養育されるよう、生後4か月までの乳児に保健師等が家庭訪問し、子育て支援を行う。	7か月児健診で体調がよく安心して子育てできる母の割合	89.9%	90.0%
65	特定妊婦支援事業★(8)-①	妊娠届出時や関係機関からの情報提供により特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。	特定妊婦の訪問・相談件数	120件	150件
66	認可外保育施設健康管理事業	認可外保育施設に在籍する児童の健康診断の実施に助成する。	認可外保育施設児童の健康診断受診率	100%	100%
67	産後ケア等事業★(17)	妊産婦が抱える妊娠・出産等に関する悩みの相談支援や、産後間もない母子に対する心身のケア等を行う。	産後ケア事業利用者の満足度	100.0%	100.0%

2-2 食育の推進

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 生涯を通じた生きる力の基本となる食育について、学校・幼稚園・保育園・認定こども園、地域、生産者・事業者、行政が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、保護者に対する情報提供や正しい知識の普及に努めるとともに、幼少期においては食事づくり等の体験活動の取組を推進します。
- 保育園や小・中学校の給食において、花巻地方や県内で生産された農産物を食材として取り入れ、その季節の伝統食を提供するなど、引き続き地産地消を推進します。
- 花巻地域の学校給食センターの統廃合及び新設に向けた整備の検討を行います。
- 安定的な学校給食の提供のため、老朽化が著しい施設について計画的な改修を行います。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
68	乳幼児に対する栄養相談事業	離乳食や幼児期の食事について、離乳食教室や乳児健診などの機会に適切な指導・相談を実施するとともに情報提供に努める。	離乳食教室の受講率	92.0%	95.0%
69	食育講座	「花巻市食育推進計画」に基づき、市民一人一人が生涯を通じた健康づくりをより効果的に進めるため、ライフステージに応じた講話や実習を行う。	食事に気を付けている市民の割合	47.0% (R6.4月現在)	50.6%
70	保育園等における地産地消推進事業	花巻地方産の野菜などを食材として取り入れ、その季節の伝統食などを提供する。	(事業の継続)	継続	継続
71	学校給食における地産地消推進事業	花巻地方・県内産の米や野菜、果樹を食材として取り入れるとともに、地域の生産者による出前授業等を実施する。	(事業の継続)	継続	継続
72	学校給食センター整備事業	学校給食センター整備に向けた調査等を行う。	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)
73	学校給食センター改修事業	安定的な学校給食の提供のため、老朽化が著しい施設について、計画的な改修を行う。	施設等の不具合を原因とする給食停止日数	0日	0日

2-3 思春期保健対策の充実

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 思春期を迎える小・中学校期における児童・生徒やそれを支援する教職員の心身の健康保持を図るため、各種検診の実施、家庭や関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会等）と連携した健康教育の充実に努めます。
- 思春期における喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止、食習慣・性感染症等に関する知識の獲得・相談・情報提供等の充実に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
74	学校保健事業	児童生徒や教職員の健康保持のため、学校医の確保及び各種健診を実施する。併せて、学校保健の推進向上を図る事業を実施する花巻市学校保健会に補助金を交付する。	生活習慣病予防健診 「異常なし」者率 (小4及び中1)	生活習慣病予防健診「異常なし」者率 小4：81.0% 中1：83.0%	生活習慣病予防健診「異常なし」者率 小4：75.0% 中1：75.0%

基本施策 3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備

3-1 次代の親の育成

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関し、家庭や学校、地域において各分野が連携しながら啓発事業の取組を推進します。
- 子育ての素晴らしさや、家族の絆などが大切な価値として共有される社会を目指し、青少年に対して少子化問題や結婚についての意識啓発や情報提供に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
75	赤ちゃんふれあい体験 事業	小学生が赤ちゃん人形抱っこ体験 や妊婦体験、助産師の講話を通じ て命や性の尊さを学ぶ。	赤ちゃんふれあい体 験の実施回数	2回	8回

3-2 就学前教育の充実

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 乳幼児期における保育・教育が小学校以降の生活や学習の基盤となることをふまえ、子どもたちが遊びや生活を通して様々な経験を重ねながら資質・能力を育むことができるよう、保育園・幼稚園・認定こども園等における保育・教育の充実に努めます。
- 子どもの発達や学びの連続性を考慮した保育・教育となるよう、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との合同会議や交流会等の開催により保幼小の連携を推進し、就学前の教育と小学校教育のスムーズな接続に努めます。
- ことばや発達に課題や遅れが認められる乳幼児に対し、一人ひとりの発達を考慮した総合的な指導や助言を行い、子どものより良い発達を促すよう支援します。
- 保育園・幼稚園・認定こども園等における保育・教育や各園の課題について助言等を行う保育・教育アドバイザーの訪問支援により、保育・教育の質の向上や小学校への円滑な接続を図ります。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
76	保幼小一体研修事業	市内保育園、幼稚園、認定こども園等の職員の資質向上による就学前の保育・教育の充実及び小学校へのスムーズな接続を図るため、研修会や公開保育を行う。	研修会の満足度	90%	90%
77	幼児ことばの教室事業	就学前の子どもが表現能力を十分発揮できるようにするため、コミュニケーションの大切な手段のひとつであることばに関する課題（発音や吃音など）を早期に把握し、一人一人の発達を考慮した指導を行う。	（事業の継続）	継続	継続
78	発達支援事業	乳幼児の発達上の課題を早期に把握し、発達を促すため、総合的な指導及び援助を行う	（事業の継続）	継続	継続
79	保育・教育アドバイザー派遣事業	市内就学前施設からの派遣依頼を受け、保育・教育アドバイザーが施設を訪問し、保育・教育に対する助言や、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を目的に支援を行う。	（事業の継続）	継続	継続

3-3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境整備

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 思いやりの心、豊かな感性、主体的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、自然体験活動、豊富な社会体験、伝統芸能活動、異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するなど、子どもたちの学習機会の充実に努めます。
- 特別な支援が必要な児童生徒については、ふれあい共育推進員の配置等により個に応じた適切な教育的支援を行います。
- 心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や教育相談員及びスクールカウンセラーによる教育相談を実施するほか、不登校傾向を示す児童生徒について、風の子ひろば（教育委員会が開設する教育支援センター）及び校内教育支援センターを核とした教育相談体制の充実に努めます。
さらに、学校や保護者を福祉や保健、警察などの関係機関につなぐ、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決に努めます。
- 学校が、子どもたち・保護者・地域と学校運営の目標やビジョンを共有し、学校運営協議会を通して、地域の財産を活用しながら、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するための支援を行います。
- 仲間づくりや集団活動を通して社会性と「生きる力」を育むため、地域・家庭と学校との連携を密にし、子ども同士が交流する場や互いに競い合う等の機会を創出するとともに、小中学校の良好で安全・安心な学習環境を維持するための学校整備を、長期計画のもとに進めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
80	キャリア学習支援事業	地域社会や児童生徒の特徴を踏まえ、様々な体験活動を通じた学習を推進し、児童生徒の「生きる力」を育む。	自分が住んでいる地域には良いところがあると思うと答えた児童（生徒）の割合	小学校 94.0% 中学校 90.0%	小学校 93.0% 中学校 88.0%
81	特別支援事業	不登校や別室登校児童生徒の改善の支援、障がいのある児童生徒に対する校内での支援など、児童生徒が豊かな生活を送ることができるよう多様な支援を行う。	不登校児童（生徒）出現率	小学校 1.19% 中学校 3.55%	小学校 1.57% 中学校 5.18%
82	小学校施設維持事業	小学校施設の維持管理及び長寿命化を行う。	（事業の継続）	（維持修繕学校数）16校	継続
83	中学校施設維持事業	中学校施設の維持管理及び長寿命化を行う。	（事業の継続）	（維持修繕学校数）11校	継続
84	義務教育学校整備事業	矢沢地区における義務教育学校を整備する。	（事業の継続）	継続	（令和10年度までに事業完了）

3-4 家庭や地域の教育力向上

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 子育てに関する学習機会の提供や情報発信に努めます。
- ニコニコチャレンジ推進事業やニコニコせんせい体験事業等を実施し、家庭における教育力の向上を支援します。
- 教育振興運動推進協議会及びコミュニティ・スクールと連携し、地域の教育力を高める活動を支援します。
- 親とのスキンシップ・絆を深めるブックスタート事業を継続実施します。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
85	ブックスタート及びブックスタートプラス事業	早い時期からの心とことばを育むため、5か月児離乳食教室に合わせブックスタート事業及び1歳6か月健診時に合わせブックスタートプラス事業で絵本を贈り、親子のふれあいを深め、絵本に親しむことの大切さの実践と啓発を図る。	18歳以下の人口に対する一人当たり貸出冊数	6.4冊	7.6冊
86	ふれあい出前講座事業	市民等の団体が実施する学習会に講師を派遣する出前講座を活用し、家庭教育に関する講師を紹介する。	生涯学習講師新規登録者数	10人 (全体)	10人 (全体)
87	ニコニコガイド発行事業	子育ての参考となる情報を提供し、就学前教育への理解を深める。	(事業の継続)	発行部数 3,300部	継続
88	ニコニコチャレンジ推進事業	幼児期のうちに身につけたい基本的な生活習慣等について目標を決めて家族で取り組むことにより、基本的な生活習慣の定着を図るとともに自立心を育む。	基本的な生活習慣が身についている(AB評価)子どもの割合	80%	80%
89	ニコニコせんせい体験事業	子どもとの関わり方や子育てのヒントを見つけたり、子どもに対する相互理解と、保護者と園の信頼関係を深めたりするために、保護者の一日保育士体験を行う。	(事業の継続)	体験人数 500人	継続

基本施策 4 子育てを支援する生活環境の整備

4-1 良質な住宅の確保

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 良質な公営住宅の提供や、住宅の改修、購入に係る奨励金や補助金を支給します。
- 若者世代や移住する子育て世帯が住宅を取得する場合に、奨励金等を交付します。

■ ■ 実施事業 ■ ■

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
90	公営住宅整備事業	良質な公営住宅の維持管理等を推進する。	市営住宅大規模改修計画に対する進捗率	長寿命化計画に基づく大規模改修の実施 本館アパート 305～308号棟改修工事（4戸）	長寿命化計画に基づく大規模改修の実施 （本館・諏訪・新堀・桜木・上の台第2・第2三日堀・六本木・高木南）
91	若者世代等空き家取得奨励事業（子育て加算）	若者世代（39歳以下）または県外からの移住者の空き家取得に係る奨励金について、子育て世帯について加算する。	（事業の継続）	2件	継続
92	子育て世帯住宅取得奨励事業	空き家バンク事業の充実、花巻市定住促進住宅取得等補助事業の実施、子育て世帯住宅取得支援事業の実施。	（事業の継続）	45件	継続
93	地域優良賃貸住宅等支援事業	子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の家賃減額補助を行う。	（事業の継続）	10件	継続

4-2 安心して外出できる環境の整備

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 妊産婦や乳幼児連れの親が安心して外出できるよう、多くの人が利用する施設への授乳室やベビー休憩室等の設置を推進します。
- 子育て家庭が出かけやすい環境となるよう、岩手県が推進している「i・ファミリー・サービス事業（いわて子育て応援の店）」などへの協賛を呼びかけます。
- 乳幼児連れの保護者が安心して行事やイベント等参加できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ交換などができる場として移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行います。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
94	子育て応援の店の普及・拡大事業	岩手県などが取り組んでいる子育て応援の店の普及拡大に努める。	(事業の継続)	継続	継続
95	移動式赤ちゃんの駅貸出事業	イベント開催時に乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃんの駅を無料で貸し出し、乳幼児を連れた保護者が安心して参加できる環境づくりを推進する。	(事業の継続)	8セット	継続

4-3 安全・安心なまちづくりの推進

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 子どもや子育て家族が安心して利用できる安全・快適な交通環境の整備を推進します。
- 一般書店やコンビニエンスストア、自動販売機、レンタル店等で販売・貸付される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体と連携・協力して、有害環境の実態調査や販売店に対する自主的措置の働きかけを行います。
- 携帯型デジタル機器等による様々なトラブルを防止するため、花巻市小学校・中学校・高等学校生徒指導連絡協議会が作成した「花巻市内小学校・中学校・高等学校情報機器使用ガイドライン」を活用した啓発やノーメディアデーへの取組など、家庭や地域と連携した情報モラル教育を推進します。
- 施設の防犯設備の整備促進に関する広報・啓発活動を推進するとともに、各種行事（イベント）・祭り等における街頭指導・補導活動を継続実施します。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
96	交通安全環境整備事業	歩道等の整備により交通事故等を防止し、安全、円滑、快適な交通環境の確保を図る。	歩道整備（完成）延長	0.4 k m	0.1 k m
97	地域安全活動推進事業	関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報を自主的措置の働きかけを推進する。	（事業の継続）	継続 （有害図書等自動販売機設置状況確認活動1回実施、2か所4台）	継続
98	広報啓発活動事業	防犯設備の整備促進に関する広報啓発活動を推進するとともに、街頭指導・補導活動を継続実施する。	（事業の継続）	継続 （防犯協会に活動支援。地域安全運動（年4回）実施）	継続

基本施策 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

5-1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

■ ■ 実施方針 ■ ■

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めます。
- 育児期間中の就業者が、男女の差別なく子どもの養育のために弾力的な勤務時間の選択ができる制度の拡充（フレックスタイム制や短時間勤務体制等）や育児・介護休業制度の普及を関係機関と連携して促進します。
- 仕事と子育ての両立ができるよう、各種育児支援制度の情報提供に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
99	子育て支援制度の普及 啓発事業	広報やホームページでの情報提供により事業所における育児休業制度など子育て支援に係る制度の一層の啓発に努める。	(事業の継続)	継続 (広報活動)	継続 (広報活動)
100	育児支援等各種情報提供 事業	相談事業として育児休業取得者、育児を行う就業者等への育児支援制度の情報提供に努める。	(事業の継続)	継続 (相談時情報提供)	継続 (相談時情報提供)

基本施策 6 子どもの安全の確保

6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、認定こども園、幼稚園、学校等関係団体との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止の啓発活動を推進します。
- 子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進するため、各交通安全関係団体との連携を強化しながら、交通安全意識の高揚に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
101	子どもの交通事故防止対策事業	保育園・認定こども園・幼稚園・小学校の通学時間帯に交通指導員やPTA等による交通指導を行う。	交通指導を実施した地域	市内全域	市内全域
102	交通安全教育・啓発事業	日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会等による交通安全教育を推進し啓発活動に努める。	子どもを対象とした交通安全教室の開催回数	187回	200回

6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 児童生徒が身の危険を感じた際の緊急避難場所である「子ども110番の家」に対し、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供し、「地域の子どもは地域で守る」「犯罪が起きにくい地域社会をつくる」などの意識の高揚を図りながら、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。
- スクールガードリーダーを配置し、地域ぐるみで安全の確保に努めます。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
103	地域防犯活動推進事業	住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、関係機関、団体との情報交換を実施する。	(事業の継続)	継続 (防犯協会に活動支援。防犯協会で行ったメール配信24件(見込))	継続
104	子ども110番の家等推進事業	「子ども110番の家」について、関係機関と協力して子どもたちが安全に生活できる環境整備に努める。	(事業の継続)	継続 (防犯協会に活動支援。防犯協会を設置した子ども110番の家565か所)	継続
再掲	少年センター事業	少年補導委員の街頭指導活動により、少年非行の未然防止に努める。	非行少年補導数	0人	0人
105	学校安全確保事業	スクールガード・リーダーを委嘱し、学校安全ボランティア(スクールガード)の養成と地域ぐるみの学校安全体制づくりを推進する。	(事業の継続)	継続	継続

6-3 被害に遭った子どもの保護の推進

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな援助を行います。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
106	児童立ち直り支援活動事業	各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して、被害を受けた子どもに対し、継続的支援を効果的に行う。	家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	75%	75%

基本施策 7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進

7-1 児童虐待防止対策の充実

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 児童虐待の早期発見のため、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、民生・児童委員、主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。
- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、親と子の心の健康づくり対策を推進します。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
107	要保護児童対策地域協議会事業★(8)-②	児童虐待防止に係る協議会の充実・強化を図り、相談支援活動を拡充し、児童虐待の未然防止に努める。	家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	75%	75%
108	家庭児童相談事業	虐待やネグレクトなど、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図るとともに、要保護児童の支援に努める。	家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	75%	75%
109	子育て世帯訪問支援事業★(10)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅、訪問支援員が訪問し、家事・子育て当の支援を実施する。	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)
110	児童育成支援拠点事業★(11)	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対し、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談等の支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行う。	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)
111	親子関係形成支援事業★(12)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安に係る保護者同志が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける。	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)	(実施段階において検討)

7-2 ひとり親の自立支援の推進

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護更正を図るほか、家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図ります。
- ひとり親家庭の生計の安定に向けた資格取得や就業への支援に努めます。
- ひとり親家庭に対し、貸し付け等の情報提供を行い、経済的助成と児童福祉を推進します。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
112	女性相談支援事業	様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力（DV）の防止に努める。	解決に向けて方向性を見出せるようになった女性の割合	95%	95%
113	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進する。	福祉資金貸付申請に対する進達率	100%	100%
114	ひとり親相談事業	様々な問題を抱えた子育て中の母子・父子家庭の親の相談・指導等の支援に努める。	相談員の関わりが終了した世帯の割合	75%	75%
115	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭の母等やその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、給付金を受けることにより、自立や生活安定を目指した学び直しを支援する。	制度を利用した母子または父子等の数	1人/年	1人/年
116	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給する。	（事業の継続）	645人 （月平均）	継続
117	母子家庭等自立支援給付金事業	指定する教育訓練講座を受講や養成機関で対象資格の養成訓練受講した母子家庭の母等に対し給付金を支給することにより経済的な安定と自立の支援を図る。	講座受講後の就労者数	1人/年	1人/年

7-3 障がい児・医療的ケア児療育事業の充実

■ ■ 実施方針 ■ ■

- 障がい児のための療育の場である児童発達支援事業（イーハトーブ養育センター）や放課後等デイサービス事業等の充実に向けた支援に努めます。
- 医療的ケア児について、医療的ケア児等コーディネーターを基幹相談支援センター及びイーハトーブ養育センターに配置し、各分野にまたがる支援等を調整するとともに、教育・保育施設等における受入れを推進します。

■ ■ 実施事業 ■ ■

NO	事業名	事業内容	指標	令和6年度 実績見込	令和11年度 目標値
118	障がい児通所等給付事業	障がいの特性、発達段階に応じた適切な療育が受けられるよう、障がい児通所サービスの利用等に要する費用の給付を行う。	障がい福祉サービスに満足している障がい児及びその家族の割合	93.9% (令和5年度実績)	94%
119	障がい児支援事業	施設を利用する障がい児の保護者の経済的負担を軽減するため、施設運営団体等へ支援を行う	(事業の継続)	【参考】 給食費補助 3,553食 (令和5年度実績)	継続
再掲	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置等に要する費用の一部を補助する。	(事業の継続)	1施設	継続
再掲	発達支援事業	乳幼児の発達上の課題を早期に把握し、発達を促すため、総合的な指導及び援助を行う	(事業の継続)	継続	継続
再掲	特別支援事業	不登校や別室登校児童生徒の改善の支援、障がいのある児童生徒に対する校内での支援など、児童生徒が豊かな生活を送ることができるよう多様な支援を行う。	不登校児童（生徒）出現率	小学校 1.19% 中学校 3.55%	小学校 1.57% 中学校 5.18%

■ ■ ■ 統合・終了事業 ■ ■ ■

基本 施策 (※)	実施 施策 (※)	事業名	事業内容	統合・終了の別及び理由
I	1	保育園等園庭開放事業	保育園に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・子どもたちとの交流の機会を提供し、支援に努める。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、市事業としての目的を達したと判断し掲載終了。
1	1			
I	1	幼稚園開放事業	親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、子育て支援に努める。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、市事業としての目的を達したと判断し掲載終了。
1	1			
I	2	保育園等地域活動事業	地域住民との世代間交流を始めとする保育園等地域活動を、保育園等の実情に合わせて実施する。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、補助事業も終了したことから、市事業目的を達したと判断し掲載終了。
—	—			
I	3	障がい児の受け入れ支援事業	障がい児の受け入れ体制の確保を支援する。	【統合】施策 I-2 と I-3 の統合により、事業趣旨同一の No. 13 (障がい児保育事業) と統合。
1	2			
I	3	世代間交流事業	老人ホームの訪問等によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、異年齢間の交流を促進する。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、市事業の目的を達したと判断し掲載終了。
—	—			
I	5	放課後子供教室推進事業	学校等の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全な居場所を設置し、様々な体験活動や地域住民との交流を行う。	【終了】令和2年度の実施校(内川目小学校、亀ヶ森小学校)の閉校後、他校での実施に係る要望や実施の動きがなく、掲載終了。
—	—			
I	7	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業を No. 47 (子ども医療費助成事業) に統合。
1	6			
I	7	小学生医療費助成事業	小学生の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業を No. 47 (子ども医療費助成事業) に統合。
1	6			
I	7	中学生医療費助成事業	中学生の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業を No. 47 (子ども医療費助成事業) に統合。
1	6			
I	7	高校生等医療費助成事業	高校生等の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業を No. 47 (子ども医療費助成事業) に統合。
1	6			
I	7	心身障がい児医療費助成事業	心身に障がいのある児童の保護者が安心して子育てできる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、No. 47 (子ども医療費助成事業) に統合。
1	6			
II	1	こどものためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業	生後6か月から中学生を対象にインフルエンザ予防接種費用を補助し保護者の負担軽減を行う。	【統合】定期予防接種の実施事業と、インフルエンザ、おたふくかぜ等の予防接種に対する補助事業を No. 62 (予防接種事業) に統合。
2	1			
IV	2	放射能公害対策事業	市民の不安を速やかに解消するため、空間放射線量の計測・公表と市民から持ち込まれる食品などに含まれる放射性物質の濃度を測定する。	【終了】持ち込みによる食品等の検査結果においては、基準値を超過したものはない状況が続いているため、本計画としての掲載終了。(取組自体は継続。)
—	—			
IV	4	ユニバーサルデザイン化推進事業	公共施設交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン化に努める。	【終了】公共施設や交通機関の整備においては、バリアフリー対策が行われることが通常であり、市の取り組みも周知活動のみとなっているため、本計画としての掲載終了。
—	—			

第2期・第3期の施策数及び事業数比較

■ ■ 基本施策・実施施策 ■ ■

基本施策（7 施策）	第2期計画実施施策（29 施策）	第3期計画実施施策（23 施策）
1 地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実 3 幼児教育における支援の充実	2 幼児教育・保育サービスの充実 (統合：施策1－2へ)
3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(統合；施策4－3へ)
4 子育てを支援する生活環境の整備	2 安全な生活環境の確保 3 安全な道路交通環境の整備 4 安心して外出できる環境の整備 5 安全・安心なまちづくりの推進	(削除：主要事業の終了による) (統合：施策4－3へ) 2 安心して外出できる環境の整備 3 安全・安心なまちづくりの推進
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	2 仕事と子育ての両立の推進	(統合：施策5－1へ)
7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	3 発達相談・支援の充実	(統合：施策3－2へ)

■ ■ 施策別主要事業数 ■ ■

第2期計画 109事業

見直し事業数	基本 施策	実施 施策	事業名
統合前(7)	I	2	障がい児保育事業
2事業	I	3	障がい児の受け入れ支援事業
5事業	I	7	乳幼児医療費助成事業
	I	7	小学生医療費助成事業
	I	7	中学生医療費助成事業
	I	7	高校生等医療費助成事業
	I	7	心身障がい児医療費助成事業
	II	1	予防接種事業
	II	1	こどものためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業
掲載終了	I	1	保育園等園庭開放事業
7事業	I	1	幼稚園開放事業
	I	2	保育園等地域活動事業
	I	3	世代間交流事業
	I	5	放課後子供教室推進事業
	IV	2	放射能公害対策事業
	IV	4	ユニバーサルデザイン化推進事業

第3期計画 119事業

見直し事業数	基本 施策	実施 施策	事業名
統合後(2)	1	2	障がい児保育事業
1事業	1	6	子ども医療費助成事業
1事業	2	1	予防接種事業
新規掲載	1	2	医療的ケア児保育支援事業
24事業	1	2	乳児のための支援給付(こども誰でも通園制度)(R7)乳児等通園支援事業★
	1	5	学童クラブ施設整備事業
	1	5	公園整備事業
	1	5	(仮称)子育て支援複合施設整備調査検討事業
	1	6	在宅育児支援事業
	1	6	妊産婦交通費支援事業
	1	6	周産期医療確保対策事業
	1	6	不妊治療支援事業
	1	6	出産・子育て応援事業
	1	6	生活困窮者支援事業
	1	6	こども食堂等運営支援事業
	1	6	学校給食費負担軽減事業
	2	1	産後ケア等事業
	2	2	学校給食センター整備事業
	3	2	保育・教育アドバイザー派遣事業
	3	3	小学校施設維持事業
	3	3	中学校施設維持事業
	3	3	義務教育学校整備事業
	4	1	若者世代等空き家取得奨励金(子育て加算)
	4	1	地域優良賃貸住宅等支援事業
	7	1	子育て世帯訪問支援事業
	7	1	児童育成支援拠点事業
	7	1	親子関係形成支援事業

第 5 章 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保 (子ども・子育て支援事業計画)

第 1 節 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に記載のある教育・保育事業を提供する基礎となる市内の区域のことです。保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案したうえで市が設定します。

本市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として、教育・保育提供区域を次のとおり設定します。

(1) 子ども・子育て支援給付

教育・保育（子ども・子育て支援給付）の提供区域については、第 2 期計画に引き続き、4 地域（花巻、大迫、石鳥谷、東和）とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業・新たに創設される事業について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、延長保育事業は教育・保育提供施設において実施するため 4 地域とするほか、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は小学校区とし、その他の事業に関しては、全市域を提供区域とします。

また、令和 6 年度より創設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業や、令和 7 年度から地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、支援内容を拡充する産後ケア事業については、全市域を提供区域として引き続き取り組みます。

なお、令和 7 年度から法制化される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和 8 年度に新設される国の「乳児等のための支援給付」に位置付け、実施・検討を進めます。

図表 教育・保育提供区域の設定

事業名		提供区域		
		全市域	4 地域	小学校区
教育・保育（子ども・子育て支援給付）			○	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	○		
	② 延長保育事業		○	
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	○		
	④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○		
	⑤ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）			○
	⑥ 子育て短期支援事業	○		
	⑦ 乳児家庭全戸訪問事業	○		
	⑧-1 養育支援訪問事業	○		
	⑧-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）	○		
	⑨ 地域子育て支援拠点事業	○		
	⑩ 一時預かり事業	○		
	⑪ 病児保育事業	○		
	⑫ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	○		
	⑬ 妊婦健康診査	○		

図表 第3期計画からの追加事業に係る教育・保育提供区域の設定

事業名		提供区域		
		全市域	4 地域	小学校区
令和7年度以降 地域子ども・子育て支援事業	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	○		
	⑮ 児童育成支援拠点事業	○		
	⑯ 親子関係形成支援事業	○		
	⑰ 産後ケア事業	○		
令和8年度以降 乳児等のための支援給付	● 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	○		

第2節 教育・保育の提供

1 計画期間における児童数の推計

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みの算出にあたって、基本となる本市の子どもの推計人口については、以下のとおりです。

図表 児童数の推計（0～11歳）
（令和2年（2020）～令和11年（2029）） （単位：人）

	実績値					推計値				
	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	令和 7年 (2025)	令和 8年 (2026)	令和 9年 (2027)	令和 10年 (2028)	令和 11年 (2029)
0歳	489	489	426	468	367	369	359	350	341	333
1歳	554	512	510	450	490	385	387	377	368	359
2歳	655	571	517	515	454	498	391	393	383	374
3歳	639	663	573	525	524	459	503	395	397	387
4歳	652	643	673	575	542	529	464	508	399	401
5歳	681	660	649	677	575	547	534	469	513	403
6歳	722	689	660	652	685	581	550	519	455	495
7歳	696	722	687	657	656	685	581	550	519	455
8歳	695	702	724	684	661	656	685	581	550	519
9歳	739	699	702	719	687	661	656	685	581	550
10歳	730	735	701	701	721	687	661	656	685	581
11歳	851	732	734	700	702	721	687	661	656	685
0～2歳	1,698	1,572	1,453	1,433	1,311	1,252	1,137	1,120	1,092	1,066
3～5歳	1,972	1,966	1,895	1,777	1,641	1,535	1,501	1,372	1,309	1,191
0～5歳	3,670	3,538	3,348	3,210	2,952	2,835	2,736	2,639	2,597	2,500
6～11歳	4,450	4,295	4,220	4,131	4,129	4,005	3,835	3,692	3,506	3,362

注：実績は住民基本台帳（各年4月1日）

[児童数の推計方法（変化率法）]

- 0～5歳については、令和2年（2020）～令和6年（2024）の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いたコーホート変化率法により推計を行っています。
- 6～11歳については、第2期計画までコーホート変化率法による推計を行っていましたが、より実態に近い推計値として、第3期計画では花巻市教育委員会が算出した、学区内の出生児童数に前年度の当該校への平均入学率を乗じた推計値を使用します。なお、児童数の合計には、特別支援学級在籍者を含みます。

2 教育・保育施設の充実

教育・保育施設の充実に向けて各認定区分における計画期間（令和 7 年度（2025）～令和 11 年度（2029））の「量の見込み」については、令和 2 年度～令和 6 年度の市内全体の児童数及び花巻・大迫・石鳥谷・東和地域での教育・保育施設の利用実績の推移をもとに算出します。

また、設定した「量の見込み」に対し、当該年度中にどのくらいの定員や施設数等を確保するか、という年度ごとの目標数値として「確保の方策」をまとめます。

【見込み量の推計方法】

- 各認定区分における計画期間（令和 7 年度（2025）～令和 11 年度（2029））の利用見込みについては、令和 2 年度～令和 6 年度の市内全体の児童数、花巻・大迫・石鳥谷・東和地域での教育・保育施設の利用実績の推移をもとに、認定区分による利用割合の平均増減率から利用割合を推計し、各年齢区分の児童数を乗じて算出しました。

（認定区分による利用割合の平均増減率の算出、利用割合の推計方法について）

- ・ 認定区分ごとに市全体の対象児童数に占める利用割合の平均増減率を算出し、令和 7 年以降も令和 2 年～令和 6 年の平均増減率と同程度で推移すると予測し、各年度の利用割合を推計しています。

平均増減率＝（令和 2 年の利用割合※－令和 6 年の利用割合※）÷ 4（実績期間）

※利用割合＝（当該年度における市全体の対象児童数）÷（各施設・事業の第 2 期計画期間の利用者数）

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは、市全体で最大 2,370 人程度であり、計画最終年度となる令和 11 年度（2029）には、1,933 人に減少する見込みです。各提供区域において、令和 6 年度時点で開設されている教育・保育施設により必要な利用定員総数を確保します。

(1) 市全体

■ 1号認定及び2号認定【3～5歳（教育・保育）】

(単位：人)

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
3～5歳児数 ①	1,972	1,966	1,895	1,777	1,641	1,535	1,501	1,372	1,309	1,191
利用状況・量の見込み ②	1,926	1,910	1,849	1,749	1,608	1,501	1,468	1,342	1,280	1,165
利用状況・量の見込み(教育)	621	564	504	428	339	306	296	254	228	193
利用状況・量の見込み(保育)	1,305	1,346	1,345	1,321	1,269	1,195	1,172	1,088	1,052	972
施設未利用者数 (②－①)	46	56	46	28	33	34	33	30	29	26

■ 1号認定及び2号認定【3～5歳（教育）】

(単位：人)

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	621	564	504	428	339	306	296	254	228	193
1号認定(特定教育・保育施設) ※1を除く	117	148	141	160	163	168	180	165	158	144
1号認定(確認を受けない幼稚園) ※1を除く	259	180	144	107	55	43	42	38	37	33
幼児期の学校利用希望が強い ※1 新2号認定こども園幼稚園利用	245	236	219	161	121	95	74	51	33	16
確保の方策 ②	1,289	1,202	1,202	1,055	943	943	943	943	943	943
特定教育・保育施設	324	437	437	470	463	463	463	463	463	463
確認を受けない幼稚園	965	765	765	585	480	480	480	480	480	480
需給状況 (②－①)	668	638	698	627	604	637	647	689	715	750
利用率 (①÷3～5歳児数)	31.5%	28.7%	26.6%	24.1%	20.7%	19.9%	19.7%	18.5%	17.4%	16.2%

■ 2号認定【3～5歳（保育）】

(単位：人)

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	1,305	1,346	1,345	1,321	1,269	1,195	1,172	1,088	1,052	972
特定教育・保育施設	1,271	1,307	1,329	1,301	1,252	1,181	1,159	1,077	1,042	963
特定地域型保育事業	10	11	0	0	1	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	5	10	2	7	2	1	1	0	0	0
認可外保育施設	19	18	14	13	14	13	12	11	10	9
確保の方策 ②	1,423	1,414	1,407	1,357	1,309	1,309	1,309	1,309	1,309	1,309
特定教育・保育施設	1,377	1,370	1,359	1,325	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	26	26	26	14	14	14	14	14	14	14
認可外保育施設	20	18	22	18	21	21	21	21	21	21
需給状況 (②－①)	118	68	62	36	40	114	137	221	257	337
利用率 (①÷3～5歳児数)	66.2%	68.5%	71.0%	74.3%	77.3%	77.9%	78.1%	79.3%	80.4%	81.6%

■ 3号認定【0歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0歳児数	489	489	426	468	367	369	359	350	341	333
利用状況・量の見込み ①	149	159	122	148	128	133	134	137	141	145
特定教育・保育施設	134	135	116	136	115	120	121	123	126	129
特定地域型保育事業	6	20	6	8	10	11	12	13	14	15
企業主導型保育施設	5	2	0	3	1	0	0	0	0	0
認可外保育施設	4	2	0	1	2	2	1	1	1	1
確保の方策 ②	295	292	274	269	268	268	268	268	268	268
特定教育・保育施設	235	227	232	227	229	229	229	229	229	229
特定地域型保育事業	52	52	31	23	23	23	23	23	23	23
企業主導型保育施設	5	5	5	11	11	11	11	11	11	11
認可外保育施設	3	8	6	8	5	5	5	5	5	5
需給状況（②－①）	146	133	152	121	140	135	134	131	127	123
利用率（①÷0歳児数）	30.5%	32.5%	28.6%	31.6%	34.9%	36.0%	37.3%	39.1%	41.3%	43.5%

■ 3号認定【1・2歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
1・2歳児数	1,209	1,083	1,027	965	944	883	778	770	751	733
利用状況・量の見込み ①	841	811	780	764	754	736	661	654	638	623
特定教育・保育施設	723	695	692	678	661	649	585	578	563	549
特定地域型保育事業	87	86	61	68	64	59	51	49	48	47
企業主導型保育施設	18	19	17	11	22	22	21	23	24	25
認可外保育施設	13	11	10	7	7	6	4	4	3	2
確保の方策 ②	879	856	840	842	806	806	806	806	806	806
特定教育・保育施設	719	703	719	728	704	704	704	704	704	704
特定地域型保育事業	126	125	91	80	68	68	68	68	68	68
企業主導型保育施設	18	18	18	24	24	24	24	24	24	24
認可外保育施設	16	10	12	10	10	10	10	10	10	10
需給状況（②－①）	38	45	60	78	52	70	145	152	168	183
利用率（①÷1・2歳児数）	69.6%	74.9%	75.9%	79.2%	79.9%	83.3%	85.0%	84.9%	85.0%	85.0%

※特定教育・保育施設：保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(2) 花巻地域

■ 1号認定及び2号認定【3～5歳（教育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	605	548	488	407	326	293	282	241	215	181
1号認定（特定教育・保育施設） ※1を除く	105	133	125	140	150	155	166	152	145	132
1号認定（確認を受けない幼稚園） ※1を除く	259	180	144	107	55	43	42	38	37	33
幼児期の学校利用希望が強い ※1 新2号認定こども園幼稚園利用	241	235	219	160	121	95	74	51	33	16
確保の方策 ②	1,229	1,127	1,127	980	913	913	913	913	913	913
特定教育・保育施設	264	362	362	395	433	433	433	433	433	433
確認を受けない幼稚園	965	765	765	585	480	480	480	480	480	480
需給状況（②－①）	624	579	639	573	587	620	631	672	695	732
利用率（①÷3～5歳児数）	30.7%	27.9%	25.8%	22.9%	19.9%	19.1%	18.8%	17.6%	16.4%	15.2%

■ 2号認定【3～5歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	947	969	988	1,005	984	931	917	856	823	756
特定教育・保育施設	913	930	972	985	967	917	904	845	813	747
特定地域型保育事業	10	11	0	0	1	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	5	10	2	7	2	1	1	0	0	0
認可外保育施設	19	18	14	13	14	13	12	11	10	9
確保の方策 ②	952	949	942	926	926	926	926	926	926	926
特定教育・保育施設	906	905	894	894	891	891	891	891	891	891
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	26	26	26	14	14	14	14	14	14	14
認可外保育施設	20	18	22	18	21	21	21	21	21	21
需給状況（②－①）	5	-20	-46	-79	-58	-5	9	70	103	170
利用率（①÷3～5歳児数）	48.0%	49.3%	52.1%	56.6%	60.0%	60.7%	61.1%	62.4%	62.9%	63.5%

■ 3号認定【0歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	122	122	100	124	113	118	120	123	126	129
特定教育・保育施設	107	98	94	112	100	105	107	109	111	113
特定地域型保育事業	6	20	6	8	10	11	12	13	14	15
企業主導型保育施設	5	2	0	3	1	0	0	0	0	0
認可外保育施設	4	2	0	1	2	2	1	1	1	1
確保の方策 ②	246	244	226	221	220	220	220	220	220	220
特定教育・保育施設	188	181	186	181	181	181	181	181	181	181
特定地域型保育事業	50	50	29	21	23	23	23	23	23	23
企業主導型保育施設	5	5	5	11	11	11	11	11	11	11
認可外保育施設	3	8	6	8	5	5	5	5	5	5
需給状況（②－①）	124	122	126	97	107	102	100	97	94	91
利用率（①÷0歳児数）	24.9%	24.9%	23.5%	26.5%	30.8%	32.0%	33.4%	35.1%	37.0%	38.7%

■ 3号認定【1・2歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	656	657	623	616	619	604	549	545	536	519
特定教育・保育施設	538	544	538	531	526	517	473	469	461	445
特定地域型保育事業	87	83	58	67	64	59	51	49	48	47
企業主導型保育施設	18	19	17	11	22	22	21	23	24	25
認可外保育施設	13	11	10	7	7	6	4	4	3	2
確保の方策 ②	664	644	628	631	612	612	612	612	612	612
特定教育・保育施設	507	494	510	520	510	510	510	510	510	510
特定地域型保育事業	123	122	88	77	68	68	68	68	68	68
企業主導型保育施設	18	18	18	24	24	24	24	24	24	24
認可外保育施設	16	10	12	10	10	10	10	10	10	10
需給状況（②－①）	8	-13	5	15	-7	8	63	67	76	93
利用率（①÷1・2歳児数）	54.3%	60.7%	60.7%	63.8%	65.6%	68.4%	70.1%	70.8%	71.4%	70.8%

※特定教育・保育施設：保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※利用率：市全域児童数に対する利用割合

(3) 大迫地域

■ 1号認定及び2号認定【3～5歳（教育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号認定（特定教育・保育施設） ※1を除く	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号認定（確認を受けない幼稚園） ※1を除く	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼児期の学校利用希望が強い ※1 新2号認定こども園幼稚園利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用率（①÷3～5歳児数）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■ 2号認定【3～5歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	42	56	52	51	39	37	38	35	34	32
特定教育・保育施設	42	56	52	51	39	37	38	35	34	32
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	81	81	81	81	59	59	59	59	59	59
特定教育・保育施設	81	81	81	81	59	59	59	59	59	59
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	39	25	29	30	20	22	21	24	25	27
利用率（①÷3～5歳児数）	2.1%	2.8%	2.7%	2.9%	2.4%	2.4%	2.5%	2.6%	2.6%	2.7%

■ 3号認定【0歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	2	5	3	1	1	1	1	1	0	0
特定教育・保育施設	2	5	3	1	1	1	1	1	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	4	1	3	5	5	5	5	5	6	6
利用率（①÷0歳児数）	0.4%	1.0%	0.7%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%

■ 3号認定【1・2歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	25	18	22	19	13	11	8	7	5	4
特定教育・保育施設	25	18	22	19	13	11	8	7	5	4
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	33	33	33	33	25	25	25	25	25	25
特定教育・保育施設	33	33	33	33	25	25	25	25	25	25
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	8	15	11	14	12	14	17	18	20	21
利用率（①÷1・2歳児数）	2.1%	1.7%	2.1%	2.0%	1.4%	1.2%	1.0%	0.9%	0.7%	0.5%

※特定教育・保育施設：保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※利用率：市全域児童数に対する利用割合

(4) 石鳥谷地域

■ 1号認定及び2号認定【3～5歳（教育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	0	0	0	0	2	2	3	3	3	3
1号認定（特定教育・保育施設） ※1を除く	0	0	0	0	2	2	3	3	3	3
1号認定（確認を受けない幼稚園） ※1を除く	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼児期の学校利用希望が強い ※1 新2号認定こども園幼稚園利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	0	0	0	0	15	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	0	0	0	0	15	15	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	0	0	0	0	13	13	12	12	12	12
利用率（①÷3～5歳児数）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%

■ 2号認定【3～5歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	204	217	215	190	180	171	169	157	152	140
特定教育・保育施設	204	217	215	190	180	171	169	157	152	140
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	236	236	236	211	185	185	185	185	185	185
特定教育・保育施設	236	236	236	211	185	185	185	185	185	185
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	32	19	21	21	5	14	16	28	33	45
利用率（①÷3～5歳児数）	10.3%	11.0%	11.3%	10.7%	11.0%	11.1%	11.3%	11.4%	11.6%	11.8%

■ 3号認定【0歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	18	25	12	20	11	10	9	8	9	10
特定教育・保育施設	18	25	12	20	11	10	9	8	9	10
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
特定教育・保育施設	27	27	27	27	29	29	29	29	29	29
特定地域型保育事業	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	11	4	17	9	18	19	20	21	20	19
利用率（①÷0歳児数）	3.7%	5.1%	2.8%	4.3%	3.0%	2.7%	2.5%	2.3%	2.7%	3.0%

■ 3号認定【1・2歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	115	95	100	93	88	82	72	71	69	73
特定教育・保育施設	115	92	97	92	88	82	72	71	69	73
特定地域型保育事業	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	105	105	105	105	96	96	96	96	96	96
特定教育・保育施設	102	102	102	102	96	96	96	96	96	96
特定地域型保育事業	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	-10	10	5	12	8	14	24	25	27	23
利用率（①÷1・2歳児数）	9.5%	8.8%	9.7%	9.6%	9.3%	9.3%	9.3%	9.2%	9.2%	10.0%

※特定教育・保育施設：保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※利用率：市全域児童数に対する利用割合

(5) 東和地域

■ 1号認定及び2号認定【3～5歳（教育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	16	16	16	21	11	11	11	10	10	9
1号認定（特定教育・保育施設） ※1を除く	12	15	16	20	11	11	11	10	10	9
1号認定（確認を受けない幼稚園） ※1を除く	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼児期の学校利用希望が強い ※1 新2号認定こども園幼稚園利用	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	60	75	75	75	15	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	60	75	75	75	15	15	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	44	59	59	54	4	4	4	5	5	6
利用率（①÷3～5歳児数）	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%

■ 2号認定【3～5歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	112	104	90	75	66	56	48	40	43	44
特定教育・保育施設	112	104	90	75	66	56	48	40	43	44
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	154	148	148	139	139	139	139	139	139	139
特定教育・保育施設	154	148	148	139	139	139	139	139	139	139
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	42	44	58	64	73	83	91	99	96	95
利用率（①÷3～5歳児数）	5.7%	5.3%	4.7%	4.2%	4.0%	3.6%	3.2%	2.9%	3.3%	3.7%

■ 3号認定【0歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	7	7	7	3	3	4	4	5	6	6
特定教育・保育施設	7	7	7	3	3	4	4	5	6	6
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
特定教育・保育施設	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	7	6	6	10	10	9	9	8	7	7
利用率（①÷0歳児数）	1.4%	1.4%	1.6%	0.6%	0.8%	1.1%	1.1%	1.4%	1.8%	1.8%

■ 3号認定【1・2歳（保育）】

（単位：人）

区分	実績					推計（利用割合の平均増減率による推計）				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み ①	45	41	35	36	34	39	32	31	28	27
特定教育・保育施設	45	41	35	36	34	39	32	31	28	27
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	77	74	74	73	73	73	73	73	73	73
特定教育・保育施設	77	74	74	73	73	73	73	73	73	73
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況（②－①）	32	33	39	37	39	34	41	42	45	46
利用率（①÷1・2歳児数）	3.7%	3.8%	3.4%	3.7%	3.6%	4.1%	4.1%	4.0%	3.7%	3.7%

※特定教育・保育施設：保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※利用率：市全域児童数に対する利用割合

第3節 地域子ども・子育て支援事業等の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業等の充実に向けて計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「量の見込み」については、令和2年度～令和6年度の市内全体の児童数、利用実績の推移をもとに算出します。

また、設定した「量の見込み」に対応し、当該年度中にどの程度の定員や施設数等を確保するかについて、年度ごとの「確保の方策」を目標数値としてまとめます。

（1）利用者支援事業

①こども家庭センター型

【事業概要】

- 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 令和6年度現在で設置されている施設数である1施設を、令和7年度（2025）以降も維持するものとして推計しています。

【確保の方策】

- 子ども及びその保護者等または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保健師等の専門職がすべての妊婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等に対しきめ細やかな支援を行う施設（こども家庭センター）を維持します。

（単位：か所）

区分	実績					推計				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
実施か所数（母子保健型） ※令和6年度以降はこども 家庭センター型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

②妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

- 妊婦及びその配偶者等に対して、面談等の実施により、妊婦等の心身の状況等の把握を行うほか、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 計画期間における各年4月1日現在の0歳児推計人口を妊娠届出数とみなし、本事業で定める面談の基準回数である3回を乗じて推計しています。

【確保の方策】

- 面談実施に必要となる保健師等の専門職を確保し、すべての妊婦等を対象とした複数回の面談等を実施します。

(単位：回)

区分		推計				
		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み	a. 妊娠届出数(0歳児数：推計)	369	359	350	341	333
	b. 1組当たり面談回数(回)	3	3	3	3	3
	(a×b)面談実施合計回数(回)	1,107	1,077	1,050	1,023	999
確保の方策 (こども家庭センター)	面談実施合計回数(回)	1,107	1,077	1,050	1,023	999

(2) 延長保育事業

【事業概要】

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて、保育園、認定こども園等で保育を実施する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 各地域の「保育園・認定こども園等利用者」、「利用者数」から、「一人当たり利用回数」を算出し、「保育園・認定こども園等利用者」、「一人当たり利用回数」の2つの推移傾向から、重回帰分析により推計した計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「一人当たり利用回数」に、「保育園・認定こども園等利用者」を乗じて推計しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は市全体で 1,606～1,950 人と見込まれます。花巻・大迫・石鳥谷・東和の各提供区域において、令和6年度時点で実施している保育園、認定こども園 41 施設における事業継続により、必要利用数を確保します。

（年間延べ利用数 単位：人回・か所）

区分		実績					推計				
		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
市 全 域	保育園・認定こども園等利用者①	2,165	2,140	2,140	2,116	2,028	1,950	1,864	1,764	1,706	1,606
	利用状況・量の見込み②	21,407	20,665	21,380	19,130	20,567	21,540	22,440	23,450	24,020	24,870
	一人当たり利用回数	9.89	9.66	9.99	9.04	10.14	11.05	12.04	13.29	14.08	15.49
	施設数	44	45	44	43	41	41	41	41	41	41
花 巻 地 域	保育園・認定こども園等利用者①	1,595	1,572	1,604	1,628	1,593	1,539	1,483	1,409	1,360	1,270
	利用状況・量の見込み②	17,962	16,384	16,820	15,302	16,773	17,890	18,920	20,090	20,740	21,690
	一人当たり利用回数	11.26	10.42	10.49	9.40	10.53	11.62	12.76	14.26	15.25	17.08
	施設数	33	34	33	32	32	32	32	32	32	32
大 迫 地 域	保育園・認定こども園等利用者①	69	79	77	71	53	49	47	43	39	36
	利用状況・量の見込み②	823	686	890	723	759	740	720	690	660	620
	一人当たり利用回数	11.93	8.68	11.56	10.18	14.32	15.03	15.39	16.10	16.81	17.35
	施設数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
石 鳥 谷 地 域	保育園・認定こども園等利用者①	337	337	327	303	279	263	250	236	230	223
	利用状況・量の見込み②	2,261	3,241	3,043	2,515	2,401	2,270	2,170	2,060	2,010	1,950
	一人当たり利用回数	6.71	9.62	9.31	8.30	8.61	8.65	8.68	8.72	8.73	8.75
	施設数	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
東 和 地 域	保育園・認定こども園等利用者①	164	152	132	114	103	99	84	76	77	77
	利用状況・量の見込み②	361	354	627	590	634	640	630	610	610	610
	一人当たり利用回数	2.20	2.33	4.75	5.18	6.16	6.43	7.45	7.99	7.92	7.92
	施設数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 日用品等支給者数、副食材料費支給者数ごとに算出した、実績期間（令和２年度（2020）～令和５年度（2023））の０～５歳児数の「一人当たりの利用回数」の平均に、「０～５歳児数」を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 教育・保育施設等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等を対象となる児童に給付します。

（単位：人）

区分	実績					推計				
	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)	令和 ６年度 (2024)	令和 ７年度 (2025)	令和 ８年度 (2026)	令和 ９年度 (2027)	令和 １０年度 (2028)	令和 １１年度 (2029)
０～５歳児数	3,670	3,538	3,348	3,210	2,952	2,787	2,638	2,492	2,401	2,257
日用品等支給者利用割合	2.56%	3.39%	3.58%	0.93%	2.62%	2.62%	2.62%	2.62%	2.62%	2.62%
副食材料費支給者利用割合	30.87%	26.54%	13.95%	10.84%	20.55%	20.55%	20.55%	20.55%	20.55%	20.55%
利用状況・量の見込み	1,227	1,059	587	378	380	360	340	330	310	290
日用品等支給者数	94	120	120	30	80	70	70	70	60	60
副食材料費支給者数	1,133	939	467	348	300	290	270	260	250	230

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

- 多様なニーズに対応するため、子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保の方策】

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や必要性などを主な観点として、事業者と協議を行い、参入及び能力活用を支援します。

(5) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

- 労働等により放課後に保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の推計方法】

- 各小学校区の低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）の「児童数」に占める「利用者数」から利用率を算出し、令和7年（2025）以降の利用割合も令和2年（2020）～令和6年（2024）の平均増減率の伸びと同程度で推移すると予測し、各年度の「利用率」を推計し、各小学校区の1～3年生、4～6年生の「児童数」に推計した「利用率」を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は市全体で1,262人～1,341人と見込まれます。各小学校区を基本に令和6年度時点で開設している学童クラブ20施設及び令和7年度から開設する2施設を合わせた22施設において、事業を施設することにより、必要利用定員総数を確保します。
- 確保の方策数は、学童クラブ施設の専有区画（保育有効）面積上の受入可能数で算出しています。

（単位：人）

区分		実績					推計				
		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
市 全 域	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	1,154	1,165	1,175	1,271	1,324	1,341	1,333	1,297	1,263	1,262
	低学年(1～3年生)	900	912	923	958	1,010	1,007	988	932	894	890
	高学年(4～6年生)	254	253	252	313	314	334	345	365	369	372
	確保の方策 (受入可能数) ②	1,479	1,511	1,550	1,642	1,723	1,793	1,793	1,793	1,793	1,793
	需給状況(②－①)	325	346	375	371	399	452	460	496	530	531
花 巻 小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	79	78	74	83	80	82	77	83	88	93
	低学年(1～3年生)	52	59	56	61	64	67	62	70	75	82
	高学年(4～6年生)	27	19	18	22	16	15	15	13	13	11
	確保の方策 (受入可能数) ②	112	112	112	112	112	142	142	142	142	142
	需給状況(②－①)	33	34	38	29	32	60	65	59	54	49
若 葉 小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	182	199	206	229	235	237	233	218	213	207
	低学年(1～3年生)	151	167	170	188	196	194	187	169	164	159
	高学年(4～6年生)	31	32	36	41	39	43	46	49	49	48
	確保の方策 (受入可能数) ②	160	160	199	199	280	280	280	280	280	280
	需給状況(②－①)	-22	-39	-7	-30	45	43	47	62	67	73

		実績					推計				
区分		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
桜台小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	108	110	125	139	150	157	163	167	170	179
	低学年(1～3年生)	96	94	106	116	126	129	131	132	132	139
	高学年(4～6年生)	12	16	19	23	24	28	32	35	38	40
	確保の方策 (受入可能数) ②	146	146	146	189	189	229	229	229	229	229
	需給状況 (②－①)	38	36	21	50	39	72	66	62	59	50
南城小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	115	138	131	158	170	173	180	177	188	198
	低学年(1～3年生)	98	115	102	117	127	127	127	119	127	135
	高学年(4～6年生)	17	23	29	41	43	46	53	58	61	63
	確保の方策 (受入可能数) ②	157	157	157	206	206	206	206	206	206	206
	需給状況 (②－①)	42	19	26	48	36	33	26	29	18	8
湯口小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	73	60	59	55	53	48	48	44	42	36
	低学年(1～3年生)	55	43	38	36	34	32	34	30	29	21
	高学年(4～6年生)	18	17	21	19	19	16	14	14	13	15
	確保の方策 (受入可能数) ②	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
	需給状況 (②－①)	3	16	17	21	23	28	28	32	34	40
湯本小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	60	62	59	66	63	67	64	65	53	48
	低学年(1～3年生)	38	41	45	50	47	50	47	48	36	33
	高学年(4～6年生)	22	21	14	16	16	17	17	17	17	15
	確保の方策 (受入可能数) ②	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
	需給状況 (②－①)	9	7	10	3	6	2	5	4	16	21
矢沢小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	119	111	85	93	105	104	103	91	88	83
	低学年(1～3年生)	85	82	74	76	81	81	81	68	65	61
	高学年(4～6年生)	34	29	11	17	24	23	22	23	23	22
	確保の方策 (受入可能数) ②	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142
	需給状況 (②－①)	23	31	57	49	37	38	39	51	54	59
宮野目小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	63	79	93	92	83	87	89	92	91	87
	低学年(1～3年生)	58	72	87	80	71	73	74	76	73	68
	高学年(4～6年生)	5	7	6	12	12	14	15	16	18	19
	確保の方策 (受入可能数) ②	63	95	95	95	95	95	95	95	95	95
	需給状況 (②－①)	0	16	2	3	12	8	6	3	4	8

(単位：人)

区分		実績					推計				
		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
太田小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	58	52	49	51	53	53	53	55	51	53
	低学年(1～3年生)	32	27	32	29	28	25	28	30	28	27
	高学年(4～6年生)	26	25	17	22	25	28	25	25	23	26
	確保の方策 (受入可能数) ②	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
	需給状況 (②－①)	7	13	16	14	12	12	12	10	14	12
笹間第 小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	42	38	43	39	41	39	38	36	34	36
	低学年(1～3年生)	36	31	29	22	29	27	25	20	18	20
	高学年(4～6年生)	6	7	14	17	12	12	13	16	16	16
	確保の方策 (受入可能数) ②	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
	需給状況 (②－①)	44	48	43	47	45	47	48	50	52	50
大迫小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	19	20	24	28	32	32	36	34	33	34
	低学年(1～3年生)	16	17	20	20	23	23	27	22	21	20
	高学年(4～6年生)	3	3	4	8	9	9	9	12	12	14
	確保の方策 (受入可能数) ②	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	需給状況 (②－①)	29	28	24	20	16	16	12	14	15	14
石鳥谷小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	50	34	31	26	52	52	52	47	42	48
	低学年(1～3年生)	44	30	27	24	45	44	44	38	32	38
	高学年(4～6年生)	6	4	4	2	7	8	8	9	10	10
	確保の方策 (受入可能数) ②	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
	需給状況 (②－①)	9	25	28	33	7	7	7	12	17	11
新堀小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	27	32	32	34	28	27	27	24	20	18
	低学年(1～3年生)	20	20	18	23	17	15	12	11	8	7
	高学年(4～6年生)	7	12	14	11	11	12	15	13	12	11
	確保の方策 (受入可能数) ②	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
	需給状況 (②－①)	37	32	32	30	36	37	37	40	44	46
八幡小	利用状況・量の見込み (1～6年生) ①	41	38	28	44	42	44	38	39	40	39
	低学年(1～3年生)	40	34	21	32	35	37	29	28	27	28
	高学年(4～6年生)	1	4	7	12	7	7	9	11	13	11
	確保の方策 (受入可能数) ②	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
	需給状況 (②－①)	27	30	40	24	26	24	30	29	28	29

(単位：人)

区分		実績					推計				
		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
八重畑小	利用状況・量の見込み (1～6 年生) ①	43	37	40	42	38	38	34	34	29	25
	低学年(1～3 年生)	24	20	23	26	26	26	22	22	18	16
	高学年(4～6 年生)	19	17	17	16	12	12	12	12	11	9
	確保の方策 (受入可能数) ②	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
	需給状況 (②－①)	26	32	29	27	31	31	26	32	29	27
東和小	利用状況・量の見込み (1～6 年生) ①	75	77	96	92	99	101	98	91	81	78
	低学年(1～3 年生)	55	60	75	58	61	57	58	49	41	36
	高学年(4～6 年生)	20	17	21	34	38	44	40	42	40	42
	確保の方策 (受入可能数) ②	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
	需給状況 (②－①)	20	18	-1	3	-4	-6	-3	4	14	17

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 令和2年度（2020）～令和5年度（2023）の利用出現率実績の伸び率から推計した今後の利用出現率に、0～5歳児の見込児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は市全体で延べ60～78人と見込まれます。令和6年度時点で当該事業を実施している市内外の4施設の事業継続により、必要利用数を確保します。

（単位：人）

区分	実績					推計				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0～5歳児数	3,670	3,538	3,348	3,210	2,952	2,787	2,638	2,492	2,401	2,257
利用状況・量の見込み	0	14	17	40	51	60	66	72	74	78
利用出現率	0.00%	0.40%	0.51%	1.25%	1.74%	2.15%	2.51%	2.87%	3.10%	3.46%

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 本事業は、当該年度の0歳児すべてを対象に実施するため、令和2年（2020）～令和6年（2024）の住民基本台帳の0歳児人口（各年4月1日現在）を用いたコーホート変化率法により算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は市全体で333～369人と見込まれます。保健師等の専門職が乳児のいる全ての家庭を計画的に訪問します。

（単位：人）

区分	実績					推計				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児数	489	489	426	468	367	369	359	350	341	333
利用状況・量の見込み	469	445	455	380	367	369	359	350	341	333

（８）養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

【事業概要】

- 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 令和２年度（2020）～令和５年度（2023）の利用出現率実績の伸び率から推計した今後の利用出現率に、０～５歳児の見込児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は市全体で延べ 163～172 人と見込まれます。助産師が、養育支援が必要な家庭に対して、訪問援助等を行います。

（単位：人）

区分	実績					推計				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
0～5 歳児数	3, 670	3, 538	3, 348	3, 210	2, 952	2, 787	2, 638	2, 492	2, 401	2, 257
利用状況・量の見込み	169	146	189	162	167	172	170	168	166	163
利用出現率	4. 60%	4. 13%	5. 65%	5. 05%	5. 83%	6. 15%	6. 45%	6. 74%	6. 92%	7. 21%

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）

【事業概要】

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【確保の方策】

- こども家庭センターや「要保護児童対策地域協議会」（子どもを守る地域ネットワーク）の運営を推進し、児童虐待の予防・早期発見や適切な保護などを実施します。
- 要保護児童対策協議会では、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うことで、子どもを守る取組を推進します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

- 未就学児及びその保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談や助言及びその他の援助を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 本事業については、「児童数」、「年間延べ利用数」の2つの推移傾向をもとに、重回帰分析による計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「年間延べ利用数」を推計しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は市全体で4,870人～5,010人と見込まれます。令和6年度時点で開設している市内6か所のこどもセンター・地域子育て支援センターの活動を継続することにより、必要利用数を確保します。

（年間延べ利用数 単位：人日・か所）

区分	実績					推計				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0～5歳児数	3,670	3,538	3,348	3,210	2,952	2,787	2,638	2,492	2,401	2,257
一人当たり利用回数	2.01	1.84	1.93	2.96	3.19	3.40	3.67	3.94	4.11	4.38
利用状況・確保の方策	4,093	3,486	3,494	5,002	4,860	4,870	4,960	5,000	5,010	4,990
施設数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

(10) 一時預かり事業

【事業概要】

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における預かり保育（幼稚園型）

【見込み量の推計方法】

- 「幼稚園利用者（新制度移行幼稚園）」、「年間延べ利用数」から「一人当たり利用数」を算出し、「幼稚園利用者（新制度移行幼稚園）」、「一人当たり利用数」の2つの推移傾向をもとに推計した、重回帰分析による計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「一人当たり利用数」に、「幼稚園利用者（新制度移行幼稚園）」を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は市全体で7,309人日と見込まれます。令和6年度時点で

事業を実施している3か所及び令和7年度より新制度に移行見込みの1か所、計4か所の幼稚園における事業実施により、必要利用数を確保します。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

区分	実績					推計				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
幼稚園利用者 (新制度移行幼稚園)	—	43	45	81	103	103	103	103	103	103
年間延べ利用数	—	3,110	2,479	5,574	7,309	7,309	7,309	7,309	7,309	7,309
施設数	—	1	1	2	3	3	3	3	3	3
一人当たり利用数	—	72.3	55.1	68.8	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0

② 保育所等による一時預かり

【見込み量の推計方法】

- 令和2年度(2020)～令和5年度(2023)の「一時預かり事業実績」を、「保育園・認定こども園・幼稚園等を利用しない児童数」で除して算出した「一人当たり利用数」の平均値に、保育園・幼稚園・認定こども園等を利用しない児童数の推計値を乗じて算出しています。
- 子育て援助活動支援事業による一時預かりについては、第2期計画期間(令和2年度(2020)～令和5年度(2023))の利用実績がないことから、令和7年度以降も0人と見込みます。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は市全体で延べ305～391人日と見込まれます。令和6年度時点で実施している19施設の活動を継続することにより、必要利用数を確保します。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

区分	実績					推計				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
保育園・幼稚園・認定こども園等を利用しない児童数	754	658	597	549	462	417	376	360	342	325
利用状況・量の見込み										
一時預かり事業	777	896	382	396	434	391	353	338	321	305
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設数	21	21	20	21	19	19	19	19	19	19
一人当たり利用数	1.0	1.4	0.6	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9

(11) 病児保育事業

【事業概要】

- 病児を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本市では、「病後児型」、「体調不良型」の事業を実施しています。

【見込み量の推計方法】

- 病後児型、体調不良型ともに、「児童数」、病後児・体調不良型による病児保育事業の「利用者数」の2つの推移傾向をもとに、重回帰分析による計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「年間延べ利用数」を推計しています。

【確保の方策】

- 病後児型の計画期間における利用者は、市全体で222～334人回と見込まれます。令和6年度時点で実施している1施設の活動を継続することにより、必要利用数を確保します。
- 体調不良型の計画期間における利用見込みは、市全体で5,009～6,864人回と見込まれます。令和6年度時点で実施している17施設の活動を継続することにより、必要利用数を確保します。

（年間延べ利用数 単位：人回・か所）

区分	実績					推計				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0～5歳児数	3,670	3,538	3,348	3,210	2,952	2,787	2,638	2,492	2,401	2,257
利用状況・量の見込み (病後児型)	55	49	69	160	187	222	253	284	304	334
(病後児型)：施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
利用状況・量の見込み (体調不良児対応型)	2,278	2,280	2,080	4,232	4,431	5,009	5,530	6,041	6,360	6,864
(体調不良児対応型)：施設数	12	13	12	14	17	17	17	17	17	17

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

- 未就学児や小学生等を育てている保護者を会員として、子育てをお手伝いして欲しい方（おねがい会員）と、子育てをお手伝いしてくださる方（あずかり会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 事業実績から、各年度の0～11歳児の「利用出現率」を算出し、「児童数」、「利用出現率」の2つの推移傾向をもとに重回帰分析により推計した計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「利用出現率」に、「将来児童数」を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は、市全体で延べ 943～1,153 人と見込まれます。令和 6 年度時点の子育てをお手伝いして下さる方（あずかり会員）を維持することで、必要数を確保します。
- 事業内容の周知を図ることで、あずかり会員数の拡充に努め、より利用しやすい事業体制の整備に努めます。

(単位：人)

区分	実績					推計				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
0～11 歳児数	8,103	7,817	7,556	7,322	7,064	6,778	6,458	6,144	5,847	5,542
利用状況・量の見込み	1,947	1,439	1,403	1,029	1,202	1,153	1,098	1,045	995	943
利用出現率	24.03%	18.41%	18.57%	14.05%	17.01%	17.01%	17.01%	17.01%	17.01%	17.01%

(13) 妊婦健康診査

【事業概要】

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中（の適時）に必要な応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 当該年度の前年度の 0 歳児数を母子健康手帳交付者と見込み、その人数に一人当たり利用回数（12 回）を乗じて推計しています。

【確保の方策】

- 計画期間における対象者は、市全体で 324～359 人と見込まれます。対象者に妊婦健康診査の受診案内の送付による勧奨を行うとともに、受診料の助成を行います。
- 妊娠・出産にあたり、支援を要する妊婦を早期に発見するとともに、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、切れ目なく支援につながる体制の確保に努めます。

(単位：人)

区分	実績					推計				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
利用状況・量の見込み (母子健康手帳交付者数)	474	428	404	367	369	359	350	341	333	324
利用回数(年間延べ健診数)	5,542	5,131	5,200	4,241	4,428	4,308	4,200	4,092	3,996	3,888
利用回数(一人当たり利用回数)	11.7	12.0	12.9	11.6	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業概要】

- 家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦のほか、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、訪問支援員が家事・子育て等を支援する事業です。

【今後の方向性】

- 相談事業や訪問、健診等の様々な機会のほか、関係機関と連携して情報共有を図るなどして、対象者の把握に努め、事業実施の妥当性や必要性を含め、適切な支援について検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業概要】

- 虐待を防止し、児童にとって最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況を評価し、関係機関へつなぐ等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【今後の方向性】

- 支援の必要な児童の把握に努め、居場所づくりを含む適切な支援について検討します。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

【事業概要】

- 親子間における適切な関係づくりを支援することを目的に、児童との関わり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者（及び児童）に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う事業です。

【今後の方向性】

- 妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談をはじめ、様々な教育・保育施設での状況等から、対象となる保護者や児童の把握に努め、事業実施の妥当性や必要性を含め、適切な支援について検討します。

(17) 産後ケア事業【新規】

【事業概要】

- 産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親（とその子）を対象に、母親の心身のケアや育児をサポートし（産後も）安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的として実施する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 令和2年度から令和5年度における、「出生数」と日帰り型産後ケアの「利用率」の2つの実績値の推移状況から重回帰分析を行い推計した、令和6年度及び計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「利用率」に、各年の出生数（R7以降推計値）を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用者は、市全体で193人～196人と見込まれます。日帰り型の事業を実施している1か所の施設における事業を継続することで見込み量を確保するとともに、宿泊型事業の実施について検討を進めます。

（単位：人・か所）

区分	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
出生数	497	438	467	371	367	369	359	350	341	333
利用率（出生数に対する実利用者数の割合）	23.5 %	30.6 %	35.1 %	52.0 %	51.3 %	52.4 %	54.1 %	55.7 %	57.3 %	58.7 %
利用状況・量の見込み	117	134	164	193	188	193	194	195	195	196
確保の方策（受入可能数）	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576
施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度（2025）に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、試行的に実施する自治体の増加を図り、制度の課題等を解消したうえで、令和8年度（2026）より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」が実施されます。

そのため、市内においても令和7年度より制度化に向けた調査等を実施し、令和8年度からの本格実施に向けた検討を行うこととします。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要】

- すべての自治体で利用できる制度で、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、子どもが保育園等で過ごす機会を保障することを目的としています。
- 生後6か月から2歳までの子どもを、月に10時間まで、保育園等に預けることができる制度です。

【見込み量の推計方法】

- アンケート調査において、0～2歳児の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用したいと回答した保護者の割合（51.5%・P33）に、計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「0～2歳児（未認定者）」を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 市内では、保育施設にすでに通っている児童と一緒に保育を行う「一般型（在園児と合同）」または、利用定員に達しない保育施設が、定員の範囲内で受け入れる「余裕活用型」での実施が考えられます。本事業の実施にあたっては、市内教育・保育施設での受入体制、利用見込を勘案しながらを整備し、受入体制を確保します。

（単位：人・か所）

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0～2歳児（未認定者）	383	342	329	313	298
利用状況・量の見込み	186	166	149	143	136
確保の方策（受入可能数）	0	500	500	500	500
施設数	0	2	2	2	2

第 6 章 計画の着実な推進に向けて

第 1 節 計画の推進体制

- 本計画の趣旨や制度を十分理解し、本計画を推進する当事者として、互いに協力した関係を構築していくために、「花巻市子ども・子育て会議」において子育てに係る各主体の取り組み状況や課題を共有し、施策・事業を計画的・総合的に推進します。

第 2 節 計画の進捗状況の点検・評価

- 子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者など、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「花巻市子ども・子育て会議」において、毎年度、子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検、評価し、必要に応じて改善を促します。
- 計画に定めた「利用見込み」や「確保方策」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合は、計画の中間年である 3 年目を目途に、必要に応じて、「花巻市子ども・子育て会議」を活用して、見直しを行います。